



第 15号

調査研究報告

目 次

CONTENTS

- | | |
|---|----|
| 1 資料報告 埼玉古墳群出土埴輪と土師器の新資料
若松 良一 | 1 |
| 2 稲荷山古墳の築造年代に関する覚書
利根川章彦 | 23 |
| 3 埼玉で発明された農具
一日高市の桑扱器についての報告 I
服部 武 | 53 |

平成14年3月

埼玉県立さきたま資料館

はじめに

さきたま資料館は昭和44年に開館し、以後埼玉古墳群を中心とする古墳時代の考古資料、及び県北地域を中心とした有形民俗資料に関する調査研究・収集保管事業、さらにそれらを活用した展示・教育普及事業を行ってきました。展示室では、金錯銘鉄剣をはじめとする国宝「武藏埼玉稻荷山古墳出土品」や重要有形民俗文化財「北武藏の農具」などの貴重な資料を中心に展示し、多くの来館者を迎えてまいりました。

当館では、埼玉の古墳文化や民俗文化をよりよく理解していただくための数多くの事業を実施しております。平成9年度から取り組んでいる稻荷山古墳の復原整備事業は、昭和初期に失われてしまった前方部を復原することを目的に本年度も継続しています。常設展示のほかにも、夏休み期間を利用してハニワ作り・勾玉作り・七夕馬作りなどを行う体験学習事業「さきたま風土記の丘教室」及び「夏の企画」、小・中学校の休日となる第4土曜日に実施している、生徒・児童を対象にクイズや体験学習によって遊びながら学習する「土曜おもしろ博物館」、一般の方を対象に古墳や民俗に関する講義を行う「さきたまアカデミア」、移築民家を会場に四季折々の行事を展示で紹介する「さきたまの年中行事」を行ってきました。当館の特徴を生かした教育普及活動を豊富にしようと事業の企画・実施を工夫しております。

なお、新学習指導要領に定められ、小・中学校の新たな学習活動として位置付けられている「総合的な学習の時間」が平成14年度から本格実施されますが、当館としての対応について、日々の実践と「さきたまアカデミア『博学連携』」の研修会の報告・討議などを通じて検討を重ねております。

このような館の事業運営は、学芸員の日ごろの地道な調査・研究が基礎となっております。本書は平成13年度の職員の調査研究活動や事業実施に関する成果の一端をまとめたものです。本書が生涯学習や学校教育の場などで広く活用され、県民のみなさまが埼玉の古墳文化や民俗文化を理解するための一助となれば幸いです。

最後になりましたが、当館の運営に日ごろから格別の御指導、御協力いただきました関係者各位に対し、厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成14年3月

埼玉県立さきたま資料館

館長 谷澤 孝

資料報告

埼玉古墳群出土埴輪と土師器の新資料

若 松 良 一

はじめに

行田市埼玉在住の坂本雄誠氏は埼玉古墳群から出土したという埴輪類を採集し保管されている。拝見させてもらったところ、その中に動物埴輪の頭部などを含んでいたので、出土地が確実であれば、埼玉古墳群を研究する上でも有効かつ貴重な資料となるのではないかと考えていた。今回、坂本氏の御理解と御協力を得て、資料報告をさせていただくこととなった。

整理を進めていくにつれ、いくつかの破片が接合し、図抜けて大型の円筒埴輪に組み上がるものがある一方で、それとは対局にある小型円筒埴輪があり、胎土・焼成・色調等も何種類かに分類できること、形象埴輪も種類が多いことなどが明らかとなってきた。

そこで、当館調査の出土資料と比較しながら、資料の分類を行い、実測図の作成を進めていったところ、それぞれの所属候補古墳をある程度推定できるまでになったので、坂本雄誠氏にお願いして、資料の採集場所と採集状況等の聞き取り調査に協力していただいた。坂本氏は注記をしておかなかったことを残念がっておられたが、記憶は鮮明で、小破片を別とすれば、ほとんどの資料の採集場所とその採集状況はもちろん年次まで記憶されていた。そしてその記憶は分類との整合性を有していた。資料の帰属古墳が明らかということは最重要の要件であり、これが確実であれば、埼玉古墳群の研究に益するところは大きく、資料を公表しておけば、さきたま資料館にとって裨益するところが大きいだけでなく、データを研究者共通の財産として利用してもらうことが可能となる。とくに今後しばらくの間は発掘調査の見込みのない古墳の資料は研究の停滞を救う一助となるし、たとえ発掘が行われるとしても形象埴輪などは同一個体は出土しない可能性が大きく、やはりかけがえのない資料ということになろう。

資料報告に当たっては、特徴を明らかにしえない細片を除いてすべての図化を行い、あわせて写真を掲載することにした。

I 資料報告

1 稲荷山古墳出土埴輪

第1図1から3は昔、稻荷山古墳周辺（第4図A範囲）から坂本氏の親戚の子供（小学生）が拾って持ってきたものと考えられるという。1については記憶が薄いようだが、形態と調整技法から稻荷山古墳以外は考えられない。

円筒埴輪（第1図1）

残存率25パーセントのものを復原実測した。最上段と凸帯を挟んだ下段の一部が残存している。寸胴な器形を示し、最上段は直線的に僅かに開く。復原口径は37.6cm、残存高は18.5cmある。口縁

端部は粘土紐を貼り足して外方に屈曲させている。端面は強いナデによって凹線を形成し、両角が鋭く尖る。凸帯は14cm下方に付けられており、断面形は上辺の高い台形を呈し、突出度が高い。幅が狭く、強いヨコナデによって上下と側面が内湾して2本の稜線が巡るため、非常にシャープな印象を受ける。

成形は粘土紐巻き上げで、凸帯裏側と口縁端部外面とに接合痕を残す。製作工程における乾燥単位と推定できる。外面調整は左上りのナナメハケ調整（工具は幅4.2cmに19条のハケメ）で、最上段では、左上りのヘラナデを疎らに加えている。凸帯の貼付け及び調整後に、下段では2次調整として横位のヘラナデを加えている。原体は板状であるが、ハケメがないので、板目（年輪に対して直交方向の端部を使用）と見ることもできる。浅く細い条線を伴う。簾状文のように止めながら施しており、B種ヨコハケに類似する。内面調整は左上りのナナメハケ調整（工具は幅2.6cmに13条のハケメ）で、凸帯裏では指押えの後ヨコナデを、口縁端部では2段のヨコナデを加えている。

胎土には細礫と粗砂を多量に含み、チャート礫・白色パミス・軟質凝灰岩礫（径18mm）・砂岩礫が観察される。焼成は良好で、堅緻。内面は還元がかっている。色調は外面が淡黄褐色、内面が淡褐色を呈する。

最終工程で、外面の全面に赤色彩色を施す。暗橙色の顔料である。口縁部外面の一部には、これとは異なる暗赤褐色（あずき色に近い）の顔料が重ねられており不規則に撫でられているが、内面では垂れる任せた状態であり、容器に入っているか刷毛に含みすぎた塗料を誤ってこぼしてしまったものと想像される。外面のナデはそれを拭き取ろうとした痕跡の可能性が高い。内面に垂れた顔料は還元によって黒色を呈している。

なお、最上段外面に箋先による線刻記号の一部が残存しているが、「×」とみて誤りないだろう。

動物埴輪頭部（第1図2）

口先がややすぼまる円筒形に作られ、口先は粘土で閉塞されている。外面からの竹管刺突で鼻孔を、また、ヘラ切りで口を示す。目はヘラで半円形に切り取っているが、まじりが少し上がっていている。残存法量は幅6.8cm、長さ6.9cm、高さ5.6cmである。

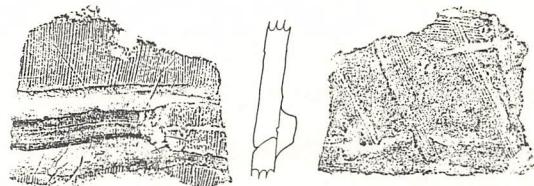
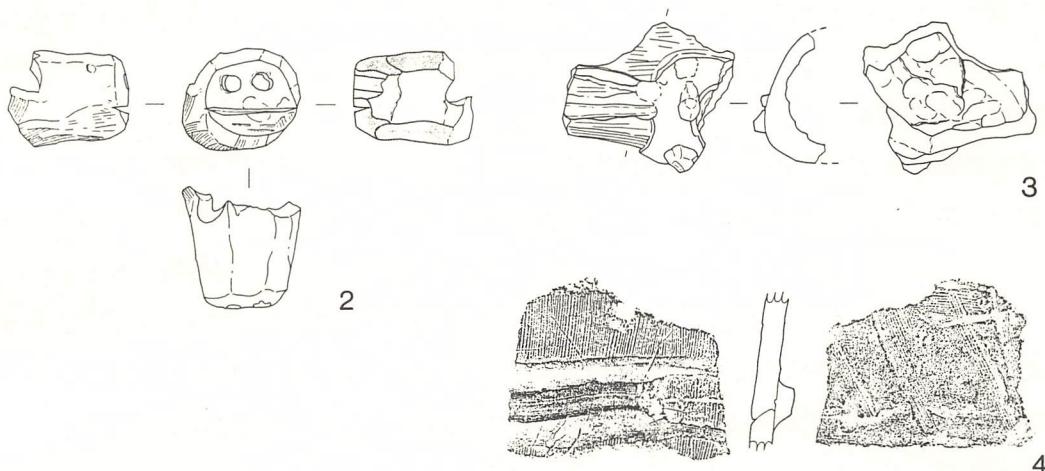
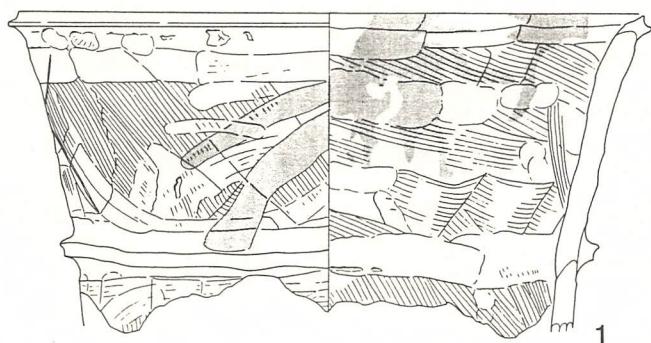
成形は幅の広い粘土紐を首の方から口先に向けて一段ずつ継ぎ足して行い、最後に粘土塊で塞いで鼻面とする。内面には粘土紐接合痕が明瞭に残る。外面調整はハケメの後、ナデ調整を加える。内面調整はユビナデである。鼻面部は叩き具（平行叩き目有り）で叩いた後、ヘラケズリを加えて平坦に仕上げている。

胎土には細砂・白色パミス・雲母・小礫を少量含む。焼成は堅緻で、明赤褐色を呈する。

馬具の装着表現はなく、非常に小型であることから、馬とは考えられない。鹿かと推定するが、角部が残存せず、決め手を欠く。また、犬の可能性も考えられるが、牙の表現はなく、これまた決め手がない。非常に小型の製作であることが留意される。

馬形埴輪頭部（第1図3）

馬の頭部右側面部で、口先付近に当たる部位である。粘土板を貼り付けてf字形鏡板が表現されている。その周縁部には粘土粒を貼り足しており、ヘラ切りによる鈴口の表現はないが、鈴の表現かと思われる。2個所が残り、脱落痕が2個所ある。鏡板に接して2本の粘土紐を貼って面繫と手



第1図 稲荷山古墳・丸墓山古墳出土埴輪実測図（1：4）

綱が表現されている。鼻面部は残存していない。現存長10.0cm、現存幅8.2cmである。

横断面形は下側が平坦となる橢円形であり、幅4cmほどの粘土紐を首から鼻先方面に向けて輪積みを繰り返しながら成形している。外面調整は粗いハケメ（工具は幅1.6cmに7条のハケメ）、内面調整は雑な指ナデのみで、輪積み痕と指押え痕を残す。

胎土には白色パミス・雲母・細砂・チャート細礫を少量含む。焼成は普通、色調は橙褐色を呈する。復元径は8cmほどであり、馬形埴輪としてはかなり小型の部類となる。

2 丸墓山古墳出土埴輪

第1図4と5は坂本雄誠氏が昭和40年頃、丸墓山古墳の墳丘中段テラス部（第4図B地点）にて採集したもので、小さな穴があって、その周囲に散布していたという。

円筒埴輪（第1図4）

曲率からの復原では直径31cmの大型円筒埴輪となる。粘土紐の接合痕が凸帯裏にあり、乾燥単位と凸帯貼付け位置が一致する例である。外面調整は左上りのナナメハケ（工具は幅3.2cmに24条のハケメ）で、下の段から凸帯下をくぐって施されている。2次調整はない。内面調整も左上りのナナメハケで、さらにユビナデを加えるが、不十分で、ハケメが多く残る。ハケメ工具幅は5.0cmあるが、おそらく外面と同一のものであろう。外面ではハケメの切り合いのために工具の幅が不明であったのである。凸帯は断面形台形で、突出度は高く、ナデ調整も丁寧である。剥離部分にはヘラ先による凹線が水平に引かれており、目安線と考えられる。

胎土には粗砂をやや多く含み、チャート礫・白色パミス・酸化鉄粒・雲母が観察される。焼成は極めて良好にして堅緻で、赤褐色を呈する。生出塚埴輪窯の製品と推定される。

円筒埴輪（第1図5）

6片が接合して反転実測が可能となった。残存率は45%である。底部から第4凸帯までが残存する。復原値は底部径31.0cm、上端での最大径45.6cm、残存高37.6cmである。基底部は真円ではなく、復元短径31cm、同長径34cmの橢円形を呈する。実測は短径の方で行った。

器形は上部に向かって直線的に開くもので、その度合いが大きい。ただし、残存状態の一番良い部分の開き具合が大きく、その断面を反転実測したために開きが増幅された可能性もありうる。凸帯貼付け位置はほぼ9cm間隔であり、各段の長さが均等であるが、直径の割に段が短い。器肉は平均1.2cmの厚みであり、大型品の割に薄手といえる。

成形は幅7.0cmの粘土板を丸めて基部とし、それ以上の部分は幅2から3cmの粘土紐を巻き上げている。外面調整は左上りのナナメハケ（工具は幅4.2cmに29条のハケメ）で、そのストロークは17cm前後あって、凸帯の下をくぐっている。凸帯貼付け後の2次調整はない。原体はハケメの浅いもので使い始め段階のものと推定できる。内面調整はナナメハケの後、斜位のユビナデで、比較的丁寧にハケメを撫で消している。部分的に接合痕が残り、凸帯裏には指押え痕がある。おそらく、大型品でもあるために各段ごとに乾燥を行い内面はその都度ハケ調整を施したと推定されるが、ユビナデはストロークが長いので、第3段まで積み上げた段階で第1回目のユビナデ調整を行い、さらに3段ほど積み上げた段階で第2回目のユビナデ調整を行ったものと推定できる。

凸帯は断面形M字形で突出度は比較的高い。水平に貼られておらず、ヨコナデ調整も不十分である。凸帯側面に一辺6mmの方形の窪みが多数残るが、これらは凸帯を器面に圧着する際に、断面形方形の棒状工具で突いた痕跡と考えられる。ナデ調整の不十分な部分にこの痕跡は顕著である。

透孔は第4段にのみ1個所残存するが、第3段まではなかったと見て誤りない。段間が狭いため、復原直径5cm程度の小さな円孔となっている。対向して1対が穿孔されたと推定される。

胎土には小礫から細砂を多量に含み、チャート礫・酸化鉄粒子・白色パミス・少量の雲母が観察される。焼成は良好だが、内面はやや軟質である。色調はくすんだ橙褐色を呈し、器肉は灰褐色である。黒斑はなく、窯焼成品と見てよい。なお、底面には篠状の圧痕が認められる。

3 愛宕山古墳出土埴輪

坂本氏が現在地に転居し、父親が旧居宅を建てた昭和30年代に、自宅の庭で採集した資料である。この地点（第4図C地点）は愛宕山古墳くびれ部東側の内堀から外堀部分にあたる。昭和56年度の調査成果からみて、墳丘及び中堤から堀の中に転落した埴輪であった可能性が高い。

円筒埴輪（第2図1）

残存率15%の小破片のため拓影図を掲載した。凸帯位置の曲率からの復元径は28.0cmである。凸帯は剥離しており、貼付け面の上端に幅5mmの凹線が水平に引かれているので、目安線と考えられる。外面調整はタテハケ（工具は幅2.3cmに19条のハケメ）、内面調整は左上りのナナメハケ（工具は幅2.5cmに23条のハケメ）である。

胎土には細砂を少量含み、チャート・白色パミス・酸化鉄粒が観察される。焼成は少し軟質である。色調は淡赤褐色だが、器肉は暗灰褐色を呈する。

円筒埴輪（第2図2）

残存率15%の小破片のため拓影図を掲載した。凸帯上部の曲率からの復元径は25.0cmである。外面調整はタテハケ（工具は幅3.2cmに20条のハケメ）、内面調整は左上りのナナメハケである。凸帯の断面形は低台形で、上稜が突出するため三角形に近い。凸帯そのものが水平に貼られておらず、波打っており、ヨコナデ調整も雑である。上段には円形透孔の一部が残る。

胎土には砂粒をほとんど含まないが、白色パミスと微量の雲母が観察される。焼成は須恵質で、良好にして堅緻。色調は灰褐色を呈する。

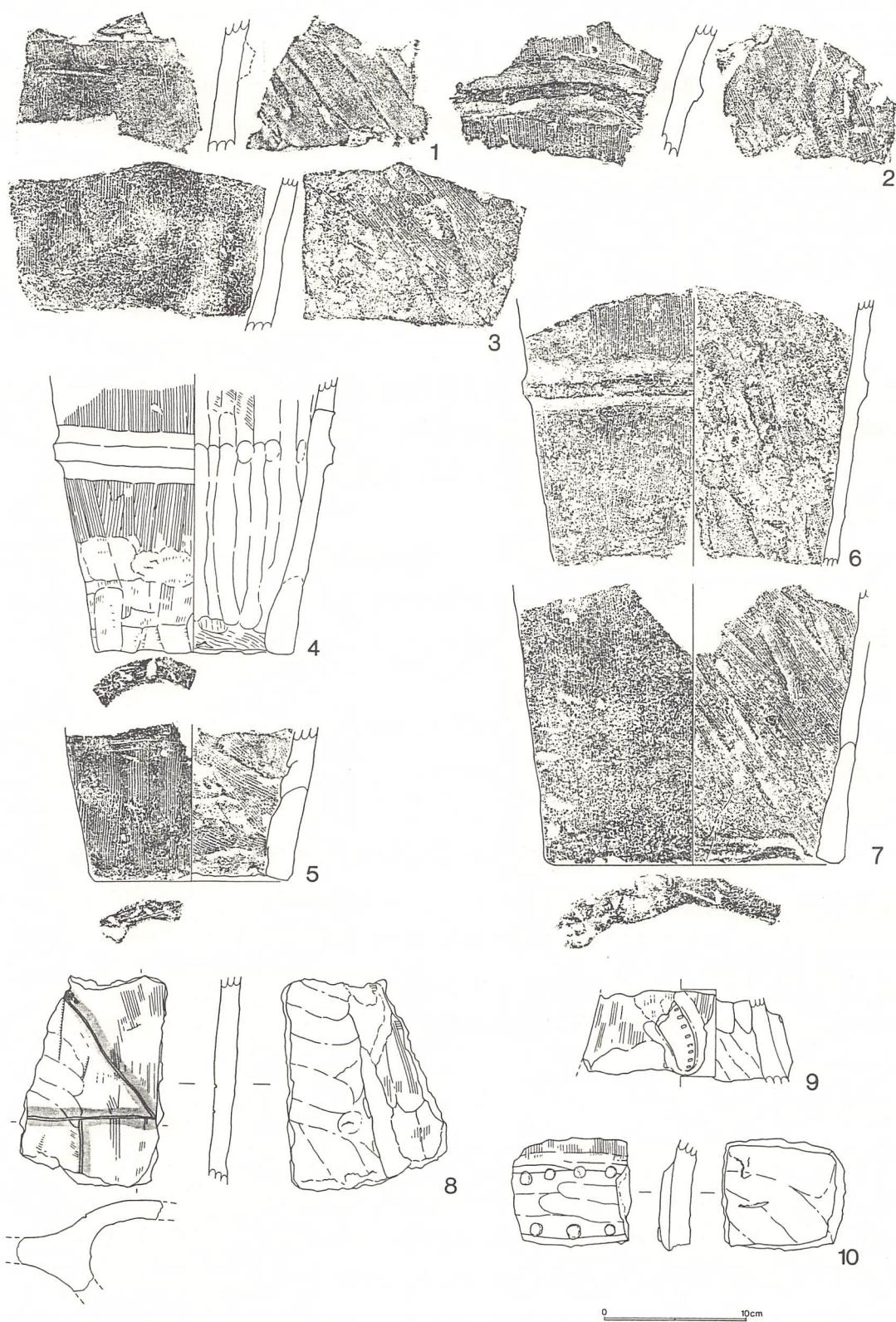
円筒埴輪（第2図3）

残存率20%の小破片のため拓影図を掲載した。曲率からの復元径は下部で21.4cm、上部で25.0cmである。器肉が下部で厚くなることから見て第1段であろう。成形は粘土紐巻き上げで、接合部に器形の凹凸が目立つ。外面調整はタテハケ（工具は幅3.1cmに19条のハケメ）、内面調整は左上りのナナメハケ（工具は幅2.1cmに15条のハケメ）である。内面には粘土紐接合痕が残る。

胎土には粗砂をやや多く含み、チャート礫・白色パミス・酸化鉄粒が観察される。焼成は良好にして堅緻である。色調はくすんだ赤褐色を呈する。

円筒埴輪（第2図4）

残存率が40%あるので、反転実測を行った。復原底部径は14.2cm、残存高は19.4cmで、第1凸帯



第2図 愛宕山古墳出土埴輪実測図 (1 : 4)

の位置は底部から14.0cmである。器形は上方へ向かって、直線的に少し開く。成形は幅5.5cm、厚さ2.1cmの粘土帯を丸めて基部とし、その上部を粘土紐巻き上げとする。基部内面には製作台の木理圧痕が、底面には篠圧痕が残る。外面調整はタテハケ（工具は幅1.9cmに15条のハケメ）であり、内面調整は左上りのナナメハケ後、縦位の丁寧なユビナデを加えて、ハケメを撫で消す。

凸帯は断面M字状で突出度はやや強い。ヨコナデ調整は丁寧である。第2段には円形透孔の一部が残る。製作技法上、注意されるのは、製作最終段階において、底部外面を横方向にヘラケズリしていることである。板押圧技法は伴っていないので、通常の底部調整技法とは異なり、自重で外方にはみ出した粘土塊を削り取ったものと推定される。

胎土には砂粒をほとんど含まず、白色パミスのみが観察される。焼成は良好である。色調は淡黄赤褐色を呈する。

円筒埴輪（第2図5）

残存率が25%あるので、反転実測し拓本を貼り込んだ。底部復元径は13.6cm、残存高は10.8cmで、上端部外面には第1凸帯下側のヨコナデ痕が認められる。器形は上方へ向かって直線的に少し開く。成形は幅6.8cm、厚さ2.1cmの粘土帯を丸めて基部とし、その上部を粘土紐巻き上げとする。底面には篠圧痕が残る。外面調整はタテハケ（工具は幅1.6cmに14条のハケメ）、内面調整は左上りのナナメハケ（工具は幅2.2cmに15条のハケメ）だが、内面には接合痕が残る。

胎土には細砂を少量含み、チャート・白色パミス・輝石が観察される。焼成は半須恵質で、良好にして堅緻である。色調は外面がくすんだ乳褐色、内面がくすんだ橙褐色、器肉は灰褐色を呈する。

円筒埴輪（第2図6）

残存率が25%あるので、反転実測し拓本を貼り込んだ。復元径は下端で20.0cm、残存高は18.6cmである。上方へ向かって、器形は直線的に少し開く。器肉の厚さは平均1.0cmと非常に薄手である。第2段から第3段に相当するとみられる。外面調整はタテハケ（工具は幅2.9cmに21条のハケメ）、内面調整は左上りのナナメハケ後、斜位の丁寧なユビナデを加えて、ハケメを完全に撫で消している。凸帯は断面形が低台形状でやや丸みを帶びている。ヨコナデ調整は丁寧である。

胎土には粗砂を多量に含み、チャート礫・白色パミス・石英と微量の雲母が観察される。焼成は良好にして堅緻である。色調はくすんだ赤褐色を呈する。

円筒埴輪（第2図7）

残存率が25%あるので、反転実測し拓本を貼り込んだ。底部を伴う第1段である。復元径は底部径21.4cm、残存高は19.6cmである。上方へ向かって、器形は直線的にわずかに開く。非常に薄手の造りで、器肉の厚さが平均1.0cmしかないのは第2図6と近似している。

底面には篠圧痕と細い植物圧痕が残り、波打っている部分もある。成形は幅8.5cm、厚さ1.8cmの粘土帯を丸めて基部とし、その上部は粘土紐巻き上げとする。外面調整はタテハケ（工具は幅3.4cmに22条のハケメ）、内面調整は左上りのナナメハケ（工具は幅3.1cmに21条のハケメ）である。接合痕は見えず、丁寧なハケ調整といえる。

胎土には粗砂を多量に含み、チャート・白色パミスが観察される。焼成は良好で、色調は橙褐色を呈する。

盾形埴輪（第2図8）

盾形埴輪の正面左上部分の破片で、円筒部からヒレ部分に及ぶ。成形は正面が扁平気味の円筒を巻き上げ成形し、両側と上部に粘土板を貼り付けて盾面を形成している。円筒部の上端は径が幾分すぼまり、開口している。盾面にはヘラ描き沈線で文様が描かれている。文様構成は中心に縦長の長方形を据え、その外方に接して連続三角文を配置する。沈線上には赤色彩色が施されている。

外面調整は円筒部ではタテハケ、ヒレ部ではナナメハケの後、ユビナデを加えている。原体の刺突痕から、その全幅は4.0cm、ハケメは29条であることが確認された。内面調整は斜位のユビナデである。胎土には粗砂をやや多く含み、チャート・白色パミスと微量の雲母が観察される。焼成は良好にして極めて堅緻、色調は明赤褐色を呈する。

人物埴輪（第2図9）

裾の広がる人物埴輪の腰部である。残存率が30%あるので、反転実測とした。上部の復元径は11.8cmある。成形は粘土紐巻き上げによる。外面調整はタテハケ、内面調整は斜位のユビナデで、丁寧に接合痕を撫で消している。外面に斜め方向で粘土塊を貼り付けて、刀子の鞘部が表現されているが、一部が離脱している。鞘の形状は鞘尻が尖り、全体が湾曲している。片側（刃部側）に沿って8個所の長方形刺突文が施されている。革製の鞘を縫製した状態を表現したものであろう。

胎土には粗砂をやや多く含み、チャート・白色パミスと微量の雲母が観察される。焼成は半須恵質で堅緻だが、表面が少し風化している。色調は外面が白っぽい橙褐色、内面は灰色を呈する。

器種不明形象埴輪（第2図10）

粘土紐巻き上げによって円筒部を作り、その外面に幅6.3cmの粘土帯を水平に貼り付け、さらに上下の側縁に沿って直径1.0cm弱の粘土粒を等間隔に貼り足している。鋲留めを表現したと考えられるので、鞍形埴輪の矢筒下帯部となる可能性がある。

外面調整はタテハケ（工具は幅0.7cmに4条のハケメ）、内面調整は斜位のユビナデである。胎土には細砂を少量含み、他に酸化鉄粒子・角閃石・白色パミスも観察される。焼成は普通で、色調は外面淡赤褐色、内面乳褐色を呈する。

器種不明形象埴輪（第3図1）

円筒部の側面に粘土板を垂直に貼りつけてヒレ部とする。ヒレ部の幅は上方に向かって広がっている。円筒部は上方ですぼまっている、ヒレ部との間に段差を生じている。また、ヒレ部の下端は水平にヘラ切りされている。現存長19.6cm、現存幅10.7cmあり、厚手の造りである。鞍形埴輪の上側のヒレ部となる可能性がある。

外面調整は円筒部ではタテハケ、ヒレ部ではヨコハケの後、丁寧なユビナデを加えて、ハケメをほぼ完全に摺り消している。内面調整は左上りのナナメハケ後、雑なユビナデを加えるが、ハケメや指押え痕を多く残す。

胎土には細砂を少量含み、チャート礫・白色パミス・角閃石・輝石・雲母が観察される。焼成は極めて良好で、堅緻。色調は鮮やかな赤褐色を呈する。生出塚埴輪窯跡産と推測される。

人物埴輪腕部（第3図2）

中実の腕で、手先と差込部先端を欠失する。また、縦方向に半分に割れている。現存長12.4cm、

直径4.5cmある。粘土塊を絞って成形し、体部への差込部分を指押えによって細く作っている。外面はハケ調整後、ナデを加えてハケメを摺り消している。全体に緩やかに屈曲し、直径が手先方向に向かって細くなっているので、短い手となることが推定できる。半身像に伴う可能性が高い。

胎土には小礫と粗砂をやや多く含み、チャート礫と白色パミスが観察される。焼成は良好、色調はくすんだ赤褐色を呈する。生出塚埴輪窯跡産と推定される。

鹿形埴輪（第3図3）

2片が接合して首から尻にかけての体部右側面と判明し、さらに前者と直接接合はしないが、尻孔から右後ろ足上部に及ぶ破片がある。このため復原実測を行った。現存長37.2cm、現存高20.6cmある。形態は尻が高く、背中がいったん下がってから、長い首に移行する。白色の顔料が2個所に残り、鹿子斑を表現したとみられる。白土のため、多くは剥がれ落ちてしまったのであろう。背面図に示すように、尻の上下2個所に円形の孔が開けられており、下側のものは透孔とみられるが、上側のものは尻尾を挿入するための孔と見られる。その復原値は縦径4.5cm、横径6.8cmと偏円形でかなり大きい。鹿に特有な偏平で短い尾が付けられていたことが推測される。

内外面の成形・調整痕から製作工程を復原すると、第1工程は四本の脚部を据えて、アーチ状の粘土板を腹部として、これらを固定した後に、体部下半まで成形する。脚部はタテハケ調整を施しておき、体部と合体後、体部外面はヨコハケ、内面は左上りのユビナデ調整をする。

第2工程は体部上半まで造形する。粘土紐は体部を横断するように半円形に渡し、手は首と尻の双方から入れて粘土紐の接着を図り、さらに左下がり方向にハケ調整する。外面はヨコハケ調整を施すが、その順序は背中から開始して側面方向へ及ぶ。

第3工程は尻の部分を粘土で閉塞し、首から手を差し入れて指押えを行った後、左下がり方向にユビナデを施して、ハケメを撫で消す。

第4工程は尾を挿入するための孔と円孔をそれぞれ外面から穿孔する。

第5工程は尾を製作し、孔に挿入して、首または円孔から指を挿入し、粘土を用いて固定する。また、外面では尾の周囲をナデ調整する。

第6工程は首に続けて輪積み成形で頭部を製作する。おそらく最後に、手を入れていた穴（頭頂部または口先）を粘土板で閉塞する。

ハケメ原体は2種類あって、粗い方は2cmあたり8条のハケメ、細かい方は1.6cmあたり10条のハケメが認められる。胎土には砂粒をやや多く含み、ザラつく。チャート礫・石英・金雲母・白色パミスが観察される。焼成は少し還元がかかるので、良好である。色調は橙褐色を呈する。

尻での体高は38.5cm前後と推定され、非常に小型の製作であることが留意される。

4 稲荷山古墳東方の推定小円墳址出土土師器

昭和30年頃、坂本氏が所有する水田の畦を摺えようとして30cm程度掘ったところ、この土師器が丸ごと出土したという。その地点（第4図D）は稻荷山古墳後円部の東方約200メートルにあたる。昭和44年撮影の航空写真（図版1黒丸）には、白っぽく直径10メートル前後の小円墳址らしき影がみえている。隣接して、市道の西側にも直径20メートルほどの円墳址が写っている。

土師器坏（第3図4）

須恵器坏蓋を模倣した土師器坏である。破損した口縁部小片を接合しているのみで、完形である。口径12.0cm、器高5.5cmを測る。薄手で歪みもなく、丁寧な製作である。器形は体部が深く、底部が尖り気味である。口縁部はほぼ直立し、内傾する端面を持ち、浅い凹線が巡る。体部と口縁部の境界にはヨコナデによる凹線が巡り、明瞭な段を形成している。

調整は体部外面ではヘラケズリ、体部内面は指押えとユビナデ、口縁部は内外面ともヨコナデである。胎土は精良で、砂粒の含有は少ないが、チャート礫・白色パミス・輝石が観察される。焼成は良好にして堅緻である。色調は鮮やかな赤褐色を呈する。

II 資料の検証と評価

報告資料を従来知られている資料と比較検討し、その特徴と位置付けを明らかにしておきたい。

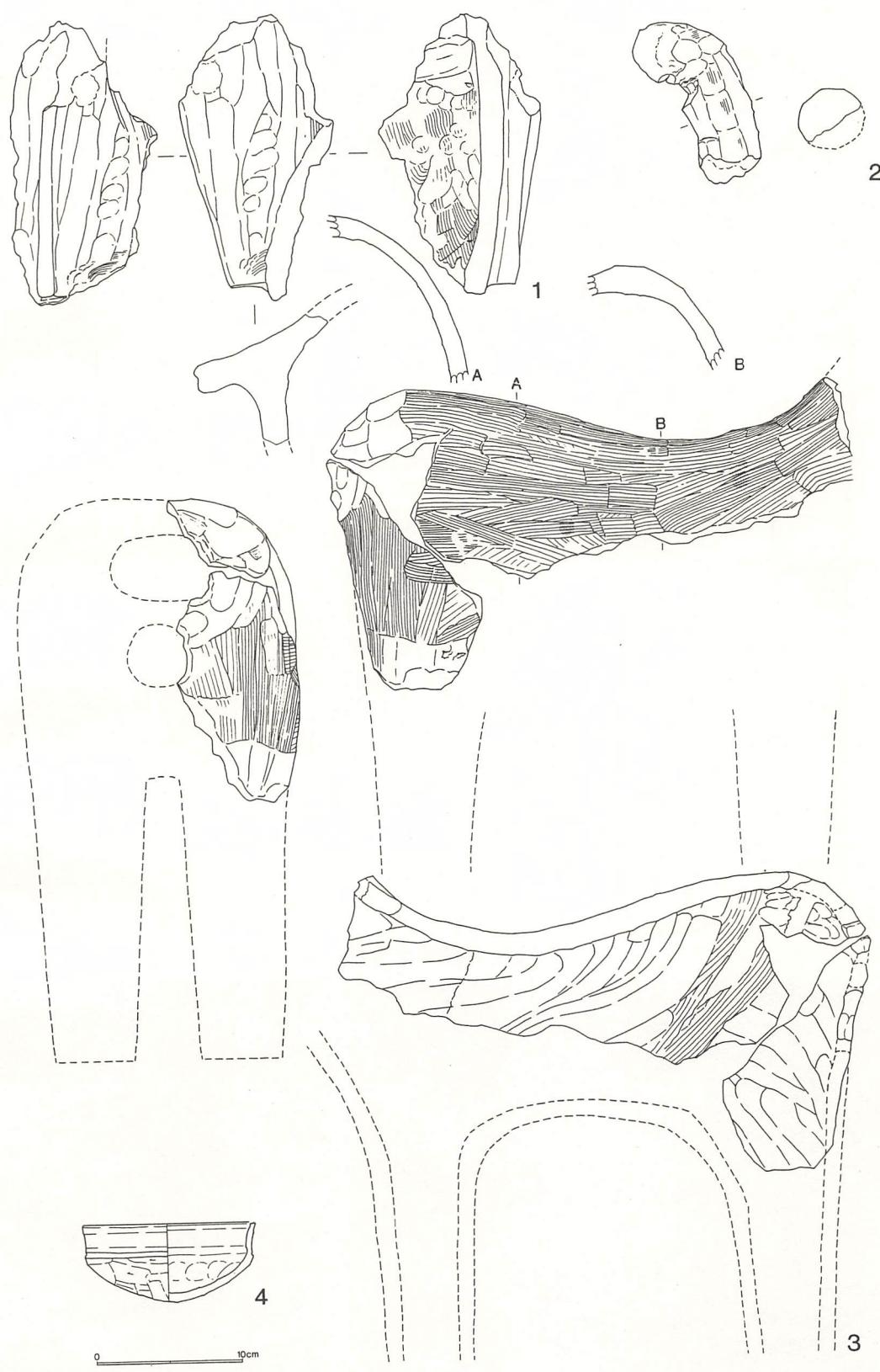
稻荷山古墳出土円筒埴輪

まず、稻荷山古墳採集資料の内、円筒埴輪について、過去の発掘調査で出土し報告されているもの（註1）と比較検討しておく。稻荷山古墳の円筒埴輪は大別すると、黄白色で半円形透孔を持つもの（A類）と、赤褐色で円形透孔を持つもの（B類）とがある。このうち、報告資料（第1図1）と類似するのは前者のうちやや小型のグループに属するもの（A2類）である。第5図1はその口縁部、第5図2は底部から体部に及ぶ資料である。まず口縁部同士を比較してみると、口縁部がわずかに開き、端部が外方に屈曲し、端面に凹線が巡ること。口縁部外面のヨコナデ幅が広いこと。凸帯の断面形が台形状で、上稜が突出していて全体の突出度が高いこと。赤色彩色が施されていること。口径（報告資料が37.6cm・第5図1が35cm）が近似すること。など共通点が多い。

逆に相違点を探すと、第5図1では赤色彩色が内外両面であるのに、報告資料は外面に限られること。第5図1では第2次調整を伴わないが、報告資料には第2次調整としてB種ヨコハケに類する調整が伴うこと。報告資料では×状のヘラ記号が認められるのに、第5図1には認められないこと。の3点を指摘しうる。この相違点についてはA類のうち大型のグループに属するもの（A1類）にB種ヨコハケを伴う例（第5図3）と、×状窓印を伴う例（第5図4）があるので、これらはA類全体のなかで選択的に行われたものとみることがきる。口縁部内面の赤色彩色の欠如は省略であろう。したがって、報告資料は稻荷山古墳円筒埴輪A2類に該当するとして誤りない。なお、稻荷山古墳円筒埴輪A2類は第5図1と2を合成して全体像を復元した場合、内面調整からみて第5段は口縁部とならないので、5条凸帯6段構成となる可能性が考えられる。この場合の復元高は約90cmとなり、第4段と第5段に透孔が穿たれていることになる。ただし、A1類のように透孔が1段おきに穿たれているとした場合、もう1段増えて7段構成となる可能性もありうる。

稻荷山古墳出土動物埴輪

次に今回の報告資料のうち、稻荷山古墳出土の動物埴輪についてかんたんに検討しておこう。発掘調査で明らかになっている資料は猪の頭部（第6図3）と馬形埴輪のたてがみ部・脚部のみである。したがって、新たに鹿または犬の頭部と馬の頭部とが加わったことになる。瓦塚古墳から犬の復元個体と鹿角が出土している（註2）ことを参考にすると、稻荷山古墳でも犬と猪を組み合わせ



第3図 愛宕山古墳出土埴輪・小円墳出土土師器実測図（1：4）



第4図 墳輪出土地点



図版1 土師器出土地点（黒丸）



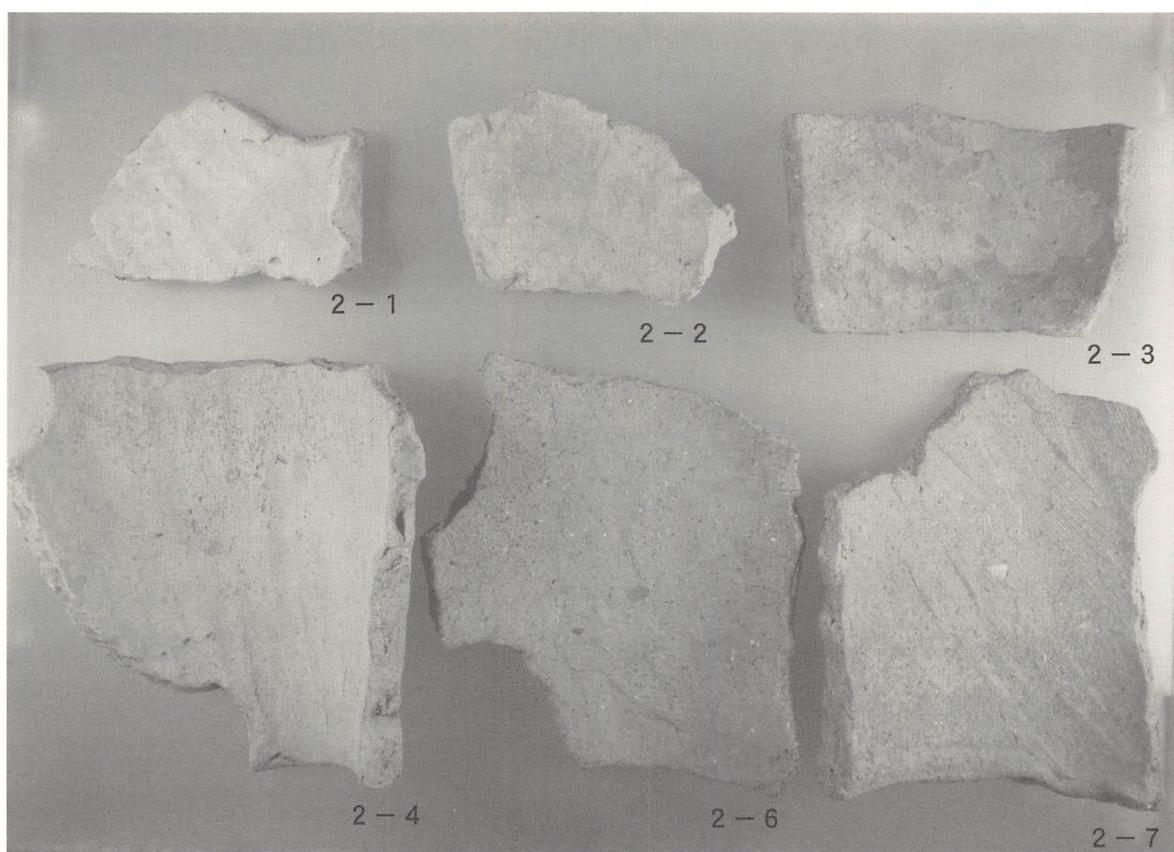
図版2（稻荷山円筒・馬・丸墓山円筒）



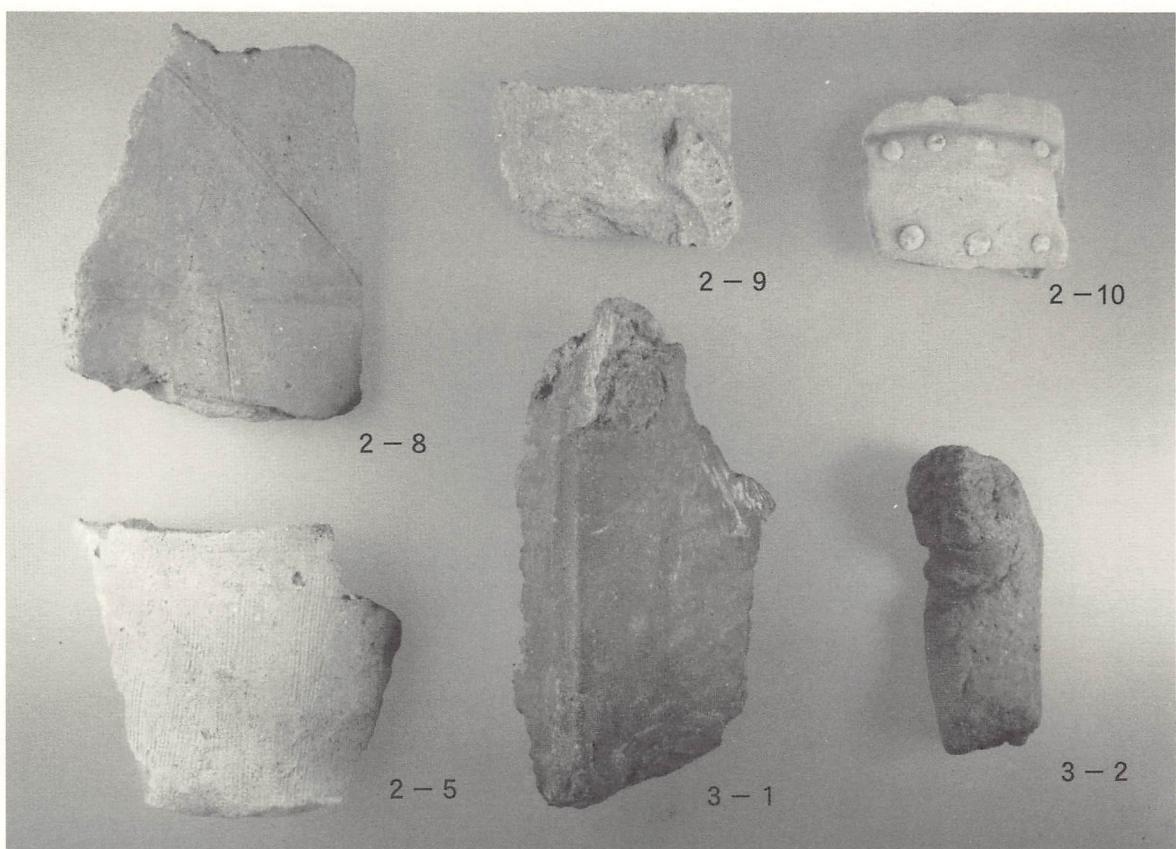
図版3（同上裏面）



図版4（愛宕山円筒）



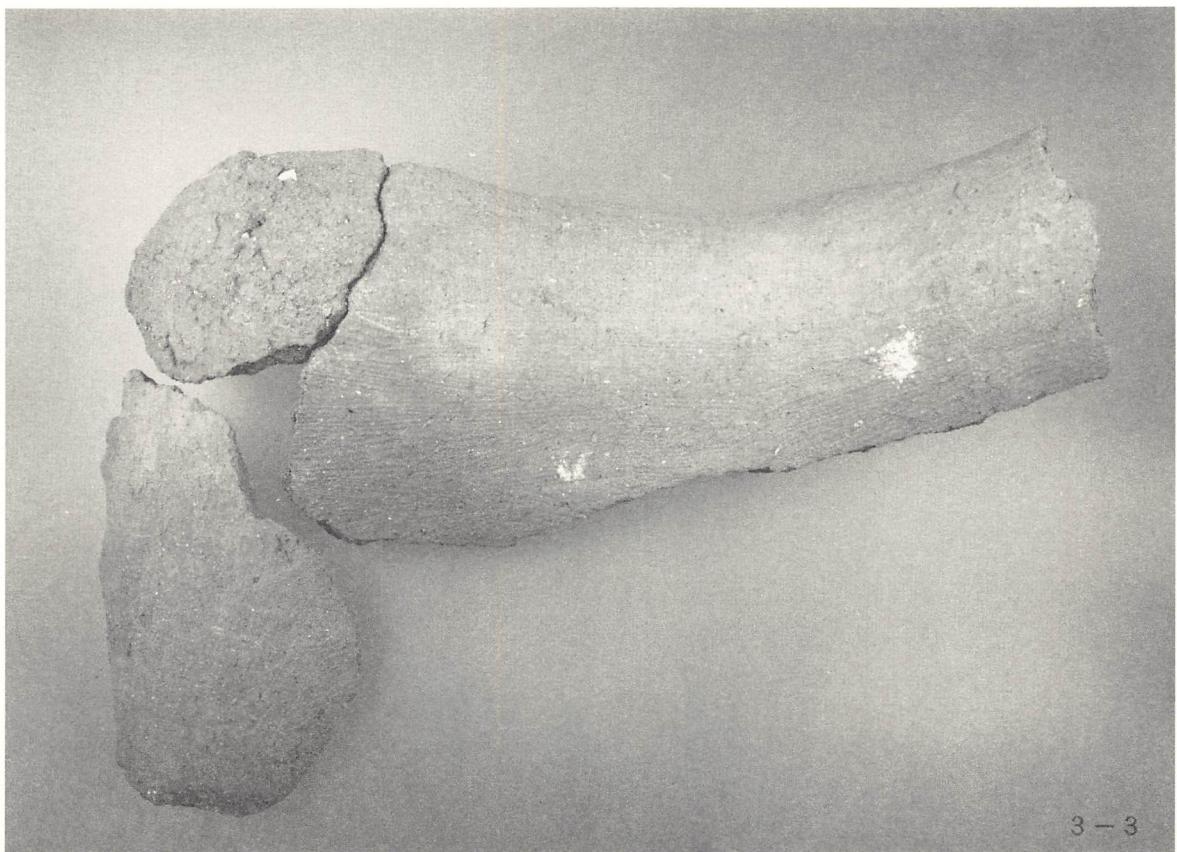
図版5（同上裏面）



図版6（愛宕山形象・円筒）

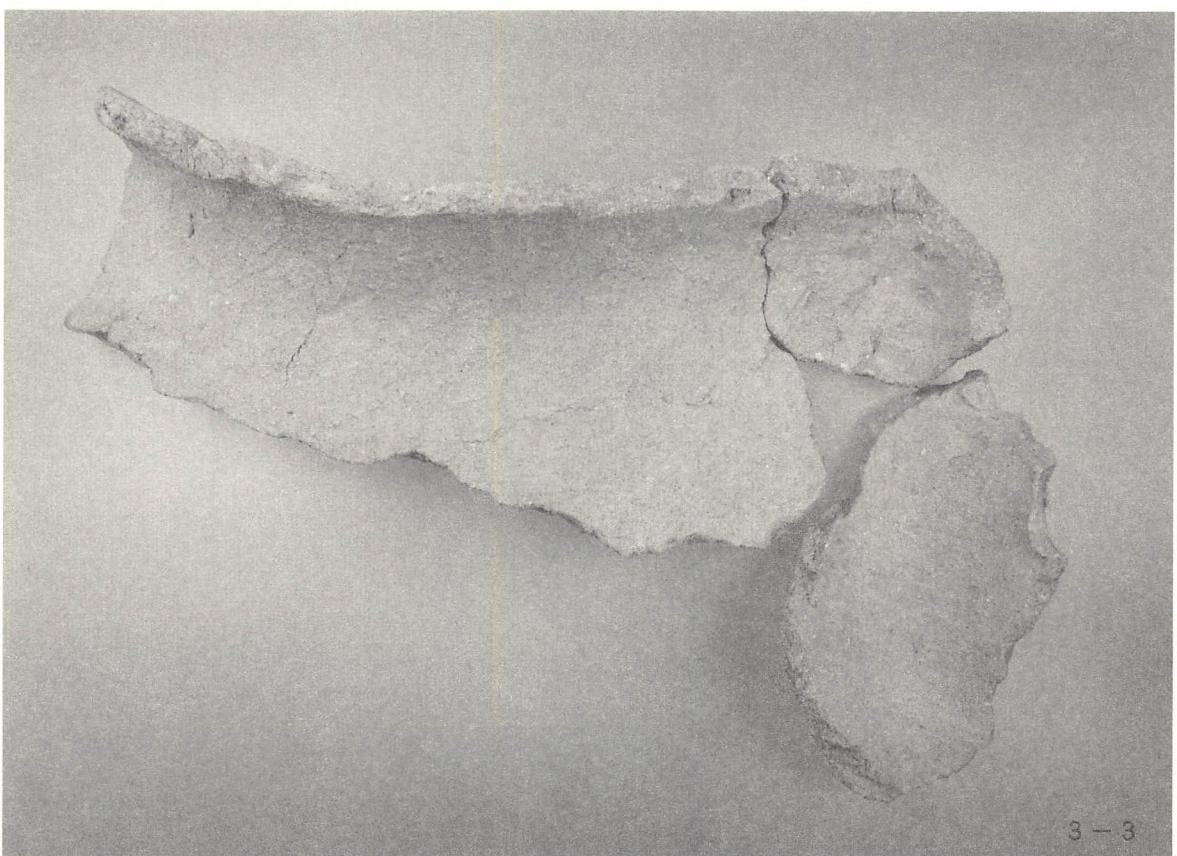


図版7（同上裏面）



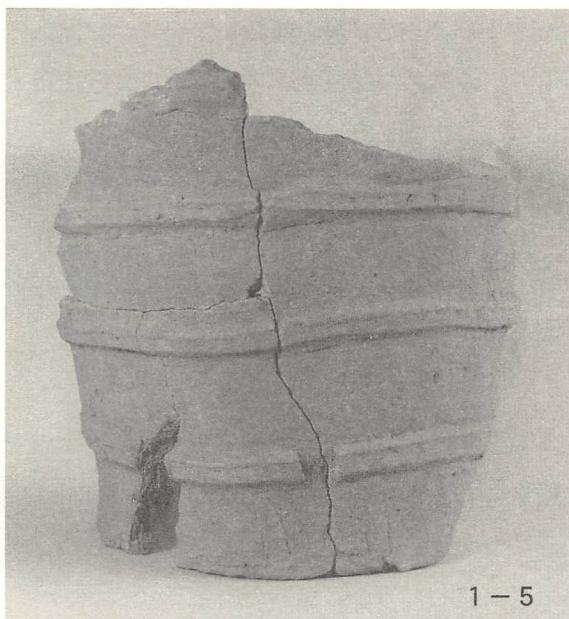
3 - 3

図版 8 (愛宕山鹿)



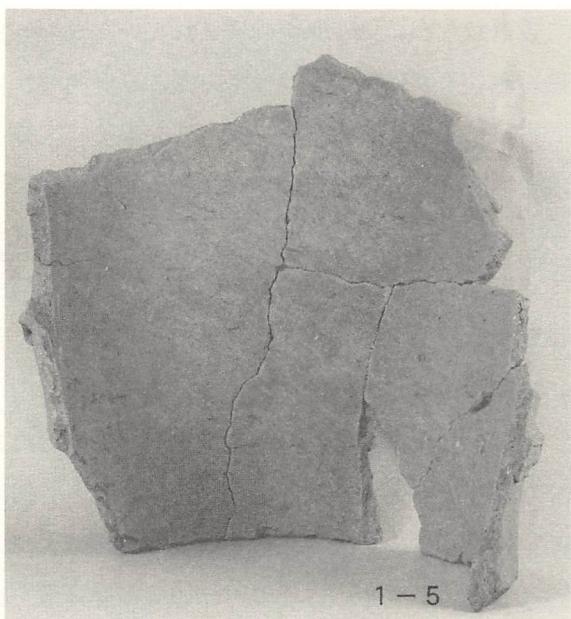
3 - 3

図版 9 (同上裏面)



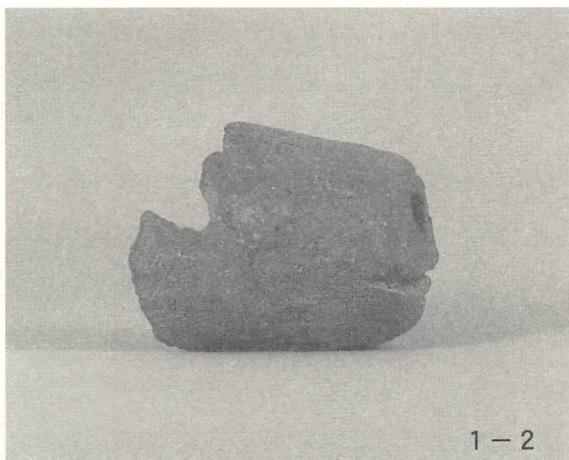
1 - 5

図版10（丸墓山円筒）



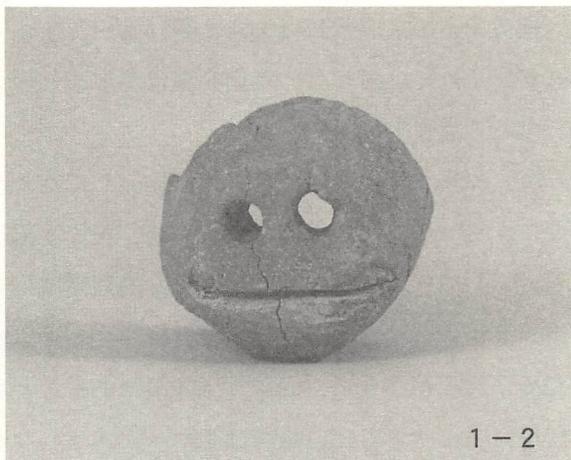
1 - 5

図版11（同左内面）



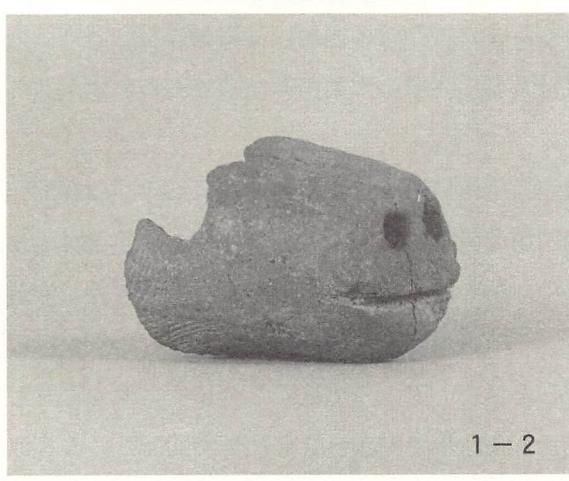
1 - 2

図版12（稻荷山動物側面）



1 - 2

図版13（同左正面）



1 - 2

図版14（同上斜め）



3 - 4

図版15（小円墳土師器坏）

て設置したか、猪と鹿が設置されていたかのいずれかとなる。また、馬形埴輪については、頭部に鈴付きの f 字形鏡板をつけていたことが明らかになった。鋳造品の鈴付き f 字形鏡板は和歌山市大谷古墳に実例があるが希少な型式である。大谷古墳は稻荷山古墳とほぼ同時期の 5 世紀後半代の古墳と考えられているので、報告資料が稻荷山に伴うとして矛盾はない。頭部の大きさからみて馬はかなり小型に製作されたものであることが推測され、もう一方の動物埴輪とも共通した特徴となっている。人物埴輪に比して動物埴輪が小さく製作されることを 6 世紀以降顕著となる馬形埴輪の大型化と対照的であり、5 世紀代の稻荷山古墳における特徴を考えることができる。

丸墓山古墳出土円筒埴輪

次に丸墓山古墳出土の円筒埴輪を検討の対象とする。丸墓山古墳については本格的な発掘調査がなされていないために、出土資料は少なく、円筒埴輪についても全体を推測できるほどの資料がない。このため、報告（註 3）資料はすべて拓影図である。それゆえに、今回報告する残存率の高い資料は丸墓山古墳の円筒埴輪の全体像を推測できる極めて重要な資料となる。

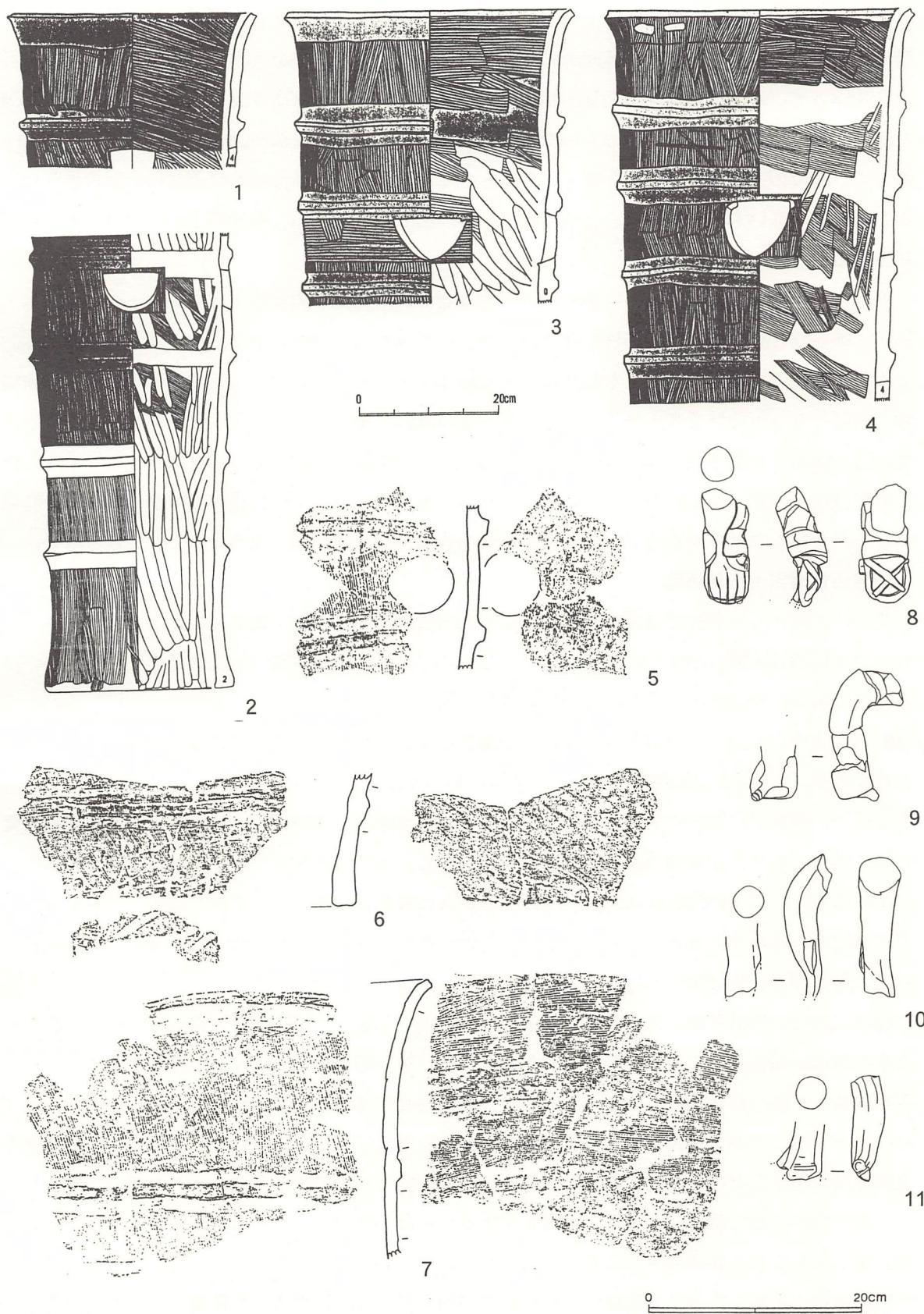
今回報告した資料の特徴は底部径が 31cm あり大型の範疇にはいることと、凸帯間隔が 9 cm と狭く（稻荷山古墳 A 1 類 12cm・A 2 類 15cm）、すべての段高が均等であること。第 5 段に小型の円形透孔が穿たれていること。外面調整は左上がりのナナメハケであること。内面調整は左上がりユビナデである点などである。

既に報告されている資料と比較検討してみよう。断片的な資料なので、部位ごとに比較を行うことにする。第 5 図 6 は底部の資料で、復原底部径 33cm、第 1 凸帯の高さ 9 cm という法量は報告資料と近似している。また、外面調整と内面調整のあり方も一致している。第 5 図 5 は胴部の資料で、復原直径は 47cm と報告資料の最大復原径と近似する。内外の調整も報告資料と一致し、段間が狭いために透孔が小さく、直径 5 cm 前後であることも一致している。第 5 図 7 は口縁部の資料で、復原口径は 55cm である。口縁部は緩やかに外反しながら開く器形を示し、段高は凸帯の下の段の約 2 倍の 18cm と長い。外面調整は左上がりのナナメハケで報告資料と一致するが、内面調整は口縁部のみヨコハケである。凸帯は断面形が M 字形を呈している。また、凸帯の側面には報告資料と同一の方形刺突痕がある。これらの共通性からみて報告資料は丸墓山古墳の大型円筒埴輪であると認定して誤りない。

既存資料と報告資料とを総合すると、丸墓山古墳の大型円筒埴輪は底部径 30 から 33cm、口径 55cm ほどの法量があり、太さにおいて稻荷山古墳の大型円筒埴輪を凌駕するものであることが確実である。段構成については結論が出せないが、報告資料では第 5 段に透孔を持っており、第 6 段にも透孔があると仮定した場合、6 条凸帯 7 段構成となり、その復原高は 72cm 前後となる。この数値は稻荷山古墳 A 1 類の復元高が 1 m を超えることと比較した場合、際だって低く、全体的にすんぐりした器形となる。もし同程度の高さを想定するならば、8 条凸帯で 90cm、9 条凸帯で 99cm という復原値となる。

愛宕山古墳出土円筒埴輪

報告資料のうち円筒埴輪と推定したものを既存の資料と比較検討してみたい。埼玉県教育委員会では昭和 56 年度に史跡整備のためのデータを得るために、前方部南側と後円部東側の周堀部分の発



第5図 比較資料（埼玉県教育委員会調査）実測図

掘調査を実施し、同年中に行田市教育委員会も隣接する市道部分の発掘調査を行っており、それぞれ報告書（註4・5）が刊行されている。2冊の報告書によれば、愛宕山古墳の円筒埴輪は3条凸帯4段構成の小型円筒埴輪で、外面調整はタテハケのみで2次調整を欠き、第2段と第3段に円形透孔を穿っている。主に器形と法量の相違から2大別でき、A類は高さ38~42cm、底部径16~20cmを測り、格段の高さがほぼ均等のものであり、B類は高さ64cm、底部径22cmを測り、第1段が22cmあって、他段の2倍ほどの長さを有しているものである。また、凸帯はそれぞれに台形の崩れたものとM字形の低いものとがあり、2分されている。第6図2はA類、第6図1はB類の代表的な資料である。

今回の報告資料と比較すると、第2図4と5は器形・内外面の調整技法（註6）・凸帯の形状・胎土・焼成などにA類との共通性を認めうるが、底部径が14cm前後しかなく、一回り小型である。しかし、従来の調査でこのような規格の円筒埴輪は出土していないので、人物や器財などの形象埴輪の台部となる可能性を考えた方がよいであろう。次に、第2図6と7を取り上げると、7は底部径が21.6cmあり、第1段の高さは19.5cm以上ある。この法量はB類のものに近似しており、内外面の調整技法・器形・胎土にも共通性が認められる。また、6はわずかに径が細いが、前記した特徴のほか凸帯にも共通性があるので、ともに愛宕山古墳円筒埴輪B類に該当するとして誤りない。

愛宕山古墳出土形象埴輪

愛宕山古墳からは過去の発掘調査によって、人物埴輪・馬形埴輪・器財埴輪が出土している。これらは主に墳丘東側の中堤上に立てられていたもので、外堀内に転落した状態で出土したもののがほとんどである。今回報告するものと簡単に比較を行っておく。

愛宕山古墳から出土した既報告の人物埴輪腕部（第5図8~11）は10本ほどあるが、すべて中実製作である。このことは今回報告する人物埴輪の腕（第3図2）が中実であることと整合性をもつ。ところで、今までに知られている愛宕山古墳出土人物埴輪には眉庇付冑を被る男子頭部、振分け髪の男子頭部があり、全身像の脚部の付く円筒台もある。美豆良が8本、籠手を受けた腕が4本出土しているので、男子が最低4体あり、そのうち武人が最低2体あったと推定される。今回報告する刀子の付く人物はその武人の一員であった可能性が考えられる。なお、女子像が今のところ確認されていないので、未発掘の人物埴輪の存在は確実である。

愛宕山古墳の器財埴輪は大刀の破片3個体分と蓋の立ち飾り1点のほか、鞍のヒレ部の可能性あるものの数点が報告されている。今回鞍の矢箱下帯部（第2図10）・上部ヒレ部（第3図1）と推定される破片と盾（第2図8）が加わったので、鞍の存在がほぼ確定し、新たに盾の存在が明らかになったとすることができよう。盾は線刻文様と赤色彩色を伴っているので、水平のユビナデ数条を文様的に表現するだけの瓦塚古墳の盾よりも装飾性に富んだものであるということができる。ただし、方形枠の外側に隣接して連続三角文を配するものは、県内はもちろん関東地方に類例が多いので、定式化したとの評価も可能であるかもしれない。

鹿形埴輪は愛宕山古墳にも埴輪による狩猟の再現が行われていたことを確定した。瓦塚古墳と同様に犬を伴う可能性が高いであろう。筆者は、愛宕山古墳は最小規模の前方後円墳であり形象埴輪組成に欠落のあることも想定していたが、全長120mの稻荷山古墳、全長74mの瓦塚古墳と同様に狩

獣表現を具備していたことが確認された訳である。このことは埼玉古墳群の前方後円墳における埴輪祭式に一定の様式があつて、古墳の規模の大小に関わらず、それが採用され、総合体として継承されつづけたことを示唆するものであろう。

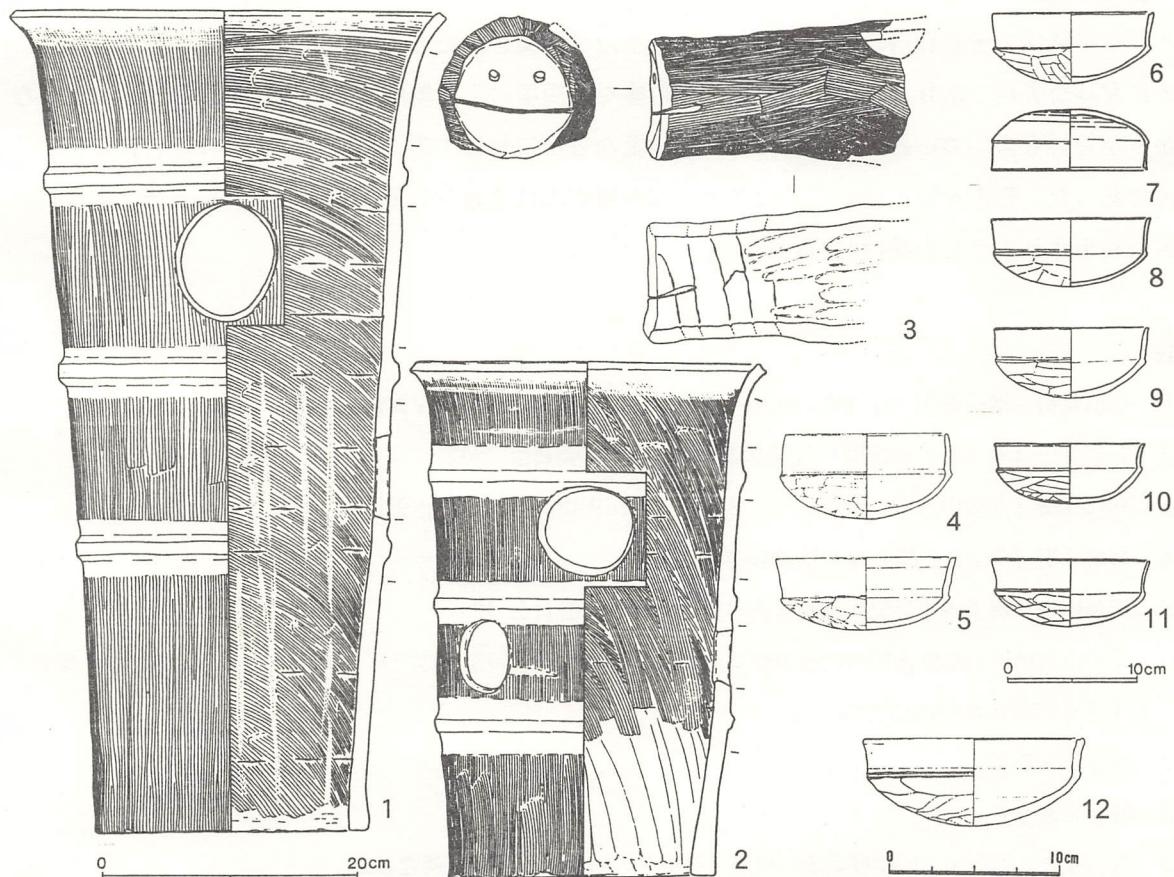
小円墳出土土師器

稻荷山古墳の周辺部には合計38基の小円墳群が確認されており、このうち、7基が発掘調査され、埴輪や土器類を出土している（註7）。今回報告する土師器壺との比較を行っておく。

直径23.5mの円墳である埼玉2号墳（梅塚）からは鬼高式古段階の壺2点と壺1点が須恵器と共に出土している。土師器壺のうち第6図6に示すものは口径12.6cm、高さ5.5cmで、口径が今回の報告資料よりもわずかに大きいが、器高は同一で底部の尖る器形がよく類似している。端部が内傾し、凹線が巡るもの共通しており、内外面の調整手法も同様である。色調は橙褐色を呈する。

伴出の須恵器壺蓋（第6図7）は端面が内傾して凹線が巡り、法量や器形にも土師器壺との類似性が高いので、模倣対象＝モデルとの位置付けが可能である。陶邑編年ではI型式5段階に相当すると見られよう。

第3号墳出土の壺（第6図8）と第4号墳出土の壺（第6図9）は口縁端部に内傾する凹面の形成ではなく、底部が丸みを帯びており、報告資料との差異が認められる。とくに6個体の出土があった第4号墳では器高と器形の変異幅が大きく、モデルからの乖離が窺える。また第6号墳出土の壺



第6図 比較資料（埼玉県教育委員会調査）実測図

(第6図10)と第7号墳出土の壺(第6図11)は口縁部が外湾気味に開くという形態変化を見せて いる。

昭和48年度の調査で稻荷山古墳から出土した壺(第6図12)は復原口径12.8cm、器高5.2cmを測り、今回の報告資料よりも少し偏平で口径が大きいが、尖り気味の底部の形状と口縁部の立上り方は共通しており、端部の作りもよく類似している。古く作り出し付近から出土した須恵器群は陶邑編年のI型式5段階に相当することが知られている(註8)。

平成9年度の調査で稻荷山古墳から出土した壺(註9)は法量がやや大きく、第6図4は口径12.8cm、器高6.2cmを第6図5は口径13.1cm、器高5.2cmを測る。前者は口縁部が直立し、端部が丸く仕上げられ、後者は口縁部が外傾し、端部は水平の面を持ち、凹線が巡る。この2点は埼玉4号墳の資料との共通性が高く、製作年代は少し降るものと推定される。

以上の検討から、今回報告する土師器壺は稻荷山古墳の第1次土器祭祀及び埼玉2号墳の土器祭祀に用いられた土器とほぼ同一のもので、年代も同時期と考えてよいであろう。したがって、出土場所に周堀の残存が推定される小円墳は稻荷山古墳と同時期の古墳であった可能性が高い。このことは稻荷山古墳築造時にその周辺のかなり広範な墓域に埼玉2号墳とともに複数の小円墳群が形成され始めたことを示しており、今後の埼玉古墳群形成過程の研究に重要な手掛かりを与えたものといえるであろう。

おわりに

坂本雄誠氏の所蔵資料は偶然の機会に出土または採集されたものであるが、埼玉古墳群解明のために有益な資料であり、とくに愛宕山古墳の鹿や小円墳の土師器壺などのように従来知られていないかった資料も含んでいる。これらの資料を検証ならびに報告することができたのは筆者にとって幸運であった。報告を快く認めてくださった坂本雄誠氏に感謝申し上げるとともに、今後、本報告が広く利用されることを期待している。

註

- 1 小川良祐・増田逸朗・今泉泰之ほか『埼玉稻荷山古墳』埼玉県教育委員会 1980
- 2 若松良一ほか『二子山古墳・瓦塚古墳』埼玉県教育委員会 1992
- 3 杉崎茂樹『丸墓山古墳・埼玉1~7号墳・將軍山古墳』埼玉県教育委員会 1988
- 4 杉崎茂樹『愛宕山古墳』埼玉県教育委員会 1985
- 5 斎藤国夫『埼玉古墳群発掘調査報告書』行田市教育委員会 1994
- 6 愛宕山古墳円筒埴輪A類の内面調整は全面ハケメとするものが主体であるが、第1段のみ斜位のユビナデとするものが客体的に存在する。
- 7 註3におなじ。
- 8 註1におなじ。
- 9 西口正純「稻荷山古墳確認調査の概要—平成9・10年度」『調査研究報告』埼玉県立さきたま資料館 2000

稻荷山古墳の築造年代に関する覚書

利根川 章彦

1 はじめに

埼玉稻荷山古墳が発掘されてから30年、金錯銘鉄剣の銘文発見から20年を記念して、埼玉県教育委員会がシンポジウム『ここまでわかった！稻荷山古墳－鉄剣銘文発見20年の成果』を開催したのは1998年11月28日であり、大東文化大学エクステンションセンターがシンポジウム『稻荷山古墳の鉄剣研究20年の成果と課題』を開催したのは同年10月24日であった（註1）。すでに3年以上の期間を経過してしており、そろそろ銘文発見後二十有余年の各研究者・機関の考古学的あるいは歴史学的な研究成果を検証しなければならないのではないかと考える。

この20年を越える期間には、学問的環境も著しく変化した。埋蔵文化財の調査・保存のために各地に多くの調査機関が誕生し、そこに勤務しながら研究も行う調査員は激増した。また、各大学に所属する考古学や古代史の研究者も漸増し、世代交代も進みつつある。すでに、「戦争を知らない」世代が各学問の主体的位置を占めるようになってきた。

こうした学問的状況に対応し、新たな研究の基礎を築くためには、銘文の読み方の諸説の整理や、稻荷山古墳の考古学的位置付けを今日的に行う必要がある。

そこで、小稿では稻荷山古墳の発掘調査によって明らかになった考古学的事実のいくつかを材料として、現在の考古学から考えられる築造年代の検討を行ってみたい。なお、本来は埋葬施設、副葬品各種、墳丘・中堤・周堀出土の土器・埴輪類のすべてに関して扱いながら総合的に考えるべきであろうが、時間的にも本誌の紙数にも余裕があるので、研究の進んでいる土器類や馬具を中心としたものにならざるをえないこと、さらに考古学的年代論のすべてには言及できないことを記しておく。

2 問題の所在と研究の推移

(1) 銘文と暦年代

稻荷山古墳の金錯銘鉄剣の銘文に記されている年代及び年代推定の手がかりになる記述は、銘文冒頭の「辛亥年」と裏面中ほどの「獲加多支歟大王」の二つだけである。

「辛亥年」は、日本に適用された中国の太陰暦（儀鳳暦・元嘉暦）から考えると、日本の古墳時代の中に該当するのが西暦291年（以下の西暦表示はすべて数字のみ記す）・351年・411年・471年・531年・591年・651年の7つの暦年代である。このうち、稻荷山古墳の通説的年代の幅の中で考えるのは現在においても471年・531年の二者のみである。

「獲加多支歟大王」は、固有名詞として考える限り「雄略天皇」を当てるべきであろう。さらに『宋書』倭国伝の、いわゆる「倭の五王」の最後の人物「倭王武」として考えることができるので、双方の在位が確認できる年代として478年が確認できる。

この二つの年代的手がかりから471年を妥当なものとするのが通説である（註2）。日本古代史研究者で531年説をとる人は「獲加多支歎」を普通名詞として考えるか、当時の天皇のニックネームのような扱いとし、「欽明天皇」やその前後の天皇に比定するか、まったく名前の記載されていない天皇として考えようとしている。ただし、531年説をとる場合は、『百濟本紀』の引用文として『日本書紀』継体天皇紀25年条に記されたいわゆる「辛亥の変」（辛亥の年に「日本天皇・太子・皇子」の三人が同時に死んだという事件の記述があること）（註3）との関連を解かなければならぬという別の問題も生じるため、銘文の内容を無理なく解釈するには471年説の妥当性がより高いと考えざるをえない。

（2）考古学から見た古墳の年代研究

大雑把に見て、戦前から1960年代までの考古学研究においては、古墳の年代を区分するのにそれほど細かい単位を考慮してはいなかった。

一つには、前期・後期の二期区分、前期・中期・後期の三期区分という現在でも使われる大別がある。前者の場合は、普通には三期区分の中期を前期に包含して考えるが、江上波夫氏の騎馬民族征服王朝説の場合は後期の方に包含する（註4）。後者の場合は漠然と「前期=4世紀」・「中期=5世紀」・「後期=6世紀」という百年刻みを考慮していたようであるが、より細かく考えるならば、たとえば後藤守一氏の古い学説は古墳の発生を3世紀代に繰り上げるように言及され、後期は7世紀代まで継続するように設定されていたようである（註5）。また、小林行雄氏は年代考定の基礎を応神天皇陵古墳（誉田御廟山古墳）・仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をそれぞれの存在可能な年代と合致させた4世紀末～5世紀初頭とし、そこから遡らせて考えられる最古段階の古墳は300年あたりであることを説いていた（註6）。さらに、後期の後に「終末期」を設定する試みも森浩一氏を中心に同志社大学・関西大学出身の研究者により行われた（註7）。

細別を考えたものとして、よりまとまった形で提示されたのは近藤義郎氏・藤沢長治氏を編集者としていた『日本の考古学 IV・V 古墳時代（上）（下）』における7期区分である（註8）。ここでは、中期を包含した前期と、後期に大別し、前期を前・I期～前・IV期までの4期、後期を後・I期～後・III期までの3期に分けている。暦年代に関しては、小林説を尊重して前・I期の初頭は3世紀に達せず、前・I期=4世紀前半、前・II期=4世紀後半、前・III期=5世紀前半、前・IV期=5世紀後半、後・I期=6世紀前半、後・II期=6世紀後半から7世紀初頭（前半）、後・III期=7世紀中葉前後から後半としている。ここで実際の年代の根拠となる「古墳の変遷」を執筆したのは大塚初重氏であった（註9）。各期のメルクマールは前・I期：前方後円墳・前方後方墳の前方部が低平、後漢鏡・三角縁神獣鏡の副葬、竪穴式石室採用、後半になって碧玉製腕飾類・筒形銅器出現、前・II期：粘土櫛・割竹形石棺・舟形石棺出現、同種多量の滑石製模造品・巴形銅器・三角板革綴短甲出現、前・III期：盾形周堀・馬蹄形周堀・造出し・長持形石棺出現、同種多量の滑石製模造品盛行、馬具・金銅製品出現、前・IV期：横穴式石室採用、石製腕飾類・滑石製模造品消滅、須恵器副葬開始、後・I期：群集墳出現、人物・動物埴輪盛行、冠帽・垂飾付耳飾・帶金具盛行、後・II期：前方後円墳小型化から消滅へ、大型方墳出現、須恵器・土師器の副葬一般化、竜鳳環頭大刀出現、後・III期：後期古墳衰退期、埴輪消滅、横穴式石室設計企画に高麗尺・唐尺採用、とした。

これ以後、古墳研究・古墳時代研究の中で年代を細別していこうとする動きは、各個別遺物や埋葬施設の変遷を手がかりにしたものに移行していくことになる。

特に、代表的なものの一つに須恵器がある。1960年代あたりまでは、古墳出土品を中心として組み立てられていた須恵器の編年は、森浩一氏による関西地域の須恵器窯跡全体の資料から組み立てられた須恵器編年（註10）、田辺昭三氏による大阪府堺市陶邑窯跡群の調査・報告（註11）を契機に、それまでの古墳出土資料主体の編年から窯跡主体の編年に置き換わっていくことになり、1970年代にまとめられた中村浩氏による陶邑窯跡群の須恵器編年（註12）により、1型式20～30年程度の細かな編年が提示される時代となった。また、田辺氏の業績は1980年代に『須恵器大成』という大部な図書にまとめられ、現在でも相当数の研究者が依拠するものになった（註13）。これがいわゆる「田辺編年」である。古墳時代に相当する部分としてはT K73型式→T K216型式→T K208型式→T K23型式→T K47型式→M T15型式→T K10型式→T K43型式→T K209型式→T K217型式という型式組列が提示されている。この中で、田辺氏の説ではT K23型式とT K47型式の間に500年、T K209型式の直前に600年が包含されることになる。

また、円筒埴輪を型式区分することによって全国の主要な埴輪出土古墳の年代を与えるという作業を川西宏幸氏が行われた（註14）。野焼きから窯焼成への転換、刷毛目調整の変遷、突帯の突出度や調整技法の変化など製作技法を中心としてI～V期の5期編年を提示したため「川西編年」と呼称される。各期の埴輪を出土する古墳の副葬品からI期=4世紀中葉、II期=4世紀後葉、III期=5世紀前葉、IV期=5世紀中葉～後葉、V期=6世紀前葉、V期の新しい1群=6世紀中葉～末葉の年代を与えた。ここで注目されるのは応神陵古墳・仁徳陵古墳の年代であるが、双方ともIV期の埴輪を出土していることから5世紀中葉から後葉としたことで、従来5世紀初頭前後と考えられたこれらの年代を新しくしたことである。後に都出比呂志氏が批判したように、III・IV期の区別は野焼きか窯焼成でしか行えず、III期とIV期に併存期間が存在するという矛盾を犯しており（註15）、副葬品の知られる古墳を年代考定の指標に使用したために純粋な意味の埴輪編年とはなっているようには見受けられない。また、野上丈助氏が批判するように、京都府領域（特に長岡京市・向日市などの南山城地域）を中心とした資料から編年されているために、大阪府領域の古墳では異なる技法が観察され、全国的に通用するかどうかはまだ評価が分かれているといえる（註16）。なお、近年では、「川西編年」を参考にしつつ各地域別に円筒埴輪編年が試みられているようである。

古墳の暦年代をどうみるかということについては、弥生時代から古墳時代への移行を中心に考えようとした都出比呂志氏（註17）、前期から終末期までとおして考えようとした白石太一郎氏（註18）の年代論が、それぞれ1980～90年代にかけて何度も修正を加えながら提示された。都出氏は小林行雄氏の古墳年代論の論理を尊重しつつ、その後の研究のうち橋口達也氏による北部九州の弥生時代甕棺編年細分論（註19）を重視し、弥生時代後期（畿内第5様式）を2世紀から3世紀初頭、弥生時代終末期としての庄内式土器（第6様式）を3世紀とし、古墳の出現年代を西暦300年を中心とした年代とした。須恵器の年代としては稻荷山古墳出土須恵器をT K47型式とし、この型式の下限年代を5世紀末～6世紀初頭とすることにより、1型式20年程度と考えて5型式遡る最古式のT K73型式は5世紀初頭と考えた。ただし、ごく最近の年代論では製作年代が4段階以上に細分され

寺澤案					都出案						
実年代	時代	時期	期	近畿編年	細分様式	期	時期	時代	暦年代		
300	弥生時代	(縄文)		長原式		古 中 新	第Ⅰ様式	早期	300?		
		前期	I	第Ⅰ様式	1						
					2						
		中期	II	第Ⅱ様式	3						
					4						
					1	第Ⅱ様式	中期	100?			
					2						
		後期	III	第Ⅲ様式	3	古 新	第Ⅲ様式	(52)			
					4						
			IV	第Ⅳ様式	1	古 新	第Ⅳ様式	B.C.			
					2						
200					3						
代		V	第Ⅴ様式	4	古 中 新	第Ⅴ様式	A.D.				
				0							
後期		VI	第Ⅵ様式	1							
				2							
(初頭)前期		VII	庄内式	3							
				4							
				0	古 新	庄内式	100				
				1							
100		古墳時代	布留式	庄内式	2	古 中 新	布留式	200			
					3						
		前	布留式	庄内式	4						
					0						
					1	古 中 新	布留式	(250)			
					2						
		古墳時代	布留式	庄内式	3						
					4						
		(須恵器)					(須恵器)				

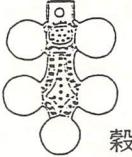
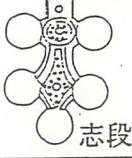
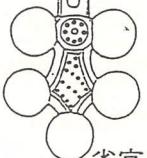
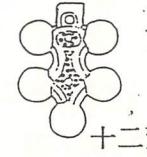
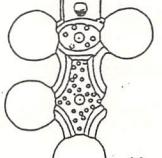
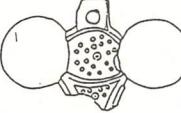
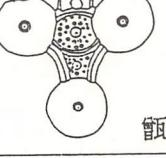
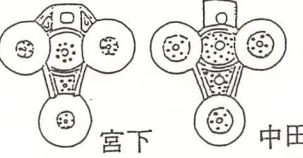
時代年代	弥生時代				古墳時代			
	AD1	190	260	400	500	600	後期	終末期
時期	前期	中期	後期	終末期	前期	中期	後期	終末期
土器	第Ⅰ様式	第Ⅱ様式	第Ⅲ様式	第Ⅳ様式	第Ⅴ様式	庄内式	布留式	飛鳥様式

第1図 都出比呂志氏・福永伸哉氏の弥生・古墳時代暦年代

うるとする三角縁神獣鏡研究の進展に合わせて、古墳の出現年代を3世紀半ばまで遡らせている（註20）。なお、福永伸哉氏の最近の著作は、むしろ都出氏の年代論変更の契機となった三角縁神獣鏡製作年代細分論を含むものであるが、その冒頭付近に弥生～古墳時代の時期区分と暦年代についての編年表が示され、年代論に対する考え方も提起されている。福永氏が考えた古墳出現年代は「260年前後」で、須恵器の年代についてはTK47型式とMT15型式の間に500年、TK209型式の後に600年を置いている。これは後述する白石太一郎氏の年代論に配慮した結果と思われる（註21）。

白石氏は1979年論文において、弥生時代後期の「実年代」、古墳の発生の年代、中期古墳の「実年代」をそれぞれ検討しつつ、古墳時代全体の年代を論じた。弥生後期については、北部九州の甕棺墓に副葬される中国鏡の変遷が、中期中葉：前漢鏡→中期後半：王莽代～後漢初期となることから弥生中期の下限は2世紀前半となり、弥生後期（畿内第V様式〔白石氏の論文中では「唐古V様式」〕）を約100年として3世紀前半、その次の庄内式を二分してI式を弥生後期に含め、その期間を加算しても弥生時代終末は3世紀中葉であるとする。また、小林行雄氏の三角縁神獣鏡論のうち、多数の同范鏡を含む三角縁神獣鏡を魏から卑弥呼に下賜された「銅鏡百枚」との関連で把握し、3世紀中葉に日本にもたらされたとする点は支持するが、伝世鏡論を批判する。すなわち、舶載三角縁神獣鏡の同范鏡分有古墳のうち新しい時期に相当する佐味田宝塚古墳・新山古墳・黄金塚古墳の年代を、新山古墳出土帶金具が中国江蘇省宜興県の周処墓（297年）や同じく広州市大刀山搏墓（324年）の帶金具とほぼ同型式であることより3世紀末から4世紀前半の晋の製品であると考え、古墳時代前期末葉の新山古墳の年代を4世紀後半の中葉に近い年代とする。ここから遡って古墳発生の年代を3世紀後半代に引き上げることが可能と考える。また、中期古墳に関しては、七觀古墳・新開古墳・誉田丸山古墳などから出土している日本の初期馬具である木心鉄板張輪鐙ときわめて近い型式の木心金銅張輪鐙が遼寧省北票県の北燕の王族の墓である馮素弗墓（415年）から出土していることから中期中葉前後の古墳の年代を5世紀前半とし、まだ馬具をともなわない中期前半の古墳を4世紀末から5世紀初頭とした。さらに、須恵器出現年代の検討の一環で稻荷山古墳礫櫛と墳丘出土須恵器に言及する。礫櫛出土馬具に関する年代の銘文発見以前の説により500年前後という考え方を認める一方、「辛亥年」を471年とし、須恵器の型式をTK23型式ないしTK47型式として、礫櫛の年代と須恵器の年代を5世紀後半から末葉とした。TK23型式以前の須恵器にはTK73型式→TK216型式→TK208型式の3型式があるため須恵器の出現は5世紀前半に遡るとする。また、須恵器出現以前と考えられる仲津媛陵古墳（仲津山古墳）・巣山古墳・室宮山古墳（室大墓）など中期初頭の古墳はここからも4世紀末から5世紀初頭と考えることができるとする。

1985年論文では、これらの年代をさらに次のように再検討している。まず、北部九州の甕棺出土中国鏡の年代から考えられる弥生時代中期後半（Ⅲ期新～Ⅳ期）の暦年代は紀元前1世紀後半から紀元後1世紀代とし、弥生時代後期の始まりを1世紀中頃とする森岡秀人氏の説を支持する。古墳出現年代については1979年論文を踏襲する。稻荷山古墳出土須恵器はTK47型式の古い段階と考え、礫櫛遺物群は三鈴杏葉を伴うことより1型式下げMT15型式の古い段階とし、この段階に5世紀末葉を想定した。田辺編年ではMT15型式以前にTK73→TK216→TK208→TK23→TK47の5型式が設定されているので、須恵器の初現期は型式変化の速度が速かった可能性を考慮しても5世紀

	五 鈴 杏 葉	三 鈴 杏 葉
1	 穀塚	
2	 志段味大塚	
3	 雀宮牛塚  十二天塚	 稲荷山 a  稲荷山 c
4	 潮見	 見沼 9 号 滝 3 号
5		 西山 9 号  穀塚
6		 鬼塚  天王塚
7		 宮下 中田

第2図 白石太一郎氏の鈴杏葉型式変遷図

初頭ないし4世紀末葉まで遡ると考えた。当然中期の開始を4世紀後半まで遡らせることになる。

さらに最終的に1997年論文は、銘文が刻まれた刀剣を出土した稻荷台1号墳・稻荷山古墳・江田船山古墳の3基を考古学的に検討し、それを踏まえて銘文の解釈から考えられる歴史的意義を追求しようとするものであった。年代論に関する点については、稻荷山古墳の三鈴杏葉の年代を示す根拠として白石氏自身が作成した鈴杏葉の型式変遷図を示し、稻荷山古墳例は三鈴杏葉の中では古い一群に属し、第3期後半に位置付けられる。白石氏の編年では、第1期:TK23型式、第2期～第3期前半:TK47型式、第4期:MT15～TK10型式という段階が設定されているので、稻荷山の三鈴杏葉はMT15型式（古）段階になるとしている。また、須恵器の編年と暦年代について、「むしろこの『辛亥年』銘鉄剣を出した稻荷山古墳の遺物のあり方などから、考察しなおすべきであろう」とし、「辛亥年」銘鉄剣に対応する須恵器は三鈴杏葉出現期のMT15型式（古）段階であり、礫櫛被葬者が生前、最も活躍した時期に鉄剣入手し、その死とともに副葬したとすれば、礫櫛造営年代は471年プラス α で、 $\alpha=20\sim30$ 年と考えられるため、490～500年ごろとなり、それをMT15型式の始まりごろの年代とする。528年に殺された筑紫君磐井の墓と言われる福岡県岩戸山古墳の墳丘出土須恵器（器台）がTK10型式であるため、TK47型式=5世紀第4四半期、MT15型式=5世紀末～6世紀第1四半期とした上で、「稻荷山古墳が造営されたのは五世紀の第4四半期の早い段階であり、礫櫛の埋葬が行われたのは五世紀の末葉ころということになろう」と述べた。また、同じ雄略天皇と見られる「獲加多支歯大王」の銘文が明らかになった銀象嵌銘大刀を副葬した熊本県江田船山古墳では、埋葬施設である石棺式石室から出土した副葬遺物に古相（5世紀後半:長型垂飾付耳飾・金銅製帶金具・横矧板革綴短甲など）、新相（6世紀初頭:亀甲繋文広帯式金銅冠・短型垂飾付耳飾・金銅飾履など）、最新相（6世紀中葉:宝珠形立飾付狭帯式金銅冠・金環など）の3段階の遺物がある。石棺式石室から古く出土していた陶質土器蓋坏・提瓶は百濟土器で新相遺物に伴い、周濠出土の須恵器（有蓋高坏・魂・壺）はTK23型式ないしTK47型式並行期のもので、古相遺物に対応するという。銀象嵌銘の最新見解（東野治之氏解釈）により大刀の製作時期が「獲加多支歯大王」の世が終わってまだ時間が経過していない時期で、『古事記』に記載された雄略天皇の崩年干支の己巳年（489年）を参考に5世紀末の490年頃と考え、大刀の型式学的分析から得られるMT15型式以降の時期との符合を認め、490年頃に製作した大刀が新相の遺物群に含まれ、6世紀初め頃の追葬にともなうものである可能性が高い、とした。

この結果、白石氏は稻荷山古墳の「辛亥年」=471年説にもとづき、TK47型式:5世紀第4四半期、MT15型式:5世紀末～6世紀第1四半期、TK10型式:6世紀第2四半期前後、という年代観に立っていることがわかる。

さらに、古墳年代の細分をめざそうという動きは、考古学研究会において「考古学における時代区分」に取り組む中で縄文・弥生・古墳時代の時期区分を取り上げた第33回総会の研究発表で行われた和田晴吾氏による古墳時代時期区分論（註22）と、その後全国的な共同研究として近藤義郎氏を中心に組織された前方後円墳研究会による前方後円墳編年（いわゆる「共通編年」）（註23）がある。

和田氏は「畿内を中心とした古墳の編年案」として11の小様式を設定し、時間の尺度として川西

宏幸氏の円筒埴輪編年（川西編年）と田辺昭三氏の須恵器編年（田辺編年）を採用した。前期に相当する部分を1～4期、中期を5～8期、後期を9～11期とし、埴輪の編年との対応では、1期には特殊器台形埴輪・特殊壺形埴輪、2期に川西Ⅰ期、3～5期に川西Ⅱ期、6期に川西Ⅲ期、7・8期に川西Ⅳ期、9～11期に川西Ⅴ期を対応させた。須恵器編年では、8期にTK73～208型式、9期にTK23～47型式、10期にMT15～TK10型式、11期にMT85～TK209型式を対応させた。メルクマールとしては1期：前方後円墳成立期、2期：円筒埴輪・碧玉製腕飾類・方形板革綴短甲の出現、3期：粘土櫛出現・碧玉製品の多様化、4期：大型墳の三段築成成立・玉類素材の多様化・農工具類の滑石製模造品出現、5期：大型古墳の造出し・典型的長持形石棺・三角板革綴短甲出現、6期：滑石製模造品の粗製多量副葬、滑石製合子・琴柱形石製品消滅、7期：動物・人物埴輪出現、三角板鉢留短甲・眉庇付冑・馬具・帶金具出現、8期：長持形石棺消滅・家形石棺出現・画文帶神獸鏡・垂飾付耳飾り・細身式長頸鏡出現、9期：畿内に横穴式石室採用、須恵器地方窯成立、鈴杏葉・冠帽出現、10期：横穴式石室普及、竜鳳環頭大刀・水晶製切子玉・琥珀製棗玉出現、11期：前方後円墳消滅、垂飾付耳飾り・冠帽・鹿角製刀装具消滅、円頭・圭頭・頭椎大刀出現などが挙げられる。和田氏の提起した「古墳の様式区分」は、「中期様式」をより明確に捉えようとしたことに大きな特徴がある。ただし、副葬品の品目の最大の転換点は6期と7期の境にあり、大王墳が7～8期に最大規模に達するにもかかわらず、同じ頃地域によっては前方後円墳の縮小化・廃絶がすでに始まっているとし、「中期は前期の延長線上にあって、前方後円墳を頂点とする古墳の様式を完成すると同時に、すでにその様式を突き崩す方向に転じ始めていた大きな過渡期」と考え、弥生時代以来の時期区分を提示する場合に古墳の前期と中期を一時期として把握しようとする。なお、稻荷山古墳は9期に位置付けられている。

前方後円墳研究会の「共通編年」については、広瀬和雄氏の執筆になるものが『前方後円墳集成』の各地域別分冊に同文で掲載されている。これは10期区分になっており、和田氏の古墳様式より1期分少ない。和田氏の編年とは1・2・3期はほぼ同じであるが、4期以降にかなり異なる面がある。ただし、6～10期はほぼ和田編年の7～11期に併行的に対応する。埴輪・須恵器の川西編年・田辺編年との対応は1期：特殊器台形・特殊壺形埴輪、2期：川西Ⅰ期、3・4期：川西Ⅱ期、5期：川西Ⅲ期、6期：川西Ⅳ期・TK73型式、7期：川西Ⅳ期・TK216～208型式、8期：川西Ⅴ期・TK23～47型式、9期：川西Ⅴ期（新）・MT15～TK10型式、10期：TK43～209型式である。古墳時代の三期区分との対応はおおむね1～4期が前期、5～7期が中期、8～10期が後期ということになるであろうが、明言されていない。各期のメルクマールは1期：前方後円墳成立期、撥形前方部・中国鏡のみ副葬、2期：円筒埴輪・碧玉製腕飾類・筒形銅器出現、3期：粘土櫛・割竹形石棺・舟形石棺出現、巴形銅器出現、4期：盾形周濠・馬蹄形周濠・造出し出現、農工具等の同種多量的傾向をもつ滑石製模造品・長方板革綴短甲・三角板革綴短甲出現、5期：同種多量の滑石製農工具顯著・銅鏡・筒形銅器・巴形銅器・石製腕飾類消滅、6期：三角板鉢留短甲・眉庇付冑・挂甲など新式武具や馬具・帶金具・人物・動物埴輪出現、7期：長頸鏡・画文帶神獸鏡・垂飾付耳飾り・家形石棺出現、8期：杓子形壺燈・花弁形杏葉・鈴杏葉出現、9期：横穴式石室普及・竜鳳環頭大刀・心葉形杏葉・鐘形杏葉・半球形雲珠出現、10期：円頭・圭頭・頭椎大刀出現となっている。稻荷山古墳は8期に位

置付けられている。

この節の末尾に特に紹介しておきたいのは、故・増田逸朗氏の一連の埼玉古墳群研究である。増田氏には古墳研究・古墳時代遺物研究の論考が多数あるが、埼玉古墳群に関しては埼玉県立さきたま資料館の調査による資料の増加や各種遺物の個別研究の進展に対応して再三にわたって見解の訂正をするという執拗な態度で研究を継続した唯一の研究者であったということができる。そこで、その見解の変遷をここで細かく触れておきたい。

まず、増田氏は稻荷山古墳副葬遺物、円筒埴輪・土器類から年代を検討し、古墳の規模や主軸方向から古墳のクラス分け・グルーピングを行いながら、埼玉古墳群における古墳の変遷を考察した（註24）。この論文では稻荷山古墳礫榔の副葬遺物のうち、鈴杏葉・辻金具・壺燈・鞍橋金具・鞍は6世紀中頃以降に年代を限定できるものでなく、5世紀後半～6世紀初頭の可能性があることを指摘し、石山歎氏の研究を参考に三環鈴も年代下降の材料と考えがたいことを述べ、副葬時期を5世紀第4四半期から6世紀第1四半期の間と結論づけようとする。さらに、円筒埴輪については近傍の熊谷市鎧塚古墳の埴輪との比較を行う。鎧塚古墳の2か所の葬送祭祀土器群のうち第1次祭祀土器群に伴う須恵器高杯がTK47型式、第2次祭祀土器群中の須恵器高杯がTK47型式（新）段階であること、周溝に榛名山二ツ岳火山灰FAが見られること、鎧塚古墳の埴輪にB種ヨコハケが見られず、稻荷山古墳にはB種ヨコハケがあることなどから稻荷山古墳の円筒埴輪の時期を「6世紀第1四半期以前」とした。また、墳丘出土須恵器・土師器については、須恵器は地方窯製品の可能性が強いとしながら、TK47型式（古）段階（5世紀末～6世紀初頭）とし、土師器壺は鬼高I式（古）段階で須恵器と同様な年代とした。そして稻荷山古墳の築造年代を5世紀末ないし6世紀初頭と結論付け、「辛亥年」を471年とし、「乎獲居」は、杖刀人として20代か30代の壯年時に大王に仕え、5世紀末に老齢期を迎えて奥津城稻荷山古墳に葬られた、としている。また古墳の主軸方向から3つのグループに分ける。埴輪の特徴から丸墓山古墳を、鉄砲山古墳より新しいと考えた上で、第1グループの稻荷山→二子山→鉄砲山の変遷の後に、第3グループの將軍山→丸墓山という順序を与えた。稻荷山に500年前後、將軍山に600年前後の年代を考えた上で、丸墓山古墳は八幡山古墳と同じような新しい時期の円墳の可能性を考慮していた。また、第2グループの中型の古墳は愛宕山→瓦塚→奥の山の順序を考え、二子山古墳の埴輪との比較から愛宕山古墳に6世紀第2四半期の時期を与えていた。

次に、増田氏は埼玉古墳群と周辺の古墳の円筒埴輪の大きさや突帯の数に注目した（註25）。この時には、古墳の年代を細かく比較する手法は知らないものの、埼玉古墳群内の最大規模の古墳の変遷を稻荷山（5世紀末葉）→二子山（6世紀第Ⅱ四半期）→鉄砲山（6世紀第Ⅲ四半期）→將軍山（6世紀末葉）と考えている。註24論文執筆後における発掘調査や遺物の個別研究の進展を考慮した上で、埼玉古墳群内の最大規模古墳に6条凸帯の大型円筒埴輪が連綿と継承され、周辺の前方後円墳・円墳には規模に応じて3条・2条凸帯の円筒埴輪の使用しか認められないという事実に対して、「埼玉政権は、その宗主にあっては周辺に例を見ない六条円筒埴輪を採用し、国造級の墳墓の一要素として固定し、群内での確執を明らかにしながら、その円筒埴輪の規制という支配原理を周辺の古墳群にも貫徹させていったものと考えられる」と主張した。丸墓山古墳については何も触

れられていないが、この時点では円筒埴輪の資料が若干増加しており、新しい時期に固定できなくなつたため、態度を保留したためと思われる。

その次に、増田氏が考察の軸に据えたのは墳丘盛土の体積であり、埼玉古墳群の変遷と周辺の古墳の築造の動向から見た「埼玉政権」の権力構造の様相を古墳造営労働力微発の推移から探っていこうとした（註26）。当時、大阪・奈良の「天皇陵古墳」を中心に古墳の墳丘体積の計算を試みた研究書として石川昇氏の『前方後円墳築造の研究』（1989年、六興出版）が刊行されており、石川氏の墳丘体積計算法にもとづいて埼玉古墳群9基、周辺地域の主要古墳22基の大型古墳の墳丘体積を計算し、各古墳の年代を四半世紀単位で決定し、埼玉古墳群とそれ以外に分けて各時期における古墳墳丘体積の比較を行い、埼玉古墳群と周辺主要古墳の関係を「対峙する勢力としてではなく、むしろ埼玉政権の一翼を担う首長として存在したものと理解できる」とした。行論の中で検討された埼玉古墳群中の大型古墳の時期については、稻荷山古墳に「第3の主体部」の存在可能性を指摘し、古墳築造は「5世紀第4四半期で、それも終末まで下らない時期」とし、礫櫛については6世紀に下る可能性を示唆している。丸墓山古墳は墳丘下にFAが確認されたことと埴輪にB種ヨコハケが存在しないことにより、「稻荷山古墳以降、二子山古墳以前」、二子山古墳は埴輪・須恵器の特徴から6世紀前半、鉄砲山古墳を6世紀後半、將軍山古墳を6世紀後半の後葉、「埴輪型須恵器壺」の樹立によって中の山古墳を「將軍山古墳の築造後」とした。後段で示された墳丘盛土体積比較表では、5世紀第4四半期：稻荷山古墳、6世紀第1四半期：丸墓山古墳、6世紀第2四半期：二子山古墳・愛宕山古墳、6世紀第3四半期：鉄砲山古墳・瓦塚古墳・奥の山古墳、6世紀第4四半期：將軍山古墳・中の山古墳、という四半世紀ごとの割り振りになっているため、どうやら増田氏は20年以下のレベルで埼玉古墳群内の古墳の年代的前後関係をとらえていたらしいが、論考の目的として四半世紀以下の年代を捨象していたことがわかる。この視点は後にも引き継がれている。

最後に、1999年に書かれた論文はそれまでの増田氏の業績をまとめよう内容になっている。論文の意図は増田氏なりの鉄劍銘文解釈による北武藏の古代史の展開を今日的に構成しようとするものである（註27）。年代論には独特の主張がある。「辛亥年」=531年説に立った場合の問題点の指摘が以下のようにある。①B種ヨコハケの存続時期の矛盾、②鉄劍の礫櫛への副葬が6世紀半ばころまで下降、③將軍山古墳出土の須恵器壺がMT85～TK43型式であり、TK43型式が飛鳥寺下層（587年）出土品に関わるため、將軍山古墳が6世紀第3四半期となることから、100m級前方後円墳3基の築造を531年からこの時期の間に考えるのは「一地域政権の人民徵發力からして不可能であり、宗主の世襲形態からして不自然」であるので、「考古学の立場からは辛亥年の531年説を容認することはできない」とした。埼玉古墳群の変遷についても、若干の見解の変動があった。稻荷山古墳に関しては、平成9年度調査成果を取り入れて、①FAが周堀の堀底から浮いて確認され、墳丘下には存在しないらしい点、②新たに検出された須恵器有蓋脚付短頸壺や有蓋壺がTK47型式古相で、土師器高壺は鎧塚古墳第2次祭祀（TK23）に近似、③関東における円筒埴輪のB種ヨコハケはTK216～TK208型式に一般化し、TK23型式期に減少傾向であること、などから稻荷山古墳築造年代をTK23型式期で「5世紀第4四半期中の後半」とし、礫櫛は6世紀前半の構築とした。二子山古墳は、①造出し付近周堀内出土の須恵器器台・壺がTK47～MT15型式、②周堀内の堀底

から20～30cm浮いてFAが検出、③多条凸帯円筒埴輪の方形透し、などから6世紀前半（古）段階（6世紀第1四半期）、鉄砲山古墳は①円筒埴輪の凸帯の突出が低くなり6世紀中葉の特徴、②須恵器は少量の出土だがTK10型式に比定、ということから6世紀前半（新）段階（6世紀第2四半期）、將軍山古墳は①3条凸帯と4条凸帯の円筒埴輪、②後円部造出しからMT85～TK43型式期の須恵器出土、③横穴式石室からTK209型式期の須恵器高坏が追葬時遺物として出土、ということから6世紀第3四半期、中の山古墳は①須恵質埴輪壺、②TK43～TK209型式期の須恵器の伴出、から600年前後とした。丸墓山古墳は①墳丘下にFA確認、②多条凸帯の円筒埴輪、③墳丘出土の土師器坏は鬼高I式で、稻荷山古墳出土の坏より新しい様相、などから「二子山古墳の後に構築」とされる（6世紀第2四半期）。

古墳時代年代論についても言及がある。須恵器生産開始期を推定する手段として、白石太一郎氏が着目した馮素弗墓の輪燈と七觀古墳・新開古墳の輪燈の類似を手がかりにするが、七觀古墳・新開古墳を1型式新しいとし、七觀古墳の埴輪が窯窯焼成で、その主墳の石津丘古墳（履中天皇陵）の埴輪が野焼きであったことから、これに近い時期に須恵器生産開始を推定する。そして石津丘古墳を「倭王讚」の墓と考え、次代の「倭王珍」が438年に朝貢していることから、「讚」没後数年で、須恵器生産開始と考え、TK73型式の時期を440年頃とした。また、今城塚古墳を繼体天皇陵とし、没年531年と、円筒埴輪の時期のMT15型式併行期の対応を認め、飛鳥寺下層のTK43型式により587年の創建以前とし、「戊辰年」銘文大刀を副葬した兵庫県箕谷2号墳の伴出須恵器がTK209型式で608年相当とする。狭山池東樋の下層樋管の年輪年代616年で樋管設置後の堤に操業された須恵器窯がTK217型式であり、その型式の年代の上限とする。その結果TK73型式の始まりに440年前後、TK43型式とTK209型式の間に600年を置く。その間の160年間に9型式が設定されているから、1型式平均18年とする。TK216型式とTK208型式の間のON46型式と、TK10型式とTK43型式の間のMT85型式は15年前後とする考え方もある、とする。しかし、TK208・TK23・TK47の3型式は「型式的に安定していたもの」と考え、約20年ずつの年代幅とする。結果として、TK208型式：465年～485年、TK23型式：485年～505年、TK47型式：505年～525年とする。

この認識にもとづき、金錯銘鉄剣の製作→稻荷山古墳築造→礫櫛埋葬→二子山古墳築造とそれ以後までの時間経過を詳述する。まず、稻荷山古墳築造はTK23型式の前葉から中頃で、鉄剣製作から17年前後の時間幅を持つ。礫櫛構築は、墳丘出土須恵器群の型式をTK23型式とすれば、築造期との時間差13年程度、TK47型式古相とすれば20年程度となり、第3主体部を想定すれば、3基の埋葬施設の時間差を各10年割り振るので、TK47型式の場合を合理的であるとする。二子山古墳の築造期（TK47型式中相）は、周堀のFAの堆積が堀底から30cmの間層を挟むのを10年の堆積時間をとれば、稻荷山礫櫛との時間差は3年程度しか見積もれないという。埼玉古墳群の宗主層の墓は140年間に8代であるため1代20年であり、礫櫛は稻荷山古墳の宗主の主体部とすることはできないとする。

白石氏や都出氏・福永氏の年代論より若干新しい年代を与えていくと思われる部分もある上、あまりにも具体的な年代を与える部分やTK208型式～TK47型式をすべて20年で割り振ろうとする点など疑問点はあるが、須恵器や埴輪を主体にして割り出した見解として参考にすべきところは多い

のではなかろうか。

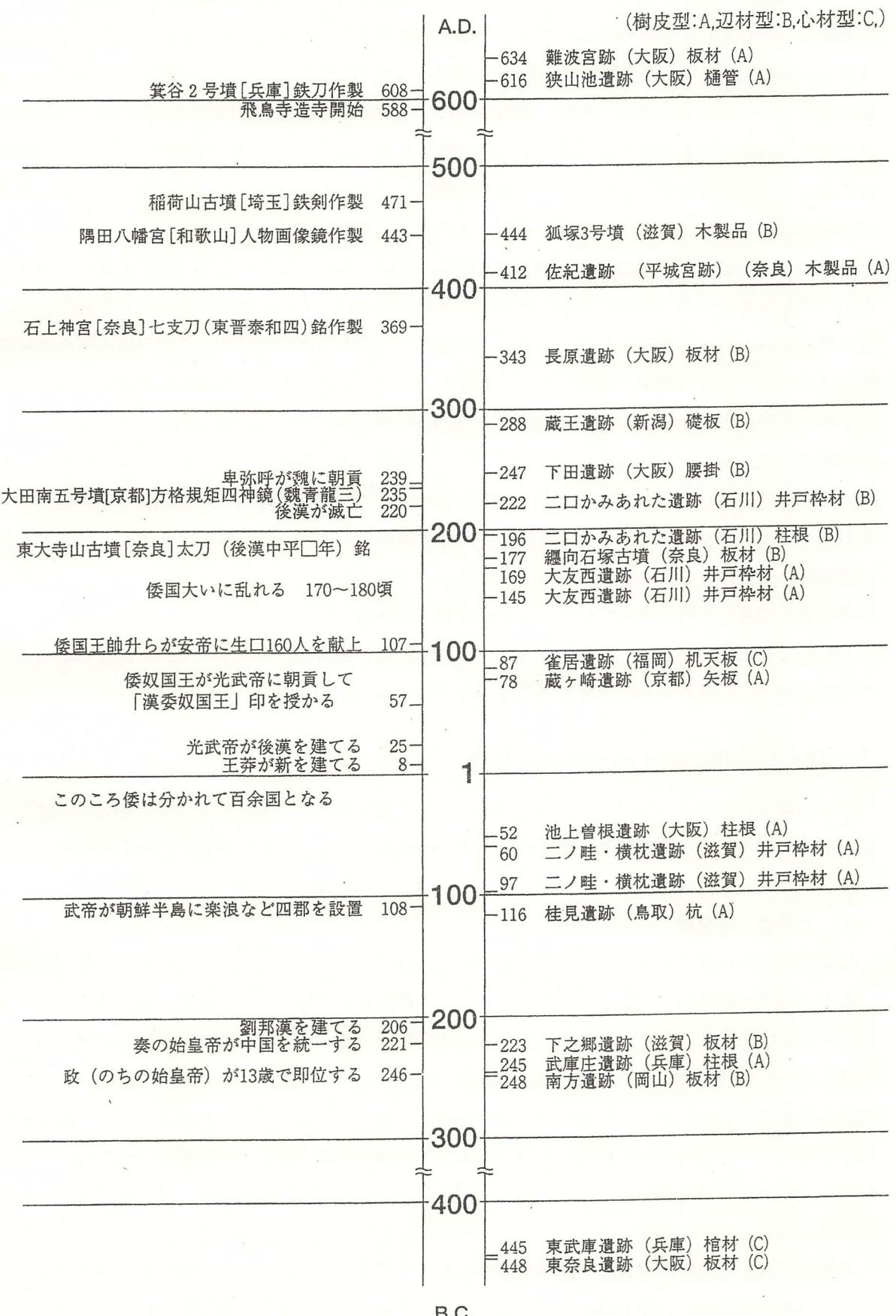
(3) 年輪年代学から見た古墳時代年代の推定について

近年急速に進んだ研究として木製品の年輪年代測定による弥生・古墳・飛鳥時代の遺構の年代推定がある。年代測定の実施及び報告者は光谷拓実氏である（註28）。

まず、弥生時代にあたるものとして①大阪府和泉市池上・曾根遺跡の大型掘立柱建物の柱根No.12の年代：紀元前52年、同No.20の年代：紀元前56年（弥生時代中期後半・第IV様式3段階）、②滋賀県守山市二ノ畦・横枕遺跡第27次調査地点井戸Aの木枠板材の年代：紀元前60年（弥生時代中期後半・第IV様式最終末段階）、同井戸Bの木枠板材の年代：紀元前97年（弥生時代中期後半・第IV様式後葉）、③滋賀県守山市下之郷遺跡環濠最下層出土の盾の板材の年代：紀元前223年、削られた部分の年輪数を概算すると紀元前200年頃（弥生中期後半・第IV様式初頭）、④兵庫県尼崎市東武庫遺跡1号墓木棺東側木口板材の年代：残存最外年輪の年代で紀元前445年、伐採年推定は困難（弥生時代前期新段階）、⑤兵庫県尼崎市武庫庄遺跡第36次調査大型掘立柱建物の柱根No.3の年代：紀元前245年（弥生時代中期中葉・柱掘形内土器が第III様式〔古〕段階、柱根埋土内土器が第III様式〔新〕段階）、⑥石川県金沢市大友西遺跡井戸S E14の木枠板材の年代：145年（弥生時代後期・法仏II式）、同S E18の木枠板材の年代：169年（弥生時代終末期・月影I式）、古墳時代にあたるものとして⑦奈良県桜井市纏向石塚古墳周濠最下層出土の板材の年代：残存最外年輪が177年であるが、辺材部から推定される伐採年は200年を下ることはない（古墳時代前期・布留0式）、⑧石川県羽咋郡志雄町二口かみあれた遺跡4号掘立柱建物柱根の年代：196年、辺材部から推定される伐採年は200年代前半（古墳時代前期）、同井戸S X208の木枠板材の年代：222年、辺材部から推定される伐採年は3世紀半ば（古墳時代前期）、⑨奈良県奈良市佐紀遺跡（平城宮下層）第267次調査自然流路S D6030出土の大型木製品の年代：412年（古墳時代中期・TK73型式）、⑩滋賀県栗太郡栗東町狐塚3号墳周濠最下層出土板状木製品の年代：残存最外年輪444年、辺材部から推定される伐採年は5世紀後半（古墳時代後期初頭・円筒埴輪は川西編年IV～V期、土師器甕は5世紀後半から6世紀初頭）、⑪大阪府狭山市狭山池遺跡東樋下層遺構の樋管丸太材の年代：616年（狭山池東岸の池築造以前の須恵器窯跡2・3号窯は古墳時代後期終末TK43～209型式）、⑫栃木県下都賀郡大平町七廻り鏡塚古墳出土舟形木棺身部の年代：残存最外年輪475年、推定される伐採年は500年代の前半代（古墳時代後期・6世紀中葉）などがある。

これらのデータから考えることができる古墳時代の年代についてまとめてみると、次のとおりになる。纏向石塚古墳の周溝出土土器から見た時期は、古く見る研究者は弥生後期終末の第V様式終末期～庄内式最古段階（寺沢薰氏編年の庄内0式）、新しく見る場合は古墳時代前期初頭（寺沢編年の布留0式）であるが、これに年輪年代から推定された195年プラス α を与えることになり、弥生時代最終末期ないし古墳時代前期初頭に3世紀初頭ごろの年代を設定することになる。同様に古墳時代中期に相当する須恵器TK73型式：5世紀初頭、後期初頭：5世紀後半、後期後半～終末の須恵器TK43～209型式：7世紀初頭以前、ということになる。

測定されたデータには年代の偏りが若干あり、地域的にも近畿と北陸を主体としているため、この年代に全面的に依拠することには現時点ではかなり問題がある。しかし、土器型式の大別のレベ



第3図 弥生～飛鳥時代遺跡の年輪年代

ルで考える限り、測定木材に共伴した土器の年代的前後関係に大きな矛盾はない。

ただし、全体的に少し古過ぎる年代が出ている場合が多いことはまちがいなく、最近年代が発表された法隆寺五重塔心礎の年輪年代でも594年が提示され、屋根に葺かれた瓦の通説的年代より約100年前後古くなっている。また、佐紀（平城宮下層）遺跡の自然流路 S D6030の場合には、TK73型式の須恵器壺は第48次調査の第二次朝堂院東朝集殿下層で出土し、年輪年代を測定した板状木製品はそれより上流部分で出土したため、厳密には共伴とはいえない（註29）。したがってこれらの年代は結果論的に追認されているだけであるように見受けられるのである。

弥生時代中期後半から古墳時代初頭までに関する部分に限られてはいるが、寺沢薰氏は、大阪府池上・曾根遺跡の柱根の年輪年代が弥生土器の年代に直接かかわるとは限らないことを述べ、二ノ畦・横枕遺跡、武庫庄遺跡、滋賀県栗東町下鈎遺跡、二口かみあれた遺跡、纏向石塚古墳の木材の年輪年代と共伴土器の型式の比較について詳述した上で、①測定された木材に転用がなかったと言えるかどうか、②辺材部の年代の割り出し方の信用度を問題にする。寺沢氏の持論からの第IV様式・第V様式の年代論との矛盾も問題にされており、結果的には年輪年代の方がすべて半世紀古くなっていると指摘されている（註30）。特に、第IV様式の年代幅が100年を大きく上回るように理解されかねないこと、細別の方ではIV-3段階とIV-4段階の年代差が40年を越えてしまうこと、IV-3段階自体も（古）・（新）の2段階とされかねない矛盾があることなど、年輪年代に依拠した考古学研究者の安易な考察を戒めていることには説得力がある。

年代論を検討するときに、現在得られている年輪年代の信用性の問題よりも、それを考古学研究の中でどのように活用するかをよく考えるべきではなかろうか。

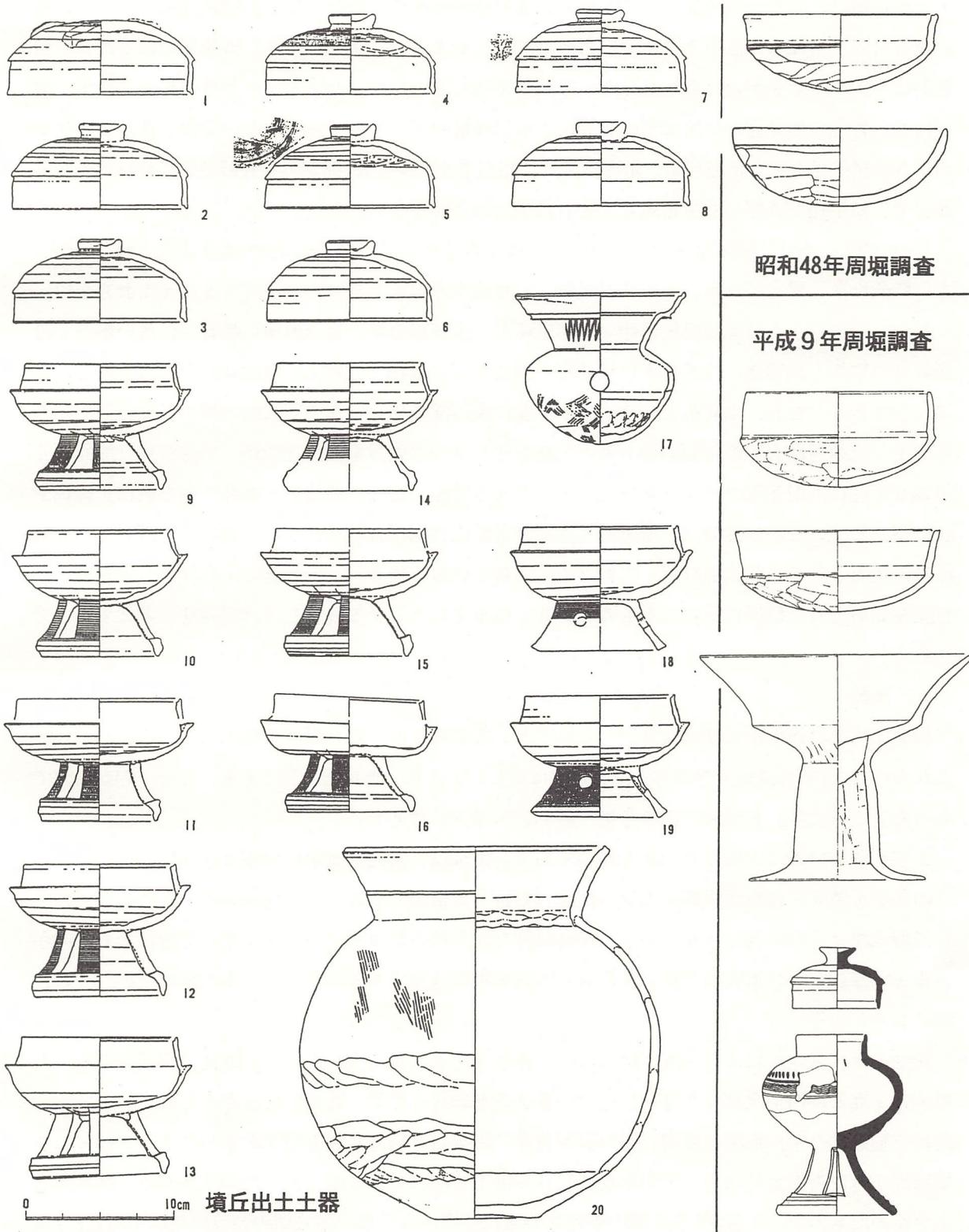
3 稲荷山古墳の出土品から見た年代

埼玉稲荷山古墳には、年代を考える「材料」となる遺物が数多く出土している（註31）。前章で見た研究の推移を踏まえて以下に出土品のいくつかからどのような年代が考えられるか試みてみたい。

(1) 土師器・須恵器

稲荷山古墳から出土した土器のうち、くびれ部付近の墳丘上から出土したとされている土器が20点ある。須恵器が19点（壺蓋1・有蓋高壺蓋7・有蓋高壺10・壺1）、土師器は甕1点である。須恵器有蓋高壺は短脚1段透かしの形式で作られ、壺部はやや深めで壺底部は丸いものが主体である。脚部はおおむね壺部と同じくらいの高さである。透孔は台形三方透かしのものが8点、円孔で三方透かしのものが2点である。脚部外面が横方向のカキ目になっているものが9点である。高壺蓋も天井が丸く、つまみはリング状で、やや立ち上がりの高い形態である。壺は断面ハート形に近い胴部に口径の大きな口縁が付けられ、頸部に振幅が大きくピッチの短いストロークの櫛描波状文、胴下半部に10本1単位の原体で付けられた平行タタキ目が残る。

有蓋高壺は、壺部が深い点と、脚部の調整にカキ目が多用されることなどはTK47型式の特徴としてよいものが多いが、脚が壺部の大きさに対して少々小さい。壺は胴部形態は非常に古い印象を受け、短めの頸部を含めて考えるとTK23型式に近いが、胴下半にタタキ目を残す点、胴部の孔の



第4図 稲荷山古墳出土土師器・須恵器（1：4）

高さの部分に平行沈線も波状文もない点などは新しい特徴である。坏蓋も器高と天井部の高さ・丸さの関係はTK47型式段階のものと見ることができよう。

土師器壺は、やや上げ底風を作る平底で、ほぼ球形を呈する胴部を持つ。口縁は長く、途中に浅い段を付け、外反して立ち上がる。口唇部は内面につまみ出し気味に作り、外向きの面を持つ。全体的にナデやミガキがかけられたきれいな調整を施しているが、わずかにハケ目の痕跡を残す。浅い段や口唇部の面は通常は須恵器の影響による口縁部の作りと考えられるが、この手法がとられるのは5世紀後半から6世紀初頭、須恵器型式に相当させればTK208からTK47型式にかけての時期が主で、MT15型式期にも少量あり、それ以後はほとんどない。

この一群は、同じ時期のまとまりとすることはできるが、TK47型式の中で考えることはよいが、古い特徴を多く残しており、TK23型式期との重複も考慮すべき、古い段階ととらえておきたい。

なお、周堀からも須恵器模倣形態の土師器坏と、半球形の坏、比企地域に特有の、薄い器壁で外面に赤彩する土師器甕、須恵器甕口縁部片が出土しているが、ほぼ同じ時期に相当する資料と見ることができる。なお、本誌第11号で平成9年度に後円部造出しと前方部墳丘の間の部分の周堀内から出土した須恵器有蓋脚付短頸壺・蓋坏・甕など9点の須恵器を宮昌之氏が、本誌第13号で同じく平成9年度に内堀北東コーナー部付近からまとまって出土した土師器坏・高坏7点を西口正純氏が資料紹介しているが（註32）、須恵器有蓋脚付短頸壺は尾野善裕氏によって猿投窯II期中段階と新段階の境界（TK47型式併行期）にあたるとされている（後述）。土師器坏・高坏は5世紀末～6世紀初頭あたりに位置付けられるものであり、従来知られている資料とほぼ同時期と考えてよいであろう。

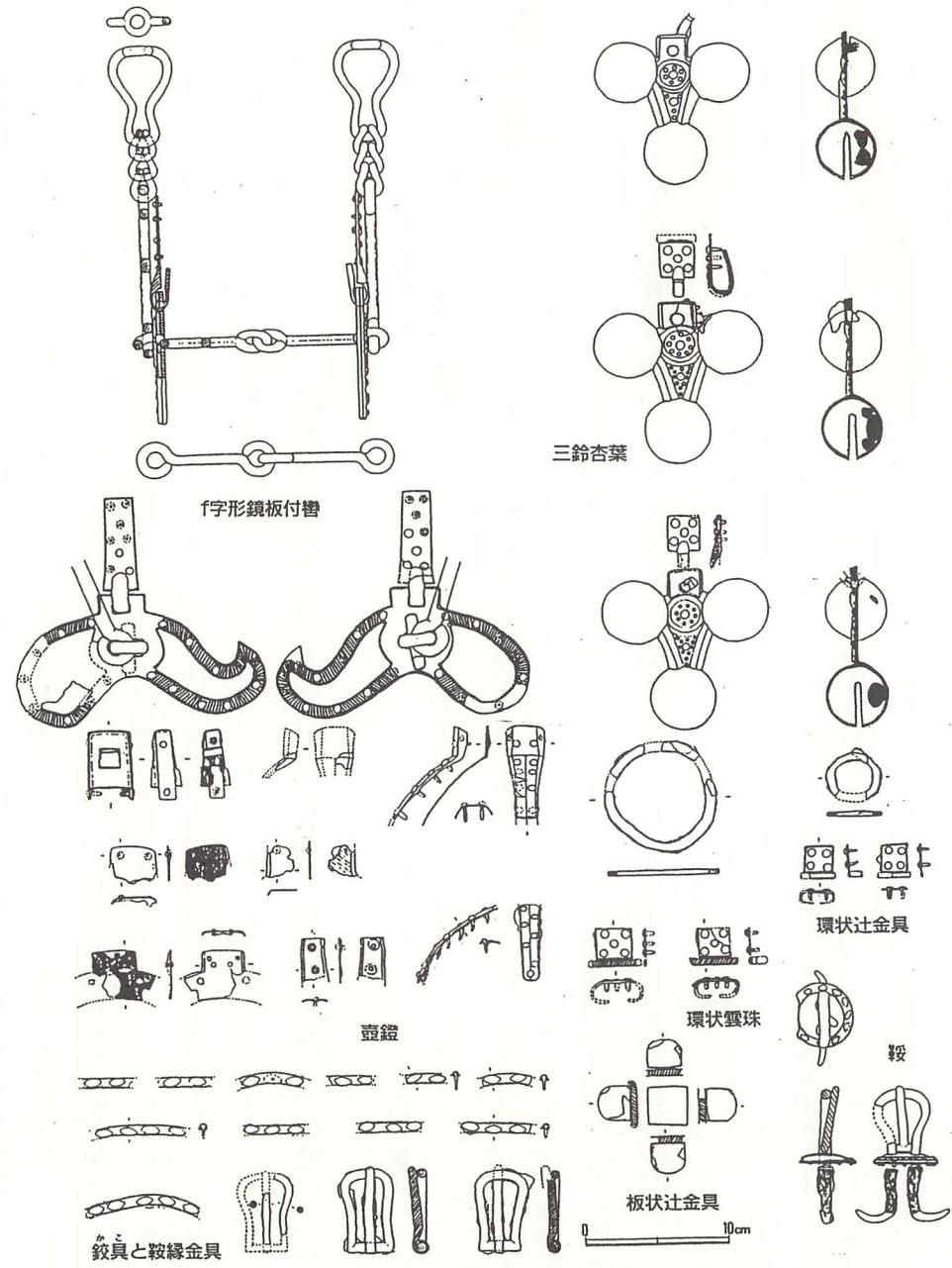
（2）馬具

稻荷山古墳の礫槻からはほぼワン・セットとして組み合わされた馬具が出土している。ただし、これらのうちf字形鏡板付轡は古く、鈴杏葉は新しいとされ、轡は伝世品である、というのが通説であった。ここでは、宮代栄一氏の考察（註33）を参考に考えたい。

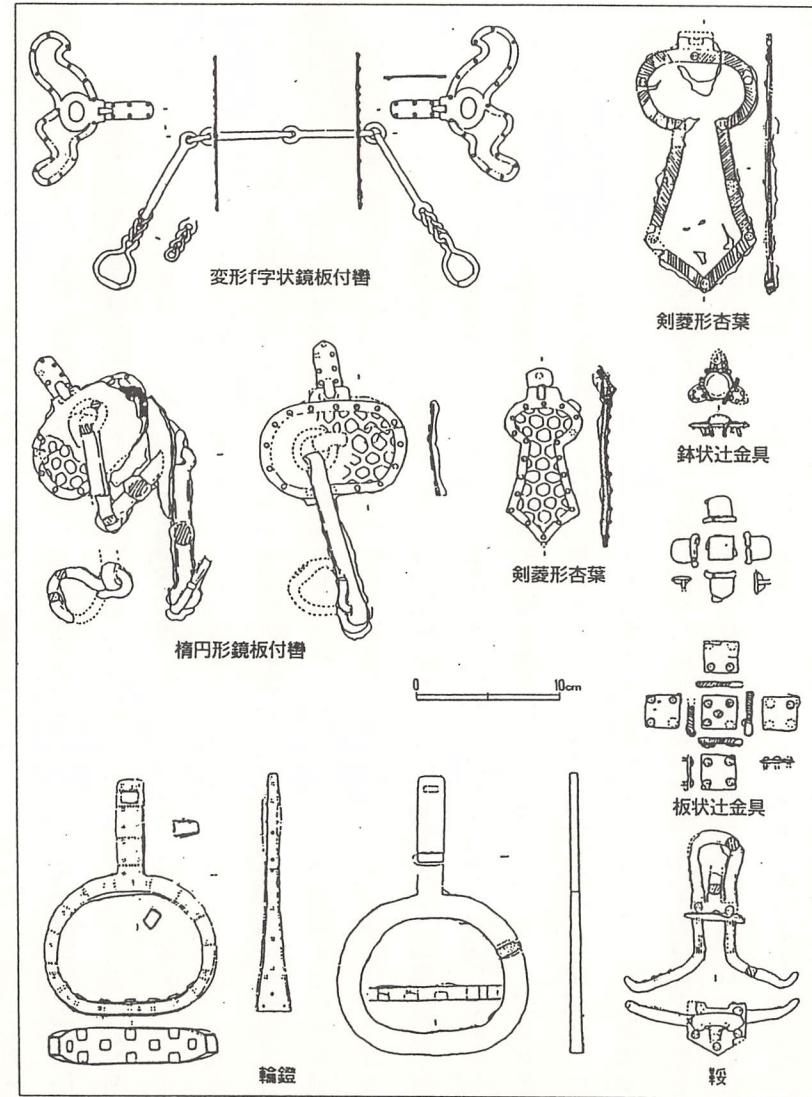
f字形鏡板付轡は伽耶製説のある優品である。鏡板は、鉄地金銅張の地板に鉄地銀張の刻み目入りの縁金を載せ、鉄地銀張の瓜実状の鉢を18個打って留めている。この構造を持つものの年代はTK23型式期とその直後とされている。縁金に打たれた鉢の数は年代が下るにつれて増加する傾向があるという。TK47型式期の東京都亀塚古墳例が鉢数21個であることから、この時期ないしそれ以前になるという。

辻金具は、宮代氏により「板状組合造辻金具」と呼ばれる型式のもので、鉄地金銅張である。方形金具1点と半円形金具4点及びひも状の責金具を組合せて繋に装着したと考えられている。責金具は方形金具と半円形金具の間に細い鉄製帶金に斜線列を刻み、銀を被せたものである。稻荷山古墳礫槻からは方形金具2点、半円形金具12点が出土したので、3組であったのである。面繋の交点を留めたもので、TK208型式期の福岡県勝浦12号墳からTK43型式期の奈良県新沢千塚178号墳までの段階で用いられたという。小型のものから大型化する傾向があるということで、稻荷山例はやや古い段階のTK208～MT15型式期にあたるという。

鐙は、吊り手金具、壺部の踏込部と上部を覆った金具、壺の鳩胸の中央を飾る金具などが確認さ



埼玉稻荷山古墳第1主体部出土馬具類 柳田1980を改変



玉田M3号墳出土馬具類 一部 越ほか1982を改変

第5図 稲荷山古墳、韓国・玉田M3号墳出土馬具比較図

れ、「木芯鉄板張杓子形壺鑑」に相当するという。壺部の穴と鑑軸受けの穴が同一方向にあくこと、壺部上部の紋金具と鳩胸金具はいずれも壺下部まで達せず途中で終わることが特徴である。鳩胸金具を全面に伴う和歌山県大谷古墳例より新しく、これが完全に消失する熊本県大坊古墳例より古いため、TK47型式期～MT15型式期に相当する遺物と考えられるという。

鈴杏葉は三鈴杏葉で、上部の円形区画に（1+8）個、下部の三角形区画に（1+11）個の珠点を入れた珠文を描く。斎藤弘氏編年「三方珠文系」・Ⅲ期の製品で三鈴杏葉の中では最も古式の一群に属するものである。斎藤氏は杉戸町目沼9号墳例と同時期とし、6世紀初頭とするが、前述した白石太一郎氏編年では目沼例に先行し、MT15型式（古）段階としてやや古く見ている。目沼9号墳からは6世紀初頭段階と考えてよい土師器壺が出土しており、対応する須恵器の時期をMT15型式相当とすることは認められてよいであろう。宮代氏はMT15型式以前とする。

鞍金具は、瓜実状の鉄地銀張鉢を打った縁金具の破片17点と、縁に同型の鉄地銀張鉢を打った鞍金具2点が出土している。鞍は輪金と脚を一体造りにし、2本の脚を鞍橋に打ち込んで貫通させたのちに左右に曲げて固定する。鞍については、鞍の構造が「輪金と脚を一体造りにするもの」が古く、「輪金と脚を別造りにするもの」が新しいとされており、前者はTK73型式期～MT15型式期、後者はMT15型式期以降であるという。稻荷山例のように装着方法が鞍橋に脚を打ち込んだのち、脚の先端を左右に曲げて留めるものは、佐賀県関行丸古墳、愛知県豊田大塚古墳、韓国玉田M3号墳などの例がある。共伴遺物から国内ではTK23型式～MT15型式期にあたるという。

宮代氏は、これらの馬具の組合せをTK47型式期のセットと考え、鈴杏葉だけを特に新しくする根拠はどこにもないという。しかし、年代幅ですべて最新期を考えた場合には、轡を除いてMT15型式期のセットと考えるべき可能性が残っていることになる。こう見た場合には、白石太一郎説に近い立場となる。

(3) その他

これ以外の副葬遺物では、①剣が少数で、直刀主体になる武器のセット、②「長頸鎌」と呼ばれる後期型式の鉄鎌の初期的形態のものが多いこと、③甲冑型式が挂甲に変わっていること、など後期初頭の特徴をよく示しているものが多い。これに対して、竜文透彫帶金具・画文帶環状乳神獸鏡などは、5世紀代の「中期後半」として考えやすい特徴ではある。しかし、一部の研究者には「辛亥年」=471年と考えて、5世紀後半～終末の時期と見られるものを「後期初頭」として取り扱おうとする見解もある。

4 鉄劍銘文発見20周年シンポジウムにおける各研究者の見解

本章では埼玉県教育委員会と大東文化大学エクステンションセンターのそれぞれのシンポジウムにおいて、稻荷山古墳の年代についていかなる見解の表明があったのかをまとめておきたい。

埼玉県教育委員会のシンポジウムでは橋本博文氏、大東文化大学のシンポジウムでは白石太一郎氏・坂本和俊氏・申敬澈氏から稻荷山古墳の年代に関して特に発言があった。以下に個別に取り上げたい。なお、申氏の見解については韓国研究者の見解として次章で取り上げる。

(1) 橋本博文氏の見解

橋本氏は、1980年代の古墳時代研究全体を踏まえて、稻荷山古墳の諸属性を関東を中心とした東国の中で位置付けるという報告を行った（註34）。年代に関しては、前方後円墳研究会の共通編年「8期」という編年の位置を是認し、墳丘の設計企画が大山古墳タイプで千葉県富津市内裏塚古墳群に深く関係すること、墳丘出土の須恵器がTK23型式に近い型式学的特徴をもつこと、平成9年度確認調査でくびれ部付近の周堀内から出土した須恵器有蓋脚付短頸壺は名古屋市猿投窯跡群の東山11号窯の型式（H-11）に近いものとした。また、群馬県地域で古墳の年代を検討する際に材料になってきた榛名山二ツ岳の火山灰FAが稻荷山古墳では未確認であるが、丸墓山古墳では墳丘構築基盤の旧地表面に堆積している事実から、丸墓山が稻荷山より新しいことを述べた。討論の中では471年説に立っていることを明言しているが、報告の末尾に「5世紀後半から6世紀にかけての列島規模で、この東日本の中においても非常に重要な役割を果たした人物を埋葬した古墳」と結論づけておられるので、通説的立場にあることがわかる。

(2) 白石太一郎氏の見解

大東文化大学シンポジウムにおける白石氏の報告では、古墳時代の総論的な立場から稻荷山古墳を位置付けようという発言を行っている（註35）。ここ数年の自らの論考に示されている見解をまとめているため、新見解の提示はなかった。全国の主要地域及び関東全域の大型古墳の動向を整理した結果、5世紀後半に非常に大きな変化があったことを確認し、稻荷山古墳の出現を契機に埼玉古墳群が5世紀後半に突然形成されることは特異なことではなく、関東全域の動向から理解できることを述べる。次に、稻荷山古墳の礫櫛の年代に言及する。くびれ部墳丘出土の須恵器をTK47型式の（古）段階とし、古墳の中心的な被葬者の葬送儀礼に用いられた須恵器群とする（年代は5世紀第4四半期）。礫櫛出土馬具については、轡は古く、5世紀後半に遡るものであるが、三鈴杏葉は須恵器MT15型式まで下るとする。金錯銘鉄剣は礫櫛被葬者が最も活躍していた時期に入手した、あるいは製作させたもので、礫櫛の年代は「5世紀末ないし6世紀初頭頃」とする。これは1997年論文とまったく見解が変わっていない。

(3) 坂本和俊氏の見解

坂本氏は以前から埼玉古墳群に大きな関心を寄せており、埼玉古墳群を主題とする論文も数回発表されている。大東文化大学のシンポジウムでは、かねてから持論である埼玉古墳群被葬者の上総地域出自説を中心にして議論を進めている（註36）。また、報告部分ではあまり詳しく古墳年代論を追及しておらず、画文帶環状乳神獸鏡の同型鏡（文様要素を共有する鏡式を含む）を出土する古墳どうしの関係や、房総地域や群馬地域の古墳との比較、「ヲワケ臣」や武藏国造をめぐる古代史論と考古資料解釈の援用が主体になっているため、ここでは年代論に關係する部分だけ触ることにする。①まず、武藏地域の古墳築造の動向を概観する。児玉郡周辺では「共通編年」1～2期に前方後方墳が出現し、その後大型円墳・中型前方後円墳の築造が続く。東松山市周辺では、1～3期に前方後方墳9基が造られた後、帆立貝形古墳・大型円墳・前方後円墳の築造が続く。多摩川流域では2～4期に大型前方後円墳2基が造られた後、規模は縮小するが前方後円墳の築造が続く。行田市周辺では7期までは見るべき古墳がないのに、8期にとやま古墳・稻荷山古墳が造られた後、10期まで大型前方後円墳の築造が続く。埼玉古墳群の形成を児玉・東松山・多摩川のどれかの勢力

が進出した結果とも見られやすいが、3地域には盛衰にズレがある。したがって、古墳の築造と武蔵国造の争乱を直接結びつける説を探らない。②丸墓山古墳はFAの層位から二子山古墳より新しく、埴輪などから「共通編年」9期の築造になる。前方後円墳にならなかったのは傍系であるからであった。武蔵国造の争乱記事と年代が一致し、この事件は埼玉古墳群を営んだ人たちの間で起こったと考えられる。③稻荷山古墳の埋葬施設は、礫槻が中軸線から外れる。粘土槻は中軸線と直交するが、やや中心から外れる。2基とも墳頂部の浅いところから検出された。このことから後円部の中心付近にもう一人葬られていると推定される。括れ部出土の須恵器がTK47型式で、円筒埴輪は横ハケの残存するものでTK23型式の初期段階となり、TK23型式・TK47型式の須恵器を出土した鎧塚古墳より古い。鎧塚古墳では、周溝の底近くからFAが検出されているが、稻荷山古墳の周堀にもFAと思われる白色粘土層があるが、堀の底部からはだいぶ離れている。稻荷山古墳に埴輪が樹立された時期がTK23型式初期ということになれば、粘土槻の検出面・鉄鏃の形態・馬具の型式などから粘土槻に対応させることは適切でなく、第3の埋葬施設が存在するのは確実であろう。

また、討論部分で、④須恵器に暦年代を与えるのに稻荷山鉄劍銘文を使用するのは本当はよくない。和歌山県隅田八幡宮藏人物画像鏡銘文の「斯麻」を百濟・武寧王とし、「癸未年」を503年とする。この鏡の同型鏡はTK47型式期の古墳に埋葬されている例が多いため、TK47型式期より古いかこの時期に503年が該当する。TK47型式期の上限を500年前後とする。礫槻の時期をTK47型式期と考える。白石氏は三鈴杏葉の出現をMT15型式とするが、FAが周溝に堆積し、MT15型式期より古い時期に築造された群馬県白藤P-6号墳に三鈴杏葉を表現する馬形埴輪があり、FA下の近戸4号墳にもやや新しい三鈴杏葉が出土している。この2点から、三鈴杏葉の出現はTK47型式期に遡る。⑤申敬澈氏の「辛亥年」=531年説に対しては、須恵器編年の年代観を議論する。TK209型式からTK217型式への移行期は、大阪府狭山池樋管の年輪年代616年、「戊辰年（608年）」銘大刀を出土した兵庫県箕谷2号墳出土須恵器がTK209型式であることから、630年頃となる。鉄劍製作から副葬まで約30年見積もると、TK47型式～TK217型式間の期間は531年説に立てば約70年間で6型式あるから1型式平均12年となり、1軒の竪穴住居跡から2型式の須恵器が出土する場合が多いはずだが、そうした現象はない。礫槻被葬者=ヲワケ臣説の場合でも、製作→副葬に10年程度経過とすればTK47型式～TK217型式間の期間は約90年、1型式平均15年となるが、これでも竪穴住居耐用年数より短く、矛盾がある。また、大阪府今城塚古墳は繼体天皇（没年531年）の墓と考えられるが、MT15型式期の円筒埴輪が樹立されていた。これを繼体陵とする通説を否定しないと「辛亥年」=531年説は成立しない。結果、「辛亥年」=471年、鉄劍賜与説をとり、TK47型式:500～520年、MT15型式:520～535年と見ている。百濟・武寧王陵と大阪府高井田山古墳の火熨斗の類似性については、高井田山古墳の須恵器がTK23型式～TK47型式で500年前後、武寧王陵の王埋葬525年という時間差の問題となり、あまり申説との矛盾を生じない、とする。坂本氏は、個別遺物や古墳の属性の分析を進めながら、結果的に白石氏の見解より須恵器1型式分年代を繰り下げて、約20年ずつ新しい年代観を示している。

橋本氏・白石氏の考え方は現状の通説の立場であり、支持者も多い。私見もこの立場に近い。これに対して、坂本氏は田辺昭三氏の『須恵器大成』時点の年代観に近い立場に立っている。先に触

れた増田逸朗氏の最終見解は、坂本説とほぼ同じ路線であり、同じグループで研究を続けていたことでもあるので、説の共有と見てよいかもしれない。

5 最近の古墳年代論について

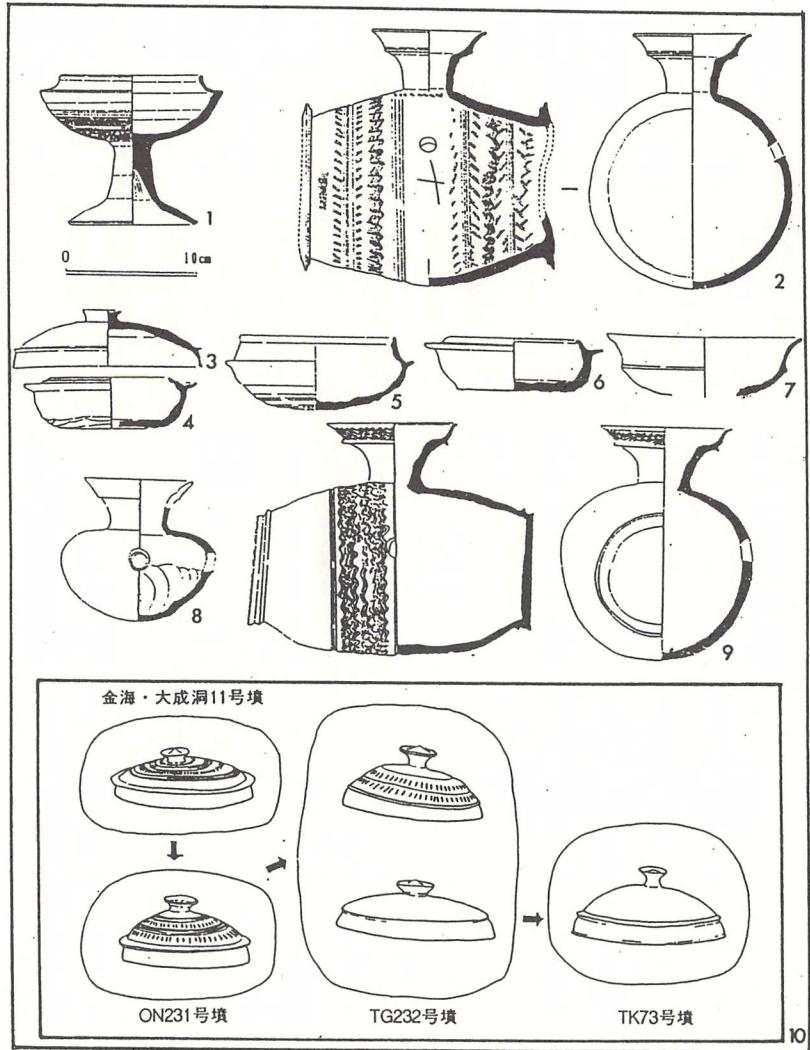
この章では1990年代に現われ、今後問題になりそうな二つの年代論を取り上げ、論評を加えることにする。

(1) 韓国三国時代古墳研究者の年代論

近年、韓国においても日本と同様に多くの遺跡を各種開発の事前調査として発掘調査するようになった。また、韓国国内の主要大学に設置されている考古学講座がようやく充実してきた。そのために三韓・三国時代の遺跡が各地で相当数調査されるようになるとともに、この時代を研究する考古学研究者が数多く輩出されることになった。したがって、三国時代の各種遺跡・遺物の研究が進展し、ほぼ同時代に相当する日本の古墳時代研究との比較が課題となりつつある。

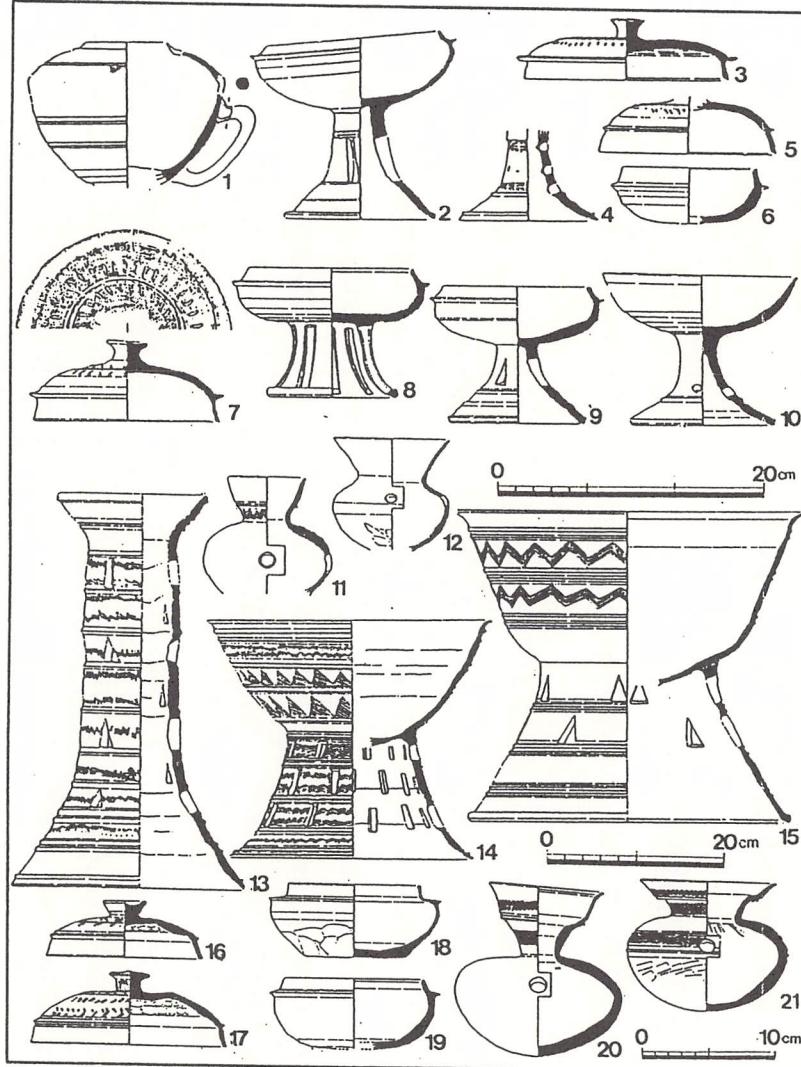
韓国の三国時代古墳研究者の、ある立場を代表する人物として取り上げなければならないのが、申敬澈氏・金斗喆氏である。申氏は主に伽耶地域の陶質土器、金氏は伽耶地域の馬具について研究を積み重ねている。申氏の業績としては先に触れた大東文化大学エクステンション・センターのシンポジウムの報告（註37）を取り上げ、金氏は1996年の九州考古学会・嶺南考古学会第2回合同考古学大会報告（註38）を取り上げる。もちろん、両氏ともそこに至るまでに多くの論考を発表しているが、問題点が最も端的に示されているので、それらに言及することにしたい。

まず、申氏について触れる。1980年代から伽耶系陶質土器・馬具・甲冑の編年について研究を重ねており、大東文化大学のシンポジウム以前から自らが調査した韓国・金海大成洞古墳群の調査成果を中心に金官伽耶滅亡期前後の歴史過程と遺物編年観の問題を精力的にまとめている。ただし、近年はこの問題についての議論がほぼ固定化している。そして、その主張は次のとおりである。①大成洞古墳群は高句麗広開土王碑文第二面庚子年（400年）条に記述された高句麗の南征と関係して、首長墓築造が断絶しており、金官伽耶の急速な没落を端的に示している。この頃、金官伽耶中枢部の洛東江下流域の陶質土器も伽耶系から新羅系に交替する。②最近確認された日本の初期須恵器は岸和田市久米田古墳群の方墳（持ノ木古墳）→大庭寺遺跡T G232号窯→野々井遺跡O N231号窯→T K73号窯の順序と考えられるが、久米田方墳出土土器は大成洞古墳群最後の首長墓である7号墳・11号墳の陶質土器と製作手法が類似し、有蓋高壺の蓋上面に施文される櫛描列点文の特徴が共通である。しかも台付把手直口壺はこの時期限定の洛東江下流域特有の土器で、日本での出土例も増加しているので、須恵器生産開始年代の手がかりになる。③初期須恵器と伽耶系陶質土器の相互比較のためには、東萊福泉洞古墳群の陶質土器編年を参考にする必要がある。大成洞1・7・11号墳と同時期と考えられるのは福泉洞25号墳・26号墳で、それ以後は21・22号墳→8・9号墳→10・11号墳となる。T G232号窯の土器は福泉洞10・11号墳の土器と、器台受部が直線的に開くこと、山字形の直線的な波状集線文出現で酷似するため、21・22号墳、8・9号墳の2段階分が空白となる。④①を根拠に大成洞1・7・11号墳—福泉洞25・26号墳段階を420年代とすれば、各段階の年代幅を10年間として、福泉洞10・11号墳段階は450年代、8・9号墳段階と同じだったとしても440



1·2. ON231號窯, 3~9. TK73號窯, 10. 初期須恵器蓋의 變遷(西口陽一氏의 見解)

【圖 5】初期須恵器 (縮尺 : 1~9 約 1/5)



1~6. 久米田古墳群方墳, 7~15. TG232號窯, 16~21. ON231號窯

【圖 4】初期須恵器 (縮尺 : 1~12 約 1/5, 13~15 約 1/10, 16~21 約 1/5)

第6図 申敬澈氏の初期須恵器変遷観参考図

年代になる。これがT G 232号窯の時期に相当するのでT K73型式は460年代となり、稻荷山古墳礫槧（M T 15型式相当）を471年として推定した年代より約60年新しくなる、とする。そして、稻荷山古墳礫槧の年代と鉄劍の関係について、「辛亥年」が531年になるか、鉄劍が50～60年伝世されたとし、「辛亥年」=531年説の可能性が高いと考えている。さらに、この年代観をとることを、初期須恵器に洛東江下流域・西部慶南・全羅南道方面にかけての広域圏の陶質土器の影響があることと、金官伽耶と日本の政治的関係、5世紀後半以降の栄山江流域の前方後円墳の出現、などの歴史事象の解釈に結びつけている。

次に、金氏の場合は、①日本の初期馬具のうち新開1号墳・七觀古墳の木芯鉄板張輪鐙は北燕・馮素弗墓の鐙と類似するため双方が5世紀前半となる、という白石説に対して、この両者の間に伽耶前期の鐙が1型式介在しており、新開1号墳例は韓国・東萊福泉洞10号墳（5世紀第2四半期末）と同時期か新しく、七觀古墳例はさらに年代の下る型式であるため、新開・七觀とも5世紀第3四半期前半とする。②稻荷山古墳の馬具については、三鈴杏葉は初期の剣菱形杏葉に比べ、2段階は後出する型式であるため、f字形鏡板付轡が50～60年伝世したとする小野山節説を参考に一定期間の伝世があると考え、6世紀第2四半期後半であるとする。この年代を導くために、前述の申敬澈氏の初期須恵器と伽耶系陶質土器の関係論から位置付けられたT K73型式=5世紀後半説に全面的に依拠している。なお、稻荷山古墳の馬具と類似することが宮代氏によって指摘されている韓国・陜川玉田M3号墳の馬具は5世紀第4四半期後半としており、結果的にはこの古墳に限っては金氏も宮代氏もほぼ同じ年代と見ていることになり、日韓の馬具編年を考える上で鍵になる資料と考えるべきであろう。

(2) 猿投窯跡群産須恵器と消費地遺跡の年代から見た問題

古墳時代から奈良時代にかけての年代論に一石を投じたと言えるのが、尾野善裕氏による愛知県猿投窯跡群出土須恵器の編年の見直しによる新年代論（註39）であろう。

尾野氏の立論は、7世紀初頭前後の消費地遺跡（宮殿跡・寺院跡）出土須恵器の今日的な編年的位置の再検討および韓国における一部の陶質土器や金属器の年代論から旧来の「田辺編年」の年代論を見直し、T K73型式を480年頃より少し前、T K43型式を600年頃以後に下げるなどを最大の特徴としている。尾野氏の場合は、自ら分析の主たる対象にしている猿投窯跡群出土の須恵器編年と大阪府陶邑窯跡群の「田辺編年」を詳細に対比し、猿投窯系II期古段階にT K216～T K208型式、II期中段階にT K23型式、II期新段階にM T 15型式が併行すると考え、T K47型式についてはII期中段階と新段階の過渡期に位置づけるが、地方窯においてはT K47型式の要素がM T 15型式併行期に残存する可能性があるとする。年代決定の根拠としては百濟武寧王陵（王没525年、王妃没529年）の出土品を軸に考える。①心葉形垂飾付耳飾は江田船山古墳例に類似する。船山古墳出土須恵器のうち明治6年出土の蓋坏は中村浩編年のI型式1段階（T K73型式）、提瓶はII型式1段階（M T 15型式とされていたものを、最近調査されたT K13号窯（T K216型式併行）出土資料に提瓶が認められることから蓋坏・提瓶の双方ともT K216～T K208型式相当、昭和60年度調査で周堀から出土した有蓋高坏はT K23型式に比定できる。船山古墳全体でT K216～T K23型式、即ち猿投窯系II期古～中段階併行である。②青銅製火熨斗は大阪府高井田山古墳例が類似する。横穴式石室の玄室内

から出土した須恵器無蓋高坏・有蓋高坏・魄はT K23型式、猿投窯系Ⅱ期中段階併行とする。③「宜子孫」銘獸帶鏡は群馬県綿貫觀音山古墳に同型鏡がある。しかし、綿貫觀音山古墳には中国・北齊の庫狄迴洛墓（562年没）出土の金銅製水瓶に酷似する銅製水瓶があり、法隆寺献納物中の青銅製水瓶にも類似品があることより古墳造営は6世紀後半を遡らないから、鏡は伝世。須恵器はT K43型式、猿投窯系Ⅲ期中段階併行期とする。これらから江田船山古墳・高井田山古墳は猿投窯系Ⅱ期中段階併行の須恵器と武寧王陵出土品類似品が伴うため、Ⅱ期中段階に520年台が含まれている可能性が高いとする。

また、MT15型式・猿投窯系Ⅱ期新段階併行の須恵器蓋坏が出土した佐賀県島田塚古墳の銅鏡は中国南北朝期の陶磁碗で540～570年代台に集中するものに酷似するという。西弘海氏の飛鳥時代土器編年のうち「飛鳥I」の基準資料である小墾田宮推定地の溝跡S D050出土土器群の須恵器が、山田寺下層（641年以前）出土土器群との比較で、蓋坏の口径が大きいことから先行するものとし、土師器坏Cの比較でかなり類似することから、先行するとしても極端に古くないと考える。小墾田宮推定地S D050出土須恵器はMT85号窯（猿投窯系Ⅲ期古～中段階の過渡期に併行）出土須恵器に近似するとし、これらを6世紀末～7世紀初頭と考えた。

この結果、尾野氏の猿投窯系須恵器編年の年代は、1段階30年とし、Ⅱ期中段階：510～540年頃、Ⅱ期新段階：540～570年頃、Ⅲ期古段階：570～600年頃、Ⅲ期中段階：600～630年頃、というように与えられた。

尾野氏の新年代論は結果的には約50年の年代の下降ということになり、白石氏らが須恵器生産開始5世紀初頭説をとるのに対し、5世紀半ばに須恵器生産開始という説となり、TK47型式・MT15型式の年代に関わる稻荷山古墳の「辛亥年」を531年として把握しようとなることになる。平成9年度調査で出土した須恵器有蓋脚付短頸壺は「猿投窯系Ⅱ期新段階か遡ってもⅡ期中段階との過渡期」とし、「およそ540年台を前後する時期」と考えられる、とした。

つい最近も尾野氏は新たな論考を発表し、自説の補強を図っている（註40）。批判点についての反論として、①飛鳥寺下層（西回廊基壇・南石敷広場）出土須恵器がTK209型式であり、TK43型式7世紀前半説は成立しない、という批判に対しては、飛鳥寺下層の土器にはTK43型式・MT85号窯の須恵器にも類似度の高いものがあり、MT85号窯：飛鳥寺創建直前、TK43型式：飛鳥寺創建直後の6世紀最末～7世紀初頭に位置付ける年代観であれば充分に成立の余地がある、とした。②平城宮下層の自然流路S D6030出土木製品の年輪年代412年と出土須恵器のTK73型式が対応するため、TK73型式を480年頃以前とする年代観は成立しないという批判に対しては、S D6030は自然流路であるため長期間開口していた可能性がある上、木製品と須恵器は別地点であるため、「同時期性を論ずる上で不安要素」とした。③暦年代推定材料が乏しいという批判に対しては、「元々5・6世紀の実年代論自体に根拠が乏しい」とし、「現在の通説的な考え方よりも実年代が下降する可能性があること」「5・6世紀実年代論の基盤が非常に脆弱であり、そうした基盤の上に固定的な歴史像を構築することへの危惧」を改めて指摘する。そして、新たな暦年代推定資料として、①韓国忠清南道の公州（熊津）に百濟の都が置かれていた時期（熊津時代、475～538年）の王族層の喪葬・祭礼に関する遺跡である艇止山遺跡出土陶質土器の蓋坏・無蓋高坏が中村編年I型式2～3

段階相当（田辺編年 T K216～208型式）のT G207号窯に類品があるという。②百濟武寧王陵墳丘裾部出土無蓋高坏がT K13号窯（T K216型式相当）に類似するが、武寧王陵例の方が脚が低く、やや新しいとしてT K208～T K23型式とみることもできる。ここからT K216型式～T K23型式を百濟熊津時代475～538年頃と考え、これとほぼ並行関係にある猿投窯系Ⅱ期古段階～中段階の上限を465～475年、下限を525～535年頃と考えているので大きな矛盾はない、とする。

そして、初期須恵器のうち、T K73型式が伽耶系、T K216型式以降が馬韓・百濟系という器形転換があったとする仮説と百濟関係遺跡出土土器と須恵器の類似、熊津時代の百濟と日本の関係が深いことを力説した上で、①『日本書紀』雄略7年条（463年）の「新漢陶部高貴」の渡来記事がこのT K73型式からT K216・T K208型式への転換に符合、②蘇我氏の祖と推定される百濟官人の木満致の来日時期を475～476年頃とし、同じ頃高句麗の百濟首都漢城占領に伴い、百濟から日本への渡来人が多数いた可能性があること、③七支刀銘文解釈の宮崎市定氏の説から考えられる468年前後の百濟と日本の深い交流から、5世紀後半の百濟系渡来人来日の可能性と日本の須恵器生産変容の妥当性を述べる。

稻荷山古墳出土の猿投窯産須恵器・有蓋脚付短頸壺を猿投窯系Ⅱ期中段階～新段階の境界頃もしくはそれよりやや新しいとする前稿の説は維持するものの、その時期の年代は525～535年と少し遡らせ、木櫛（粘土櫛のこと）・礫櫛のいずれに伴うものか詳らかではないが、もし木櫛に伴うものなら、それより新しい礫櫛の構築は525～535年頃よりも降りることになり、銘文鉄劍が造られてから副葬されるまでの間に若干の時間差を考えることができる、とした。稻荷山古墳鉄劍銘文の解釈として、「獲加多支歎」を欽明天皇と考え、「欽明即位直後に、その即位を支援した東国の豪族『乎獲居臣』が自らの功績を顯示しようとしたもの」と考え、礫櫛には「乎獲居臣」本人が埋葬されている、とする。

細かな論証は本稿では省略し、後日再論するつもりであるが、これらに対する私見を述べておきたい。韓国の年代論にせよ、尾野氏らの年代論にせよ、日本においては7世紀後半～8世紀代の土器編年が全国的にほぼ確定しつつある状況との対峙が十分とは言えない。奈良県地域に限って言えば、雷丘東方遺跡の推定「蘇我蝦夷邸宅跡」出土土器群→水落遺跡の「漏刻」遺構出土土器群→大官大寺下層出土土器群→平城宮「過所木簡」共伴土器群という変化が、この時期については信用度が高いとされる『日本書紀』の記事や木簡からも年代順としての根拠を与えることができる上、ほぼ「田辺編年」のT K217型式（新）～T K46・48型式あたりの変化として見ることができ、これらが7世紀後半～8世紀初頭で固まると考えるならば、それより古くなりそうな一群にも杯Gを共伴する資料が坂田寺・法隆寺・川原寺下層に見つかり、かつて推古天皇の小墾田宮の推定地とされていた「古宮土壇」周辺地区の資料を7世紀初頭に限定される一群、すなわち過去に提唱された「飛鳥I」と見ることは無理でも、増田一裕氏が指摘するように（註41）、6世紀後半～7世紀中葉を幅広くカバーする資料であることは変わらない。飛鳥寺下層の西回廊基壇・南石敷広場にあるT K209型式相当の須恵器坏は平底化し、蓋受け部も下方により湾曲する形態に変わっており、MT85号窯・T K43型式段階と同じと考えるより、宇治市隼上り窯跡の資料など明らかに7世紀代と考えうる資料に近い。6世紀終末期にT K209型式の上限が入ってくることはこれらの点からも疑いえな

い。

また、日本の古墳の編年に関する部分で考えても、列島の主要な地域における前方後円墳のほとんどが築造の終焉を迎える時期をより新しく見たとしても600年を大きく下ることがないという現状の通説は疑えない。したがって、埼玉古墳群における大型古墳築造の推移を考えた場合、稻荷山古墳の鉄劍銘文の「辛亥年」を531年と考え、ほぼその時期に稻荷山古墳が築造されたと見ても、そこから70~80年程度の時間で、墳長100mレベルの「国造」級首長墓クラスの前方後円墳が5~6基も築造されると考えることは1基築造ごとのスプリット・タイムの平均がわずか11~16年となって、ありえないことではないけれどかなり無理があることは確かである。埼玉古墳群に限らず、前期後半あるいは中期から築造が始まる各地の「国造」・「県主」級首長墓クラスの古墳群の場合、6~7代にわたると見られる継起的築造が想定できるものがかなり見つかるが、常識的には5世紀半ば前後~7世紀初頭の150年前後の期間内の築造と見られることが多い。この場合には1基築造ごとのスプリット・タイムは20~25年となり、ほぼ1基=1世代という関係で見られることになり、無理なく考えることができる。これを干支一運短く見ると、90年となり12~15年のスプリット・タイムしかなく、かなり無理がある。韓国年代論・尾野新年代論に即して古墳時代の後半期を考えるとき、こんな無理な状況を想定せざるをえなくなる。

それゆえ、本稿では稻荷山の「辛亥年」=471年説で考えた方が、古墳時代遺物・遺構の編年研究をより自然な形で無理なく理解できる、と結論しておきたいのである。

しかし、531年説にまったく成立の余地がないわけではない。最後に「531年説成立の条件」を指摘しておこう。

第1に、古墳時代から奈良時代に関する日本考古学の認識を大きくパラダイム・チェンジさせることである。具体的には、現在ほぼ完成に近づきつつある古墳の編年、古代寺院の編年をすべて約半世紀分の下方修正を行い、それでも矛盾しないように日本古代史の理解を構築しなおすことである。これは、現状の尾野氏の構想をすべて認めたとしても、まだ、すべての金属器類の編年の修正に向かえるのかどうかという大きな困難に直面するはずである。

第2に、須恵器編年自体の構造をもっと多面的に鍛え直すべきである。このように考えるのは私だけではないと思うが、須恵器編年とは本来生産地編年と消費地編年の双方が完備されることが求められるべきであり、窯跡の調査が進展する以前に研究の重点であった古墳を主体とした編年、集落跡・宮殿跡・寺院跡を中心とした生活遺構編年の三者が三位一体となるべきである。残念ながら単独の研究者でこれらのすべてを構築した者はいない。現状では須恵器研究者の大半が「窯式」と言われる生産地編年重視の立場に立っているためであるが、かえって型式観に矛盾が生じている場合が少なくない。古墳に副葬ないし供献された土器にも必ず特定の型式的まとまりが観察される。したがって、稻荷山古墳の墳丘出土一括土器群はたとえば「稻荷山式」などとして一つの型式として取り扱うなどの手続を踏むべきであろう。

なお、韓国においては残念ながら窯跡の調査が遅れており、三国時代陶質土器編年=古墳編年という形になっている。そういう意味でいえば、古墳群の年代を『三国史記』や高句麗広開土王碑文の記述から推定し、それに陶質土器の編年を当てはめる方法をとっているように見受けられる。こ

の方法 자체は考古学と古代史学の組合せとなっており、本来それぞれの考証が必要なものを安易につなぎ合わせている、つまり「木に竹をついでいる」という批判をまぬがれるものではない。この点に関して言えば、日本では大型古墳・古墳群の被葬者が誰であるのか特定することがむずかしい。それは、『古事記』『日本書紀』の記述と特定の古墳・古墳群がストレートに結びつけることができないからである。これと同様なことは当然『三国史記』や高句麗広開土王碑文の記述と韓国三国時代の古墳群の被葬者をストレートに結びつけることができるのか、という疑問を禁じえない。埼玉古墳群に関しても過去『日本書紀』安閑紀元年条に記述される武藏国造笠原直使主と同族小杵の紛争に関連するとされてきたが、そもそも笠原直というウジ族が実在したかどうかさえわからない。それゆえ現状ではこの伝承を正面から取り扱おうとする研究者も少ないのである。

5 おわりに－稻荷山古墳の築造年代決定のために－

以上、とりとめもなく書いてきたが、稻荷山古墳が築造された暦年代を推定する若干の作業を行い、さらにこれまでの研究の流れを概観した結果、「471年説有利」という当たり前の結論を導くことになったが、531年説を排除しようというつもりはない。今後の各地の資料の増加から状況が変化する可能性もあるからである。

現在私見として維持している考え方だけまとめておくと、

- ①稻荷山古墳から出土した多くの遺物のうち、年代を特定することに深く関与するのは、墳丘出土須恵器が大阪陶邑窯型式のTK47型式古相併行期及び愛知猿投窯型式のH-11型式併行期であること、馬具のうちf字形鏡板付轡はTK47型式併行期で伽耶地域の製品の可能性が高いこと、鈴杏葉をはじめ馬具の大半はMT15型式併行期となる可能性があること。
- ②金錯銘鉄剣の「辛亥年」は471年、「獲加多支歎大王」は『古事記』『日本書紀』のオオハツセノワカタケル（雄略天皇）、『宋書』倭国伝の「倭王武」、という通説的な読み方に従う。
- ③礫槻は最後に葬られた被葬者のための埋葬施設で、古墳造営に最初にかかわった人物のための施設ではない。そのため、古墳出土遺物のうち、最古の段階の遺物と最新段階の遺物の間には20～25年近い時間差を見積もる必要がある。稻荷山古墳を新しい時期に見ようとする考え方の原因がここにある。

ということになる。今後の年代論の検討のために提示したつもりなので、いつまでもこの考え方のすべてを維持するつもりはないが、当面の考え方はここに示した。「覚書」とした所以である。

本稿は、平成13年11月3日に当館が実施した、第36回さきたまアカデミア「稻荷山古墳研究－稻荷山古墳の築造年代の謎を探る－」で講義した内容を基礎に書き下ろしたものである。

成稿にあたって、須恵器の年代に関して酒井清治氏にご教示を得た。深謝したい。

註1 埼玉県立さきたま資料館 1998 『シンポジウム ここまでわかった！稻荷山古墳－鉄剣銘文発見20年の成果－』（シンポジウム資料）

大東文化大学エクステンションセンター 1998 『稻荷山古墳の鉄剣研究20年の成果と課題』

115文字の銘文が語る古代東国と大和政権をあらためて考える》』 大東文化大学オープンカレッジ開講5周年記念公開講演シンポジウム資料

なお、大東文化大学のシンポジウムについてはすでに記録集を中心とした図書として下記のものが刊行されており、埼玉県教育委員会のシンポジウムについては本誌に記録集が収録されている。

上田正昭・大塚初重監修／金井塚良一編 2001 『稻荷山古墳の鉄劍を見直す』 学生社

狩野久他 1999 「シンポジウム『ここまでわかった！稻荷山古墳』—鉄劍銘文発見20年の成果・記録集—」『調査研究報告』第12号 埼玉県立さきたま資料館

註2 岸俊男・狩野久・田中稔 1979 『稻荷山古墳出土鉄劍金象嵌銘概報』 埼玉県教育委員会

註3 「辛亥の変」については、最近の古代史学界では、①欽明天皇が外交権を掌握した時に、まだ存命中のはずの安閑天皇とその皇子が死んだという誤報を流した、という意図的誤報説、②欽明と安閑の争いがあって、安閑は死んでしまったが、欽明の勝利を伝えた情報が安閑の皇子まで死んだことになってしまったという、実質政変説などの議論がある。

註4 岡正雄・八幡一郎・江上波夫・石田英一郎 1949 「対談と討論 日本民族=文化の源流と国家の形成」『民族学研究』第13卷第3号

江上波夫 1964 「日本における民族および国家の起源」『東京大学東洋文化研究所紀要』第32冊

江上波夫 1967 『騎馬民族国家—日本古代史へのアプローチ』(中公新書) 中央公論社

なお、江上氏は現在にいたるまで騎馬民族征服王朝説の補強のための論考や随筆などを多数発表されている。本稿と直接関係しないので触れない。

註5 後藤守一 1958 「古墳の編年研究」『古墳とその時代（一）』(古代史談話会編) 朝倉書店 所収

註6 小林行雄 1961 『古墳時代の研究』 青木書店

小林行雄 1966 「倭の五王の時代」『日本書紀研究』第2冊 (三品彰英編) 壇書房 所収

註7 森浩一編 1973 『論集 終末期古墳』 壇書房

註8 近藤義郎・藤沢長治編 1966 『日本の考古学 IV・V 古墳時代（上）・（下）』 河出書房
なお、この図書における古墳時代7期細分論の前提となるものに、近藤義郎氏と小林行雄氏の共著による古墳時代6期細分論（前・I～III期、後・I～III期）があった。

近藤義郎・小林行雄 1959 「古墳の変遷」『世界考古学大系 3 日本Ⅲ 古墳時代』 平凡社 所収

註9 大塚初重 1966 「古墳の変遷」『日本の考古学 IV 古墳時代（上）』(近藤義郎・藤沢長治編) 河出書房 所収

註10 森浩一 1958 「和泉河内窯の須恵器編年」『世界陶磁全集 1 日本古代』 河出書房 所収
その後、森氏は近畿地方の古墳や宮殿・寺院跡の調査成果から下記の文献で修正・補強を図った。

森浩一・石部正志 1962 「後期古墳の討論を回顧して」『古代学研究』第30号

森浩一 1973 「あとがきにかえて」前掲註7図書所収

- 註11 田辺昭三 1966 『陶邑古窯址群 I』 平安学園考古学クラブ
- 註12 中村浩 1975～78 『陶邑 I～III』 大阪府教育委員会
- 註13 田辺昭三 1981 『須恵器大成』 角川書店
- 註14 川西宏幸 1978 「円筒埴輪総論」『考古学雑誌』第64巻第2号
- 註15 都出比呂志 1982 「前期古墳の新古と年代論」『考古学雑誌』第67巻第1号
- 註16 野上丈助 1982 『大阪府の埴輪』 大阪府立泉北考古資料館
- 註17 都出比呂志 1982 前掲註15論文
都出比呂志 1987 「古墳時代への転換と高地性集落」『古墳発生前後の古代日本 弥生から古墳へ』 大和書房 所収
- 都出比呂志 1997 「総論－弥生から古墳へ」『古代国家はこうして生まれた』 角川書店 所収
- 註18 白石太一郎 1979 「近畿における古墳の年代」『月刊考古学ジャーナル』No.164
- 白石太一郎 1985 「年代決定論（二）－弥生時代以降の年代決定－」『岩波講座日本考古学1 研究の方法』 岩波書店 所収
- 白石太一郎 1997 「有銘鉄劍の考古学的検討」『歴博大学院セミナー 新しい史料学を求めて』 吉川弘文館 所収
- 註19 橋口達也 1979 「甕棺の編年的研究」『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告XXXI』 福岡県教育委員会 所収
- 註20 都出比呂志 1997 前掲註17論文
- 註21 福永伸哉 2001 『邪馬台国から大和政権へ』（大阪大学新世紀セミナー） 大阪大学出版会
- 註22 和田晴吾 1987 「古墳時代の時期区分をめぐって（考古学研究会第33回総会研究発表）」『考古学研究』第34巻第2号（通巻134号）
- 註23 広瀬和雄 1991 「前方後円墳の畿内編年」『前方後円墳集成 中国・四国編』（編集 近藤義郎） 山川出版社 所収
- 註24 増田逸朗 1982 「辛亥銘鉄劍出土古墳の概要と埼玉古墳群－首長権の変遷と性格－」『月刊考古学ジャーナル』No.201 ニュー・サイエンス社
- 註25 増田逸朗 1986 「埼玉政権と埴輪」『埼玉の考古学』（柳田敏司先生還暦記念論文集刊行委員会編） 新人物往来社 所収
- 註26 増田逸朗 1991 「埼玉政権の法量的分析」『埼玉県埋蔵文化財調査事業団10周年記念 埼玉考古学論集』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 註27 増田逸朗 1999 「辛亥銘鉄劍と武藏国造－乎獲居臣と埼玉古墳群－」『國學院大學考古学資料館紀要』第15揖
- 註28 光谷拓実 2000 「年輪年代法の最新情報－弥生時代～飛鳥時代－」『埋蔵文化財ニュース』第99号 奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター
光谷拓実 2001 「年輪年代法と文化財」『日本の美術』No.421 至文堂
- 註29 光谷拓実・次山淳 1999 「平城宮下層古墳時代の遺物と年輪年代」『奈良国立文化財研究所

年報 1999 - I』

- 註30 寺沢薰 1999 「紀元前五二年の土器はなにか—古年輪年代の解釈をめぐる功罪—」『考古学に学ぶ』同志社大学考古学シリーズ
- 註31 斎藤忠・柳田敏司・町田章・小川良祐・増田逸朗・今泉泰之・金子真土他 1980 『埼玉稻荷山古墳』 埼玉県教育委員会
- 註32 宮昌之 1998 「《資料紹介》稻荷山古墳出土の須恵器—平成9年度発掘資料—」『調査研究報告』第11号 埼玉県立さきたま資料館
西口正純 2000 「稻荷山古墳確認調査の概要—平成9・10年度—」『調査研究報告』第13号 埼玉県立さきたま資料館
- 註33 宮代栄一 1999 「馬具の渡来時期はいつか」『別冊歴史読本23 図説古墳研究最前線』 新人物往来社
- 註34 橋本博文 1999 「東国における稻荷山古墳の位置づけ」(狩野久他 1999 前掲註1記録集所収)
- 註35 白石太一郎 2001 「五世紀の前方後円墳の動向と稻荷山古墳」(上田・大塚監修／金井塚編 2001 前掲註1図書 所収)
- 註36 坂本和俊 2001 「考古学からみた稻荷山古墳の出自」(上田・大塚監修／金井塚編 2001 前掲註1図書 所収)
- 註37 申敬澈 2001 「五世紀の日本列島と伽耶」(上田・大塚監修／金井塚編 2001 前掲註1図書 所収)
- 註38 金斗喆(高久健二訳) 1996 「韓国と日本の馬具—両国間の編年調律」『4・5世紀の日韓考古学』 九州考古学会・嶺南考古学会 所収
- 註39 尾野善裕 1998 「中・後期古墳時代暦年代観の再検討」『第6回東海考古学フォーラム 岐阜大会 土器・墓が語る 美濃の独自性～弥生から古墳へ～』 東海考古学フォーラム岐阜大会実行委員会 所収
- 註40 尾野善裕 2001 「中・後期古墳時代暦年代再論—いわゆる〈武藏国造の乱〉をめぐって—」『久保和士君追悼考古論文集』 久保和士君追悼考古論文集刊行会 所収
- 註41 増田一裕 1995 「飛鳥時代須恵器の編年にかかる追試作業」『土曜考古』第19号 土曜考古学研究会

埼玉で「発明」された農具—日高市の桑扱器についての報告 I —

服 部 武

第1項 桑扱器の概要

(1) 養蚕用具桑扱器

はじめに

当館には約3,000点の民俗資料があり、そのうちの1,640点が「北武藏の農具」すなわち旧武藏国の北部にあたる本県で営まれてきた農業のありかたを伝える貴重な資料として国指定重要有形民俗文化財となっている。

その資料のひとつに通常「桑扱器」などと呼ばれる養蚕用具がある。これは、蚕の餌となる桑の葉を枝から扱き採るのに用いる道具で、L字形に組んだ木製の台座の上に二股に開いた鉄製の刃がついたものである（写真1参照）。

桑扱器を使用するときは、葉のついた桑の枝の根元をもち、これを桑扱器の二股刃の上から打ち込むようにする。すると、葉のついた枝の先端部が刃の間に挟まれた状態になる。そして、枝を手前に引くと桑の葉が刃にあたって切り落とされ、少しの力で葉を扱き採ることができる。

桑の葉を採る道具としては、この他に桑切り鎌や桑取り爪といったものもある。しかし、これらの道具が畠に生えている桑から葉の部分だけを採取するためのものであるのに対し、桑扱器はあらかじめ畠から桑を枝ごと伐採した後、これから葉のみを採るのに使うという違いがある。

当館所有の資料について

当館には、採取地での呼称によってクワコキとして登録されているものが5点、同様にクワモギという呼称になっているものが13点、クワモギキという呼称のものが5点と、合計で23点の桑扱器がある。

資料の採取地は、15点が当館のある行田市内で、他に3点が大里郡江南町、それぞれ2点ずつあるのが熊谷市と児玉郡美里町、そして1点が秩父郡長瀬町となっている。

これら資料の使用年代は、5点が明治からと記載されているほかは、大半が大正から昭和20年代までで、昭和30年代まで使用とされているものが2点である。

聞き取りによる桑扱器の使用状況

桑扱器が使われていた当時の様子について、行田市須加及び渡柳の農家の方からうかがった話では、この用具を使うのはハルゴと呼ばれる春の養蚕であったという。

一年のはじめの養蚕であるハルゴでは、以後に行うアキゴ、バンシュウ、バンバンシュウなどとは異なり、桑の採取を葉のみでなく枝ごと行う。これは、一度伐採することで枝が新たに生えてきてより多くの桑の葉がとれるようになるからだという。

刈り取った桑の枝は、蚕を養蚕小屋で飼うようになるハルゴの後半になればそのまま与えることができるが、飼育開始当初の時期には、さらに葉だけをとって与えていた。

その理由は、ハルゴの初期には蚕が自然に育つには気温が低く室内で飼育を行うからで、枝ごと桑を与えるには部屋が狭すぎること、また養蚕の大敵である蚕の病気を予防するため、飼育環境にからなるべく余分なものを除き清潔にしておくなどといったものであった。

このように桑扱器が必要とされるのは、年数回行われる養蚕のうちのハルゴの前半のみという比較的短い期間であった。しかし、聞き取りでは昭和10年前後には、養蚕をしている家では大抵この道具を数台は所有していたとのことで、使用期間は短いものの当時の養蚕には欠かせない道具となっていたようである。

(2) 発明品としての桑扱器

先行文献から

埼玉の農具のコレクションという位置づけの中で桑扱器を見た場合、特に興味深いと思われるは、この農具が本県で発明されたことである。

当館の「北武藏の農具」の目録編（註1）では、桑扱器について、「飼育用具の調桑具には、桑切り鎌や鋸、桑摘みのツメ（爪）などがあるが、明治時代から使用されているクワコキ（桑扱き）もある。クワモギ（桑挽ぎ）とも呼ばれ、広く利用されていた。特許品のため埼玉県の高麗で作られたものが多い。」と述べている。

また、「民具大事典」（註2）においても、「桑扱器」の項目で「・・・古くは包丁や草刈り鎌で葉を切り落としたが、明治21年に埼玉県で発明されたという打ち込み式桑扱器が群馬県その他の養蚕地で使われるようになる。・・・」という記述がなされている。

これらの記述にある「特許」や「発明」という言葉について、次に当館の資料から見ていただきたい。

当館の資料から

当館の資料23点中、10点の資料には、木製の台座部分に「埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」という焼き印がある。このうち受け入れ番号第2173番の資料には、発明人の名前の他に、「特許一〇三四号」という特許番号を示す銘も入っている。

「特許一〇三四号」という記銘のある桑扱器は他に2点ある。ここで興味深いのは受け入れ番号1498番のもので、こちらには、「埼玉県入間郡高麗村大字□□廿二番地発明者和田文次郎」という焼き印とともに、「特許第一〇三四号武州鹿山駒井泰助」という刻印がある。つまり、同じ第一〇三四号という特許に関して「和田文次郎」と「駒井泰助」という二人の名前が見られるのである。また、受け入れ番号214号には、「和田文次郎」の文字ではなく、「埼玉県入間郡高麗□村大字鹿山西十七番地発明人駒井泰助」と焼き印がある。

このように当館の資料からは、桑扱器には第一〇三四番という特許があることが確認できるとともに、発明人あるいは特許権者として「和田文次郎」と「駒井泰助」という二人の名があることがわかる。二人の住所はそれぞれ「高麗村」と「高麗川村」（鹿山は高麗川村の字名）となっている。

「高麗村」は明治22年から昭和30年まであった村で、清流をはじめ栗坪、高麗本郷などの10村が合併してできた村である。はじめ高麗郡に属していたが、明治29年から、入間郡に所属した。また、

駒井吉兵衛の住所「高麗川村」もやはり明治22年から昭和30年まであった村で、鹿山ほか12村が合併してできた村である。高麗川村も明治29年に高麗郡から入間郡に所属が変わっている。昭和30年には、この高麗村と高麗川村の2村が合併して「日高町（現在の日高市）」となっており、桑扱器は確かに本県で発明されたものであることがわかる。

流通する民具としての農具

よく知られているように、自給自足のイメージで捉えられがちな農村においても、農具に関しては古くから広範な流通によって入手されていたものが多い。江戸時代からのものとしては、農大工の技術を必要とする唐箕や高度な鍛冶の技術を要するセンバコキの歯などがあげられるが、明治大正期に入ると、牛馬での耕作に用いる各種の犁など、特許や実用新案といった近代法における知的所有権を利用しながら、特定の産地で生産され、全国に流通したものが多くなる。

当館に収蔵されている犁や足踏み脱穀機も、九州や東海地方あるいは東北地方といった遠隔地で開発生産されて流通し、農機具商などを通じて購入され使用されていたものがある。

つまり、当館の資料に「北武藏」と地名があっても、それはあくまでも使用地をあらわすものであり、資料の農具そのものには、広範な流通を介して当地域に入ってきたものが少くない。特に明治以降、近代的な法制度や鉄道などの交通網等が整備されてきた時代に作られた農具には、そのようなものが多くなるのである。

桑扱器の購入先についても、聞き取りによればオオグワヤ（大鉄屋）と呼ばれる犁などを取り扱う農機具商から入手したという話が聞かれ、桑扱器もまた犁や足踏み脱穀機同様に広く流通した農具であるといえる。しかも、発明された地域も本県であるという点において、桑扱き器は、本県の近代の農具を考える上で特に興味深い資料であるといえよう。

幸いなことに、今回桑扱器が発明された日高市の教育委員会生涯教育課文化財係係長の中平薰氏をはじめとする方々から、この興味深い発明品についてご教示を賜る機会に恵まれた。今回は、現時点までに知り得たことを簡単に紹介させていただき今後の調査の予告としたい。

第2項 日高市教育委員会と特許庁の資料から

(1) 桑扱器と関連品の特許について

特許制度と農具

日本の特許制度は、明治4年（1871）の専売略規則を発端としている。これは発明によって15年、10年、または7年の独占権を認めたもので、近代的特許制度の外観を呈していたが、当時の技術水準の低さや、発明を審査することのできる外国人を雇うことができなかった等の理由から1件の官許もないまま翌年廃止になっている。

その後、技術保護による産業の発展や工業所有権の保有による国益の増進、あるいは不平等条約改正のための近代的法制度整備の必要性などから、農商務省の高橋是清を中心に特許制度調査が行われ、明治18年（1895）に専売特許条例が制定された。そして、同年8月には日本の特許第1号が誕生しているが、これは錫止め塗料及びその塗法で、15年間を期限とする専売権が認められている。

また、広く知られていることだが特許第2号は生茶葉蒸器械、第3号は焙茶器械、第4号は製茶

摩擦器械と、いずれも本県の茶業発展に多大な貢献があったことで知られる高林謙三の製茶関係機械の特許で、これが日本における農業関係の最初の特許であるとともに、本県で取得された最初の特許ともなっている。

桑扱器の特許

さて、本題の桑扱器の特許であるが、日高市教育委員会でご教示をいただいたところ、地域で桑扱器の特許のことが広く知られるようになったのは、日高市と飯能市を中心に発刊されている「文化新聞」という新聞に、昭和62年1月9日・15日・20日と3回にわたって関連記事が掲載されたことが契機となっているという。

3回にわたる記事の要旨は、同じ日高市内において、桑扱器の発明者として旧高麗村の和田文次郎をあげる人と、旧高麗川村の駒井吉兵衛と泰助親子をあげる人がいて、果たしてどちらが発明者であるのかという論争が起こったが、地元の斎藤一郎氏が特許について調べてみたところ、実は前述の第一〇三四号の特許は、和田文次郎と駒井吉兵衛が連名で取得していることがわかり、結局二人とも発明者であることがわかったというものであった。

新聞の記事となったのはここまでであったが、斎藤氏はさらに、第一〇三四番の特許以前にも、隣接地域の2名が第四八六号、第四九七号という桑扱器の特許を取得していることと、後年駒井吉兵衛の息子である泰助が、第四〇二一号という桑扱器の特許を新たに取得されていたことまで調査していた。これらの成果によって、桑扱器の発明者について市政要覧等（註3）に紹介記事が掲載されたほか、第一〇三四号のものについては「日高市史」（註4）にも関連記事が紹介されている。

日高市教育委員会からは、このような詳しいご教示を賜ることができ、さらに多くの資料もご提示していただいた。これらについて、特許庁で確認調査と追調査を行い、現在までにわかったのは以下のものである。

① 特許第486号 名称 桑扱器（図3参照）

特許権者 埼玉県高麗郡新堀村 和田岩三郎

明治20年4月22日出願 明治21年5月22日特許取得（年限5年）

② 特許第497号 名称 桑葉扱落器械（図4参照）

特許権者 埼玉県高麗郡笠幡村 原島甚蔵

明治20年6月20日出願 明治21年6月4日特許取得（年限10年）

③ 特許第1034号 名称 桑葉扱器（図1参照）

特許権者 埼玉県高麗郡高麗村大字清流 和田文次郎

埼玉県高麗郡高麗川村大字鹿山 駒井吉兵衛

明治23年3月27日出願 明治23年12月18日特許取得（年限15年）

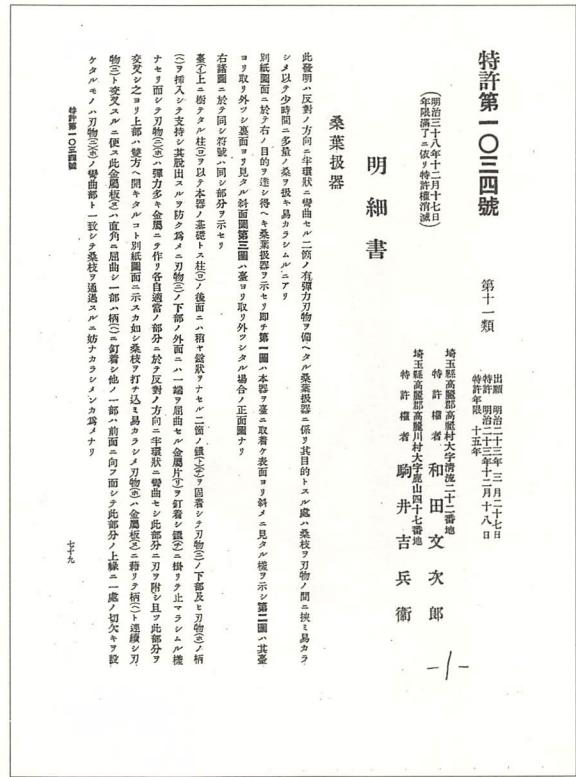
④ 特許第4021号 名称 桑扱器（図2参照）

特許権者 駒井泰助

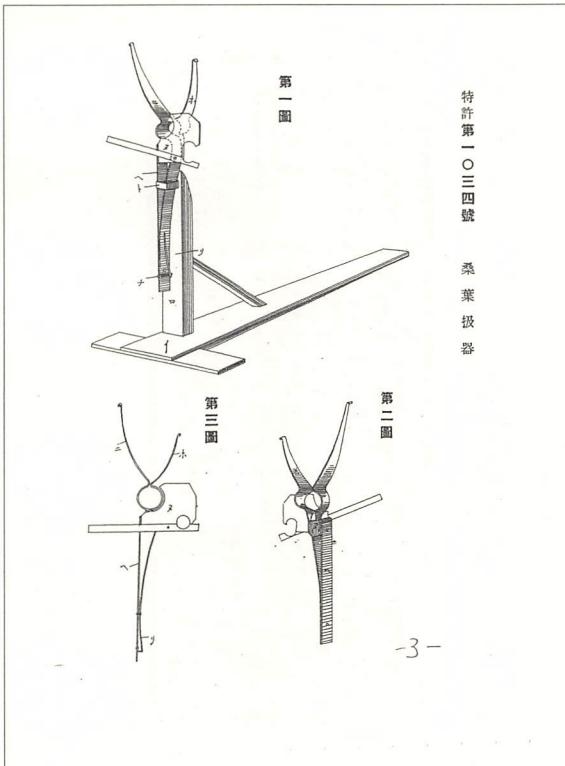
なお、④の特許第4021号については、特許権者の住所および特許出願取得の日時の記載がなく明



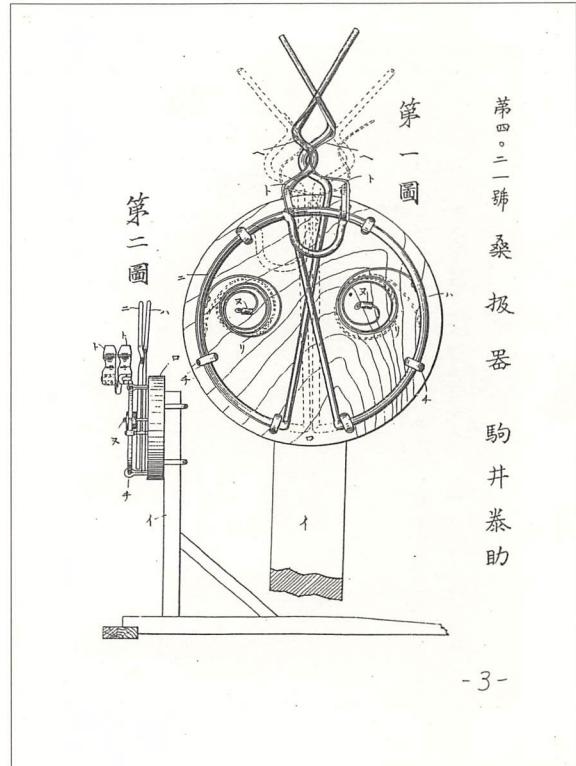
特許番号1034号と発明人の名が記された桑葉拔器（当館蔵）



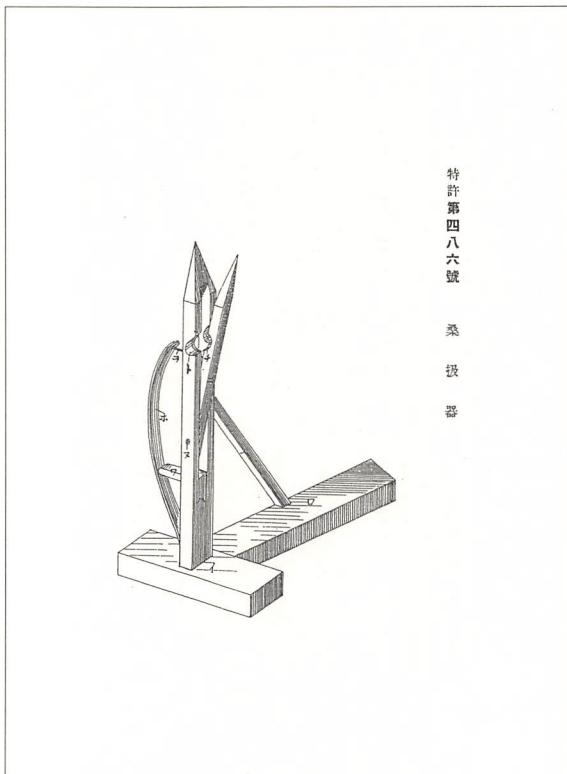
特許庁で公開している特許第1034号桑葉拔器の明細書 1 ページ目部分



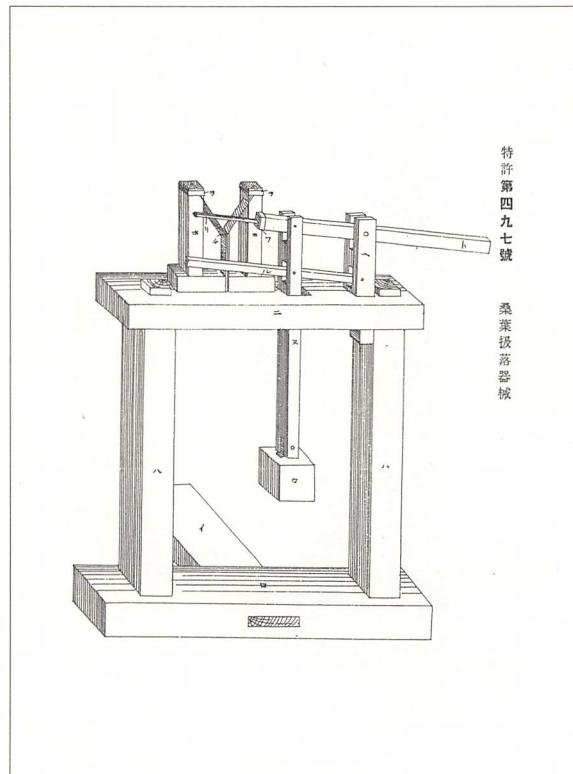
（図1）特許第1034号桑葉拔器の明細書にある概略図



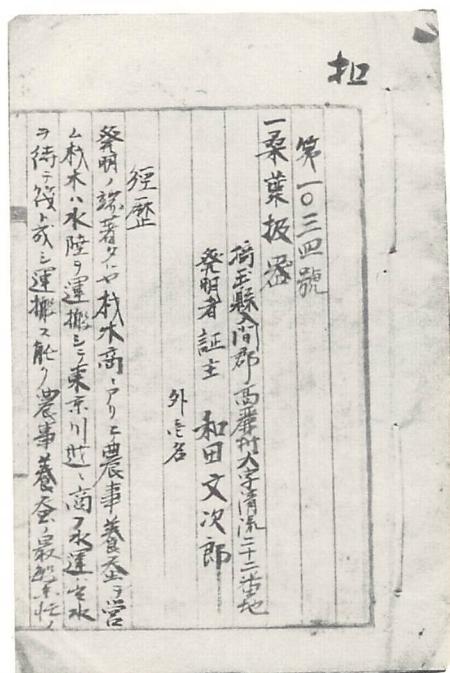
（図2）特許第1034号発明者の一人駒井吉兵衛の息子泰助が後に発明した特許第4021号桑拔器の概略図



(図3) 特許第1034号より以前の明治21年に発明された第486号の桑葉器



(図4) 同じく明治21年に発明された桑葉拔落器械。いずれも高麗郡で発明された。



(写真2) 明治37年に和田文次郎が記した。桑葉拔器についての書類。(和田實氏蔵、写真提供 日高市教育委員会)



和田清家に伝わる桑葉拔器用焼き印の拓本
長三郎は文次郎の子で幾太郎の弟。
(資料提供 日高市教育委員会)

細書のみが記載されていたが、先にも述べたように、特許権者の駒井泰助氏は③特許第1034号の特許権者の一人駒井吉兵衛の子供であることが知られている。

また、上記のほかに桑葉関係の特許としては以下のものが確認できた。

⑤ 特許第351号 名称 桑葉扱取器

特許権者 埼玉県簫羅郡東方村 須藤文之助

明治19年9月7日出願 明治20年5月20日特許取得（年限5年）

⑥ 特許第483号 名称 桑葉扱採具

特許権者 群馬県佐位郡伊勢崎町 小林平十郎

明治20年5月27日出願 明治21年5月18日特許取得（年限10年）

⑦ 特許第512号 名称 桑鋏

特許権者 埼玉県高麗郡中澤村 市川林太郎

明治20年9月2日出願 明治21年7月9日特許取得（年限15年）

⑧ 特許第545号 名称 桑葉扱取鋏

特許権者 東京府日本橋区馬喰町 渡邊喜三郎

明治20年6月1日出願 明治21年11月2日特許取得（年限10年）

これらは、①から④までが据え置きでの使用を前提としたものであるのに対し、手に持つて使用するという違いがあるが、こちらにも県内で発明されたものが2件あり、うち1件は高麗郡であることは注目されよう。

再び据え置き型の桑扱器にもどると、①から④までのうち、当館に収蔵されているものは、③の特許第1034号の形態のものしかない。

また、当館以外の博物館数館で資料を見学させて頂いたなかにも、第1034号の他に見ることができたのは④の第4021号のものだけであった。従って今回は第1034号の正式名「桑葉扱器」と第4021号の「桑扱器」に絞って項を進めさせていただく。

(2) 桑葉扱器の生産と流通－和田家の事例－

今回、中平薰文化財係係長をはじめ日高市教育委員会のご厚意で、桑葉扱器の発明者のひとりである和田文次郎の御子孫和田貴弘氏からお話をうかがう事ができた。

貴弘氏の曾祖父長三郎は文次郎の息子で、旧高麗村清流の実家から同村の栗坪へ分家した。そして、実家の兄幾太郎とともに桑葉扱器の生産販売を行った。このため、貴弘氏の家と清流の本家には「機械屋」（通称工場んち）という屋号がついている。後述する資料①には桑葉扱器の拠点を清流から後年栗坪に移したと記述されているが、実際には双方が稼働していたとのことである。また、和田家は桑葉扱器の利益をもとで、山から氷を切り出して販売するといった事業も行ったことがあるという。

和田貴弘氏からはお話しを伺えたのみでなく、栗坪の和田清（貴弘氏の父）家と清流にある本家の和田實家とに伝わる桑葉扱器関連の文献資料も拝見させていただくことができた。

資料は次のものである。

①明治37年11月19日付けの書類（写真2参照）

和田文次郎が桑葉扱器について記述したもので、清流地区にある和田實家に残されていた。

②桑葉扱器の広告(1)（写真3参照）

年代不詳。①とともに清流地区の和田實家に残されていた。

③桑葉扱器の広告(2)

年代不詳。やはり①とともに清流地区の和田實家に残されていた。

④海中燈の広告（写真4参照）

年代不詳。やはり①とともに清流地区の和田實家に残されていた。

⑤「明治二十八年専売特許桑葉扱器原簿」（写真5参照）

栗坪の和田清家に残されていた資料。

⑥明治31年から明治32年にかけての本県および関東周辺の顧客からの買い請け証（写真6参照）

栗坪の和田清家に残されていた資料。

⑦名古屋の石原商店という店の「営業案内」（写真7参照）

年代不詳。栗坪の和田清家に残されていた資料。

資料の分析と検討についてはまだ時間を要するが、今回は、これらの資料から現時点までに読みとれた概要を中心に簡単に紹介させていただく。

桑葉扱器発明の経緯

清流の和田實家に残る資料①は、明治37年11月19日に和田文次郎氏が桑扱き器発明の経緯を説明した書類である。この日は第1034号の特許権が満了となる年限のちょうど1年と1ヶ月前にあたり、この発明を振り返るような内容ともなっている。どちらかの行政機関に提出した書類のようでもあるが詳細は不明である。

これによれば、和田家はもとは材木商のかたわら養蚕も行っていた。しかし、養蚕に手がかかるのでその手間を少しでも減らしたいと考えていたという。そして、桑葉を効率よく採る方法を考えるようになり、和田家に材木の仕入れに来ていた座繰り製造者で鍛冶の心得もある駒井吉兵衛と相談して二人で桑葉扱器を開発したという。

桑葉扱器を開発した二人は、既に数件の特許を取得していた駒井徳五郎氏の協力を得て特許を申請した。当初は明治22年6月10日に出願したが訂正等が入り、明治23年3月27日に改めて出願となった。そして、同年12月18日に特許を得ると、和田氏と駒井氏は各自の宅地内に製造所を設けて生産販売を行ったという。

桑葉扱器は新規に開発された製品であったため、当初は販路を開くのに苦労し、使用法を説明の営業をしたり、新聞広告を出したり各府県郡村の勧業課や養蚕伝習所に見本品を贈呈もしくは貸与するなどして、全国に販売者を獲得していくといった。

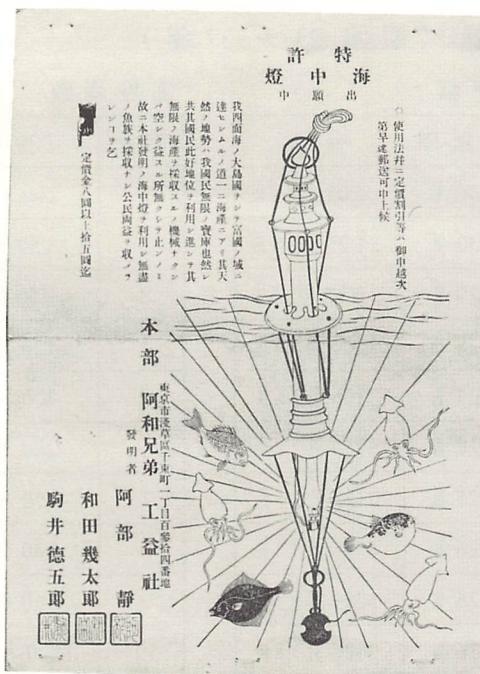
この書類によると和田文次郎と駒井吉兵衛は特許取得後は、それぞれ別個に桑葉扱器の製造販売を行ったようで、駒井吉兵衛の没後に和田文次郎の息子幾太郎が、駒井吉兵衛の息子の泰助から駒井家の特許権を買い取ったようである。その後、駒井家では泰助が新たに特許第4021号の桑扱器を



(写真3) 和田實家に伝わる桑葉拔器の広告

高麗村の興益館と東京の農益社の名がある。

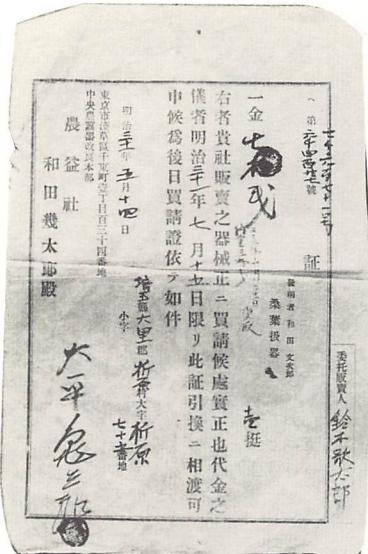
(写真提供 日高市教育委員会)



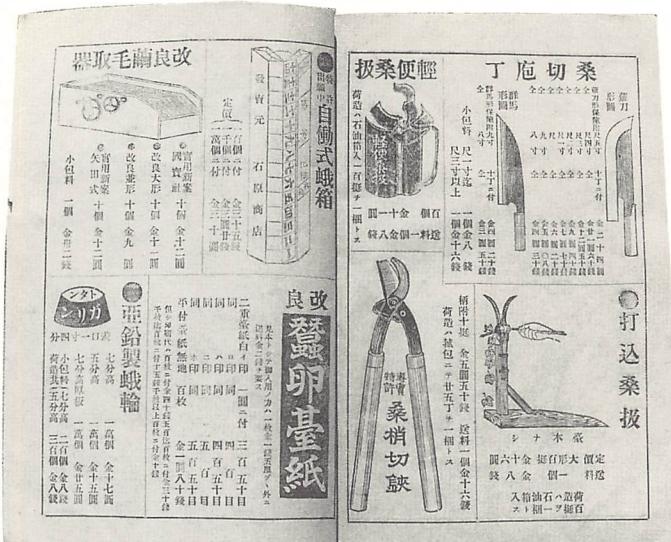
(写真4) 「海中燈」という漁業用照明の広告。（写真3）の桑葉拔器の広告の農益社と同じ東京の住所で、阿和兄弟工益社名义である。桑葉拔器の広告と共に和田實家に伝わっている。（写真提供 日高市教育委員会）



(写真5) 和田清家に伝わる「専売特許 桑葉拔器原簿」明治28年に記されたもの
(写真提供 日高市教育委員会)



(写真6) 桑葉扱器の買請証。 (和田清氏蔵 写真提供 日高市教育委員会)



(写真7) 名古屋の桑苗蚕種養蚕用具問屋の営業案内に掲載された桑葉扱器 (写真提供 日高市教育委員会)

豊国社桑葉扱器 14年間の営業記録 (明治23~37年)

① 生産数と生産額

年次	製作数	単価	金額
1	690丁	20銭	138円00銭
2	780丁	20銭	156円00銭
3	2600丁	19銭	494円00銭
4	4720丁	18銭	849円60銭
5	7900丁	17銭	1343円00銭
6	28500丁	17銭	4845円00銭
7	53500丁	13銭	6955円00銭
8	5200丁	13銭	670円00銭
9	11050丁	13銭	1436円50銭
10	9350丁	13銭	1215円50銭
11	10530丁	13銭	1368円90銭
12	10200丁	12銭	1224円50銭
13	9850丁	12銭	1182円50銭
14	7730丁	13銭	1004円90銭
計	162600丁		22882円40銭

* 1 ②と①の差益は 18151円19銭

② 販売数と販売額

年次	販売数	単価	金額
1	679丁	30銭	203円70銭
2	753丁	30銭	225円90銭
3	2542丁	29銭	737円18銭
4	4660丁	28銭	1304円80銭
5	8025丁	27銭	2166円75銭
6	21330丁	27銭	5759円70銭
7	12529丁	25銭	3132円25銭
8	26713丁	26銭	6495円38銭
9	19383丁	26銭	5039円58銭
10	11563丁	26銭	3006円38銭
11	16423丁	26銭	4269円98銭
12	13531丁	25銭	3382円75銭
13	11736丁	24銭	2816円64銭
14	10216丁	20銭	2043円20銭
計	160083丁		41033円70銭

* 2 14年間の製品残は 2517丁

本文中資料①より作成

開発して営業していたようである。ただし、このあたりの事情や年次についてはまだ調査中で詳細は不明である。

また、この書類には和田家は桑葉扱器の製造の拠点を清流から栗坪へ移したとあるが、和田貴弘氏によれば、栗坪に移したのは便宜上のことで、実際には清流が一貫して生産拠点であったという。

特許期間中の製造コスト・生産量・販売価格

先の資料①には、発明の経緯に統いて特許取得1年目から14年目までの製造高・販売高と製品単価の一覧表や、「発明実施に要する費用」と題された特許取得からの隔年の創業費用と物品個別製造に要する諸費用の表などが含まれ、特許（専売権）有効期間中の経営状況を振り返ったものとなっている。また、「特許隔年に於ける使用所数」、「製品の主要なる販路」といった記述や、「工業の進歩並びに社会公益上に処したる影響」および「社会よりあたえられたる批評」などといった発明の社会的意義についての総括も記され興味深い資料となっている。

これらのうち、まず特許取得1年目から14年目までの製造高・販売高と製品単価の一覧表と、「発明実施に要する費用」と題された特許取得からの隔年の創業費用と物品個別製造に要する諸費用の表を見てみたい（P62表参照）。

これによると、特許第1年（明治23年に該当すると思われる）には、桑葉扱器1丁の製造コストは20銭で、690丁の桑扱き器が生産された。そして1丁につき製造コストに10銭の利益を上乗せした30銭の売価で679丁が販売された。

そして、特許3年目に入ると、1丁につき19銭のコストで2600丁が生産され、1丁29銭の単価で2542丁が販売されるまでになり、6年目には1丁17銭のコストで2万8千500丁が生産され、単価27銭で2万330丁が販売されるまでに成長している。

特許第1年目から第14年までの間の桑葉扱器の生産販売状況には、生産過剰による損益が出た年や、それらの損失を取り戻すために生産調整や若干の値上げを行った時期があったり、特許権の買い取りと関連するかと思われる増資があるなど、時期によって波があるものの、トータルでは黒字経営となっている。

14年間の累計では、16万2千6百丁の桑葉扱器が生産され、16万83丁が販売された。その結果、売り上げの総額は約4万1千円となり、ここから生産経費約2万2千900円と投資額と思われる創業費用約4千円を差し引いた純利益は、約1万4千円となり、年平均千円の利益をあげていたことになる。

製品の販路

これだけの生産と売り上げを支えた市場はどのようなものだったのであろうか、「製品の主要なる販路」としてあげられた地域を記載順にあげると埼玉県・山梨県・長野県・群馬県・福島県・宮城県・静岡県・神奈川県・千葉県・茨城県・栃木県・東京都・愛知県・岐阜県・大分県・福岡県・熊本県・鳥取県・島根県・岡山県・三重県・広島県・宮崎県・岩手県・山形県・新潟県・富山県・滋賀県・京都府・大阪府・和歌山県・愛媛県・高知県・兵庫県・佐賀県・長崎県となり、現在でいうところの1都2府33県におよんでいることがわかる。ただし、各県別の比率は残念ながらこの書類からは不明である。

経営の形態

次に広範な地域に桑扱き器を流通させていた経営形態がどのようなものであったのか、和田家の資料から見ていきたい。

和田家の明治37年の書類には、製造所埼玉県入間郡高麗村大字栗坪とあり、高麗村清流から便宜のため移転したとあり家号を豊国社というとある。

また、この書類とともにあった資料②③は桑葉扱器の広告であるが、こちらには「埼玉県入間郡大字清流 製造発売 本部興益館 館主和田幾太郎」と記され、連名で「東京浅草区千束町一丁目百三十四番地 東京中央 本部農益社 社主 駒井徳五郎」とある。

これらの広告は、和田家の住所が栗坪移転以前の清流となっていることから、明治37年以前のものであると思われるが、和田家の家号が「豊国社」ではなく、「興益館」となっていることや、社主が文次郎の息子の幾太郎となっているといった相違点があるが、詳しいことは今のところわからない。いずれにしても、この資料から得られた最も重要な情報は、工場のある高麗村以外に桑葉扱器の販売拠点が東京にもあったということである。

東京における販売拠点「農益社」

東京における本部は浅草区千束町（現在の台東区千束）にあり、資料①の明治37年11月の書類の中で、桑葉扱器の特許出願の際に協力したとされる駒井徳五郎が社主となっているところが興味深い。

また、資料③の広告では、広告の上端に「埼玉県入間郡高麗村大字清流製造発売本部興益館」とあり、下端には「東京都浅草区千束町一丁目百三十四番地東京中央本部農益社」と記されており、東京の本部が「農益社」とも名乗っていたことがわかる。

ちなみに、資料①において駒井徳五郎は、数件の特許を取得していると記されているが、現在のところ確認できたものとしては、明治20年4月に取得された特許第330号「茶摘溜器」がある。

和田幾太郎と駒井徳五郎に関する記述は、桑葉扱器の広告とともに保存されていた資料④「海中燈」の広告にある。こちらは、漁業用の海中燈で特許出願中とあり、前述と同じ千束町一丁目百三十四番地の住所で「本部 阿和兄弟工益社」という名称が使われ、発明者として阿部静、和田幾太郎、駒井徳五郎の名が記されている。

この資料から推測すると、和田幾太郎と駒井徳五郎は桑葉扱器の販売で協力しているだけでなく、発明品という独占的で付加価値の高い商品を販売することで利益を得ようとする事業を協力して行っていたのではないかと思われる。

また、栗坪の和田貴弘家に残されていた資料⑥の桑葉扱器の「買請証」では、千束町の「農益社」の代表が和田幾太郎となっており、高麗村の「興益館」あるいは「豊国社」と東京の「農益社」は、実質的には一つの経営体で、前者が主に生産部門で、後者が主に全国各地への営業を行うといった機能分担があったように推測される。

再び資料②③の桑葉扱器の広告にもどると、本文は「発明者和田文次郎氏専売特許第一〇三四号 桑葉扱器（一名桑早取器）」という製品名から始まり、続いて「定価 大金七拾五錢 中金六拾五錢 小金五拾五錢 別格大八拾五錢金」と記されている。これによって桑葉扱器に4段階の寸

法規格があり、定価も決まっていたことがわかる。ここに記されている定価は、明治37年の文書に見られる売価に対して価格の開きが大きいように思われるが、その事情はまだ不明である。

また、広告の上端部には「為替振込局名 金三拾円以下武藏飯能電信郵便局、金三拾円以上第八十五国立銀行、金百円以上東京市中各銀行（中央部への為替金は東京浅草郵便電信局）」という記述があるので、代金の支払いに為替振り込みが利用されていたこともわかる。

その他、資料③の広告には、和田家で製造した「和田製造田印」の刻印を入れてあるとの記述がある（註5）。また、「器械取付け法心得」と称して桑葉扱器の台座へ取り付けや調整法が図解入りで記されているほか、「桑葉扱器説明図」と題された男女の掛け合い形式で記された製品説明が載せられているなど、当時の広報や営業のありかたを知る上でも興味深い点が多いが、それらについては今後検証していきたい。

地方における販売形式

さて、栗坪の和田貴弘家に残された資料には、資料⑤「明治二十八年専売特許桑葉扱器原簿」（写真5参照）と、資料⑥明治31年と32年の買い請け証（写真6参照）がある。これらの資料についても、個別の分析は今後の課題となるが、本稿では桑葉扱器の流通機構を考える上で最も重要なと思われる資料⑥の買い請け証を中心に触れていく。

買い請け証は、明治31年および明治32年に、県内、東京府、群馬県、栃木県の各地域の桑葉扱器の購入者が、和田幾太郎宛てたもので定型の書類となついる。

その書式は、まず冒頭に「委託販売人」と記され、下に氏名と印鑑を押す形式となっている。そして「第 号 証」と連番と題が記され、これに次いで「一金 発明者和田文次郎桑葉扱器 挺」と、販売した桑葉扱器の数量と金額を記す欄がある。

そして、証の文面には「右者貴社販売之器械正ニ買請候處実正也代金之儀者明治 年 月 日限リ此証引換ニ相渡可申候為後日買請証依テ如件」と印刷されいる。

差出人の記載箇所には、記載した日付と差出人の住所（県名から）氏名そして押印のする欄が設けられている。これに対する宛名は「東京浅草千束町一丁目百三十四番地中央農蚕器改良本部 農益社 和田幾太郎殿」と印刷されている。

この証を見ると、桑葉扱器の販売が各地の「委託販売人」を介して行われていたことがわかる。先に触れたように、桑葉扱器の特許によって発生した権利は、十五年間の「販売独占権」であるから、各地の業者は特許権をもつ和田家から販売を委託される形で、地元の消費者（おそらくは農家）に桑葉扱器の販売を仲介するという形式をとっていたものと思われる。

この買い受け証に関連して、当館の資料にも興味深い記述が見られる。受入番号1316番の資料の台座部分には、「特許明治二十三年十二月十八日ヨリ向十五年間」という銘の下に「大里郡御□□特約一手販売小松原又四郎」という印がある。また、これと同様の印が受入番号1869番の資料にもあり、先の買い請け証と併せて考えると、桑葉扱器は「委託販売人」あるいは「特約一手販売」という形で地方の商人と代理販売契約を結ぶことによって売られていたらしいことが想像される。

地方における販売の担い手

では、地方の商人とは具体的にはどのような職種であったのかということが、次の疑問となって

くる。先に触れたように、行田市内の聞き取りではオオグワヤ（大鉄屋）といわれるような農具商が該当する場合もあると思われるが、和田家の資料⑦は、名古屋の石原商店という「桑苗蚕種養蚕具問屋」と記された店の「営業案内」（写真7参照）で、桑苗・蚕種・養蚕具の商品カタログとなっており、この中に「打込桑扱」という名称で桑葉扱器が掲載されている。これらを総合すると、桑葉扱器の流通に関わっていたのは、農具商や養蚕関係専門の業者であったと考えられる。

第3項 おわりに

現時点でのまとめ

以上、本県の日高で発明された桑扱器について、主に特許番号1034番の桑葉扱器の発明者一人和田幾太郎家の資料を中心に報告してきた。ここで、その内容を整理してみたい。

①特許番号第1034番の桑葉扱器は本県の旧高麗村の和田文次郎と旧高麗川村の駒井吉兵衛が発明し、明治23年12月に特許を取得、15年間の独占販売権を得た。

②特許を取得した和田文次郎と駒井吉兵衛はそれぞれ別個に桑葉扱器の販売を行った。そして、時期は不明であるが、この特許が有効な期間中に駒井吉兵衛が没し、和田文次郎の息子和田幾太郎が駒井吉兵衛の息子泰助から1034番の特許を買い取った。駒井泰助は新たに4021号という桑扱器の特許を取り、これを販売した。

③和田文次郎・幾太郎親子の事例では、高麗村で「興益館」あるいは「豊国社」といった社名で桑葉扱器の製造販売を行った他、東京にも販売拠点を設け、全国に向けて営業活動を行った。

また、全国への営業は特許による権利である販売独占権を使い、各地の養蚕用具関連業者や農具商と委託販売の契約を結んで行うものであったらしい。

④和田家の場合、資料によれば明治23年から14年間の間に16万2千6百丁の桑葉扱器を生産し、総額で4万1千円の売り上げをあげ、1万4千200円の純利益をあげている。したがって、当時の額で年平均1千円という純利益をあげていたわけで、この発明により比較的大規模な経営者となっていたことが予想される。

以上、現時点では、ご教示いただいた膨大な資料の分析も途上であり、今回はその一部の概要について紹介できたにすぎない。それでも、特許制度が整備されて間もない明治半ばの時期に、本県の農村部において、特許権を取得して全国に向けた事業が展開されていたことは明確になってきたといえるであろう。

「発明」し「起業」する近代初期の農村

注目すべきことは、桑葉扱器の発明が単に和田文次郎と駒井吉兵衛という二人によって行われた個人的で単発的な事象であったのではなく、これに先駆けて明治20年に近隣の高麗郡新堀村（現在日高市）と高麗郡笠幡村（現在川越市）でも、同じ桑扱きに用いる機械の特許が申請され取得されていることである（先述の特許第486号桑扱器の和田岩三郎と特許第497号桑葉扱落器械の原島甚蔵）。

つまり、明治20年代当時、高麗郡の農村地帯において、特許を取得して新たな事業を起こそうとする機運があったように思われることである。付け加えれば、先述の製茶機の発明で有名な高林謙

三も高麗郡平澤村（現在日高市）の出身であったが、どちらの発明も養蚕（生糸）と製茶という明治期の日本の重要な輸出産業と結びついていたことは非常に興味深い。言い換えればこれらの産業に関連する製品を製造販売することで、国内に大きな市場を開拓できたのである。

ここ数年、私は埼玉県南部の農村で農家の副業として行われていた竹細工生産が、産地問屋（仲買人）による問屋制家内工業の形態をとっていたことや、その形態になった時期が幕末まで遡れる可能性があること（註6）、さらにその近隣地域では、大正期には都市と工業の発展に呼応して農家の副業だった竹細工が専業化し工場制手工業的な生産形態にまで発展することに着目してきた（註7）。

そして、材料の仕入れや製品の出荷等での鉄道の利用や、製品の生産過程に見られる行程の簡素化や動力の導入等によるコストダウンの指向などから、明治大正期の都市近郊農村が近代的な資本主義のシステムを、きわめてスムーズに導入し利用してきた一面があることを強く感じていた。

今回、桑扱器の事例に出逢い、「特許」という近代資本主義的な制度が日本に本格的に導入されて間もない時期（明治になってからわずか20年ほどの時期である）に、町場というよりは農村地帯であった旧高麗郡周辺で、単に自家用農具を工夫するのではなく、「発明」し特許権（実体的には専売権）を得て、全国向けに製造販売する会社を「起業」していた事実を知り、明治初期の農村の近代制度への対応力を一層強く感じさせられた。それと共に、同じ時代の同じ地域で、一般に「民俗」ととらえられるような様々な儀礼や信仰が伝承されており、場合によっては近代的制度を駆使しているのと同じ人がその伝承者であったことを思うとき、それらの関わりをどのように捉えるべきか慎重に考えていきたいと感じた。

また、本県において桑扱器や製茶関連以外で、特許制度が本格的に運用され始めた明治18年ころに、発明改良等で特許が取得された農具及び農業関連の事例としては以下のものが確認された。

① 特許第47号 名称 改良鎌

特許権者 埼玉県（郡等の記載なし）角田常太郎

明治18年8月10日出願 明治18年10月23日特許取得（年限10年）

② 特許第201号 名称 時計機仕掛け織糸器械

特許権者 埼玉県秩父郡大宮郷 権田周助

明治19年4月10日出願 明治19年5月13日特許取得（年限10年）

③ 特許第206号 名称 精米機械

特許権者 埼玉県北足立郡川口町 永瀬正吉

今後の課題

今回の報告は、桑扱器について様々な資料をご教示いただく機会に恵まれたことについての速報的なものとなってしまった。ここで今後の課題と調査の方向性を整理しておきたい。

①現在ご教示いただいている文献資料の分析と聞き取り調査を進め、和田家の桑葉扱器の発明と事業について明確にしていく。同時に、桑葉扱器のもう一方の発明者で、後に新型の発明も行っている駒井家の桑葉扱器についても同様の調査を行う。

③和田・駒井両家の桑葉扱器・桑扱器の流通先の追跡調査。またこれらが、いつ頃まで使われ流通していたのか等、現在不明な点を段階を追って調べていく。

④商品の全国への輸送手段や輸送経由などの調査。

⑤特許1034番に先駆けて、明治20年に発明された特許第486号の桑扱器と特許第497号の桑葉扱落器機について、特許取得後どのような展開があったのか調査していく。

以上のように、桑扱器に関わる情報をできる限り具体的なものにし、このような事業を可能にした当時の通信・交通・金融などの環境とかかわりについても理解していきたいと思っている。

「発明」や「起業」の担い手

前記の内容と共にで、竹細工など以前からの調査対象も含めて模索していきたいのは、明治期や大正期の農村の中で「起業」する人達とはどのような人達であったのかということである。

特許1034番の場合には、和田家は材木商（あるいは冰の販売）と養蚕をおこなっている「半農半商」的な家であったように思われ、一方の駒井家は資料①の明治37年の書類によれば、「座繰り製造者」と記されているので「職人」ということになる。このような職種であれば都市部を相手にした商売を以前から行っていたことになり、近代的な流通制度に対応しやすかったと考えることもできる。

しかし、当時の農村において「農業者」「商業者」「工業者」といった職種の区別で捉えることがどの程度有効であるかは疑問の残るところである。先にあげた「赤山笊」の例に見られるように、「農業者」が手に職をつけて「工業者」になり、さらに「工業者」が下職を使い「商業者」となる例もあり、その背景には農家の副業として「手職」や「行商」が広く行われていたことがある。

そのことは、先にも少し触れたように近代的資本主義制度の活用者と民俗伝承の担い手が同じである可能性も予想させるものとなるであろう。

また、「起業」するにあたっては、今回の資料①にも見られるように、あらかじめ資本の蓄積があることが前提となるが、どの程度の規模の資本を持ち、どのような生産手段をもった人が発明などによる「起業」の担い手となってきたのか調査を進めていく必要があると思われる。

最後に、多くのご教示を賜った中平薰文化財係係長をはじめ日高市教育委員会の皆様と桑葉扱器の発明者の御子孫でもあられる和田實氏と和田貴弘氏をはじめ、群馬県北橘村歴史民俗資料館の島田志野氏、東村山市ふるさと資料館の大藪裕子氏ほか、この報告を書くにあたってご教示を賜った全ての方々に感謝の意を述べさせて頂き本稿を終わりたい。

(註1) 「北武藏の農具目録編」編集発行埼玉県立さきたま資料館・昭和60年1月

(註2) 「民具大辞典」編集日本民具学会・発行株式会社ぎょうせい・平成9年5月

(註3) 「日高市市勢要覧」編集発行日高市・平成8年10月

(註4) 「日高市史近現代資料編」編集発行日高市・平成9年3月

(註5) 「東京農業大学図書館標本室所蔵古農機具類写真目録」（編集発行東京農業大学図書館・昭和53年）には、「桑扱」の資料5点が掲載され、うち、受入番号130番と248番（収集地はいずれも福島県）には一田和田という記銘があると記述されている。

(註6) 拙稿「赤山笊についての報告Ⅰ」埼玉県立博物館紀要第26号・平成13年3月

(記7) 拙稿「蕨の篠竹籠バイスケについての報告」埼玉県立博物館紀要第23号・平成10年3月

調査研究報告 第15号

印 刷 平成 14 年 3 月 21 日

発 行 平成 14 年 3 月 28 日

編集・発行 埼玉県立さきたま資料館

〒 361-0025 行田市埼玉 4834

印 刷 若葉印刷有限会社

本文は再生紙を使用しています。